

平成20年

# 上砂川町議会会議録

第1回 定例会

予算特別委員会

上砂川町議会

## 平成20年 上砂川町議会（第1回定例会）会議録目次

### 第1号（3月10日）

議事日程	2
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
大内兆春の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	3
大内兆春の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	4
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	4
町長行政報告	4
教育長教育行政報告	6
同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	7
議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について	8
議案第2号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定 について	9
議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第5号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定について	12
議案第7号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第8号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について	15
議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	17
議案第10号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）	18
議案第11号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	23
議案第12号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1 号）	24
議案第13号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）	25
議案第14号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）	26
議案第15号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	27
議案第16号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）	29
町政執行方針	31
教育行政執行方針	39

散会の宣告 .....	4 1
-------------	-----

第 2 号 ( 3 月 1 1 日 )

議事日程 .....	4 3
会議録署名議員 .....	4 4
開議の宣告 .....	4 4
会議録署名議員指名について .....	4 4
議案第 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について ( 原案可決 ) .....	4 4
議案第 2 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定 について ( 原案可決 ) .....	4 4
議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について ( 原案可 決 ) .....	4 5
議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について ( 原案可 決 ) .....	4 5
議案第 5 号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について ( 原案可決 ) .....	4 5
議案第 6 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定について ( 原案可決 ) .....	4 5
議案第 7 号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について ( 原案可決 ) .....	4 6
議案第 8 号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について ( 原案可決 ) .....	4 6
議案第 9 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について ( 原案可決 ) .....	4 6
議案第 1 0 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) ( 原案可決 ) .....	4 7
議案第 1 1 号 平成 1 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計 ( 事業勘定 ) 補正予算 ( 第 2 号 ) ( 原案可決 ) .....	4 7
議案第 1 2 号 平成 1 9 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 ( 事業勘定 ) 補正予算 ( 第 1 号 ) ( 原案可決 ) .....	4 7
議案第 1 3 号 平成 1 9 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 原案可決 ) .....	4 8
議案第 1 4 号 平成 1 9 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 原案可 決 ) .....	4 8
議案第 1 5 号 平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) ( 原案可決 ) .....	4 8
議案第 1 6 号 平成 1 9 年度上砂川町水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 原案可決 ) .....	4 8
議案第 1 7 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計予算 .....	4 8
議案第 1 8 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計 ( 事業勘定 ) 予算 .....	5 3
議案第 1 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 .....	5 4
議案第 2 0 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 ( 事業勘定 ) 予算 .....	5 6
議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算 .....	5 7
議案第 2 2 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算 .....	5 8
議案第 2 3 号 平成 2 0 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算 .....	5 9

議案第 2 4 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	6 0
議案第 2 5 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計予算	6 1
予算特別委員会設置及び付託について	6 3
休会について	6 4
散会の宣告	6 4

### 第 3 号 ( 3 月 1 7 日 )

議事日程	6 6
会議録署名議員	6 6
開議の宣告	6 6
会議録署名議員指名について	6 6
町政執行方針に対する質疑	6 6
大 内 兆 春	6 6
町長 加賀谷 政 清	6 7
椿 原 満 春	7 1
町長 加賀谷 政 清	7 2
高 橋 成 和	7 5
町長 加賀谷 政 清	7 7
教育行政執行方針に対する質疑	8 0
高 橋 成 和	8 0
教育長 榎 満 雄	8 1
休会について	8 2
散会の宣告	8 3

### 第 4 号 ( 3 月 2 1 日 )

議事日程	8 5
会議録署名議員	8 5
開議の宣告	8 5
会議録署名議員指名について	8 5
予算特別委員会委員長報告	8 6
議案第 1 7 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計予算 ( 原案可決 )	8 6
議案第 1 8 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計 ( 事業勘定 ) 予算 ( 原案可決 )	8 7
議案第 1 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 ( 原案可決 )	8 7
議案第 2 0 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 ( 事業勘定 ) 予算 ( 原案可決 )	8 7
議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算 ( 原案可決 )	8 7
議案第 2 2 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算 ( 原案可決 )	8 7
議案第 2 3 号 平成 2 0 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算 ( 原案可決 )	8 8

議案第 2 4 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	8 8
議案第 2 5 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	8 8
調査第 1 号 所管事務調査について（許可）	8 8
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認）	8 8
追加日程について	8 8
同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	8 9
意見書案第 2 号 地域医療の確保に関する意見書（原案可決）	9 0
意見書案第 3 号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書（原案可決）	9 0
意見書案第 4 号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書（原案可決）	9 1
意見書案第 5 号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書（原案可決）	9 1
意見書案第 6 号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書（原案可決）	9 2
教育長あいさつ	9 2
閉会の宣告	9 3

## 平成 2 0 年第 1 回定例会予算特別委員会

### 第 1 号（3月18日）

議事日程	9 5
委員長あいさつ	9 5
開会の宣告	9 5
開議の宣告	9 5
町長あいさつ	9 5
予算特別委員会の日程について	9 6
予算審査の方法について	9 6
予算審査資料の提出について	9 7
その他の関係について	9 7
議案第 1 7 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	9 7
散会の宣告	1 2 3

### 第 2 号（3月19日）

議事日程	1 2 6
開議の宣告	1 2 6
議案第 1 8 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	1 2 6
議案第 1 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	1 2 8
議案第 2 0 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	1 2 9
議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算（原案可決）	1 3 0
議案第 2 2 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算（原案可決）	1 3 1

議案第 2 3 号 平成 2 0 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決） .....	1 3 3
議案第 2 4 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決） .....	1 3 3
議案第 2 5 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決） .....	1 3 5
閉会の宣告 .....	1 3 7
出席議員 .....	1 3 9
説明のため出席した者 .....	1 4 0
事務局職員出席者 .....	1 4 0

# 第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成 2 0 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月10日（月曜日）午前10時00分 開会  
午後 2時34分 散会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
3月10日～3月21日  
12日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（大内議員）
  - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（大内議員）
  - 4) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
  - 5) 例月出納検査結果報告（12・1・2月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
同意第 1 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 2 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 1 議案第 5 号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 6 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 7 号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議案第 8 号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 9 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 1 6 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 7 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 1 8 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）



第 2 2 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度上砂川  
町水道事業会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 号 ~ 第 1 6 号までは、  
提案理由・内容説明までとする。

第 2 3 町政執行方針

第 2 4 教育行政執行方針

---

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成

8 番 柳 川 暉 雄

---

開会の宣告

○議長(貝沼宏幸) ただいまの出席議員は 1 0  
名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 2 0 年第 1  
回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、  
開会いたします。

(開会 午前 1 0 時 0 0 分)

---

開議の宣告

○議長(貝沼宏幸) 直ちに本日の会議を開きま  
す。

---

会議録署名議員指名について

○議長(貝沼宏幸) 日程第 1、会議録署名議員  
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 7 条の規定  
によって、7 番、横溝議員、8 番、柳川議員を指  
名いたします。よろしく願いいたします。

---

会期決定について

○議長(貝沼宏幸) 日程第 2、会期決定につ  
いて議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から  
3 月 2 1 日までの 1 2 日間にしたいと思いた  
すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 2 1 日までの 1  
2 日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お  
手元に配付の日程表のとおりであります。

---

諸般の報告

○議長(貝沼宏幸) 日程第 3、諸般の報告を行  
います。

議会政務報告を行います。報告事項につきまし  
ては、それぞれ印刷してお手元に配付していると  
おりでありますので、ごらんになっていただき、  
報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報  
告と第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果  
報告について、大内議員。

○4 番(大内兆春) 空知中部広域連合議会につ  
いて。

標記の件につき、平成 2 0 年空知中部広域連合  
議会第 1 回定例会が下記のとおり開催されました  
ので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成 2 0 年 2 月 2 8 日木  
曜日午前 9 時半、場所でございますが、空知中部広  
域連合広域介護予防支援センター世代間交流室で  
あります。

議案第 1 号 平成 1 9 年度空知中部広域連合一  
般会計補正予算(第 2 号)。議案第 2 号 平成 1  
9 年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予  
算(第 2 号)。議案第 3 号 平成 1 9 年度空知中  
部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第 2  
号)。議案第 4 号 平成 1 9 年度空知中部広域連  
合老人保健特別会計補正予算(第 3 号)。議案第  
5 号 平成 1 9 年度空知中部広域連合障害支援事  
業会計補正予算(第 2 号)。議案第 1 1 号 空知  
中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する  
条例。議案第 1 2 号 空知中部広域連合介護保険  
総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例。議案第6号 平成20年度空知中部広域連  
合一般会計予算について。議案第7号 平成20  
年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算につ  
いて。議案第8号 平成20年度空知中部広域連  
合国民健康保険事業会計予算について。議案第9  
号 平成20年度空知中部広域連合老人保健特別  
会計予算について。議案第10号 平成20年度  
空知中部広域連合障害支援事業会計予算につ  
いて。議案第13号 空知中部広域連合個人情報保  
護条例の一部を改正する条例。議案第14号 空  
知中部広域連合広域計画の変更について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件と  
も全会一致、原案のとおり可決されましたので、  
報告いたします。

続きまして、砂川地区保健衛生組合議会につ  
いて。

標記の件につき、平成20年第1回砂川地区保  
健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されま  
したので、ご報告いたします。

日時であります。平成20年3月4日火曜日  
午前10時で、場所でございますが、砂川市役所  
議会委員会室であります。

議件に入る前に、主要報告である株式会社エコ  
バレー歌志内の可燃ごみ委託料単価改正と火葬場  
吉野斎苑使用料の有料化については、町長が行政  
報告でしていただきますので、省略させていただきます。  
町長、お手数をおかけしますが、よろしくお  
願ひいたします。

それでは、議案の報告に入ります。議案第1号

平成19年度砂川地区保健衛生組合会計補正予  
算。議案第5号 砂川地区保健衛生組合職員の自  
己啓発等休業に関する条例の制定について。議案  
第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて。議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に關  
する条例の一部を改正する条例の制定について。  
議案第6号 砂川地区保健衛生組合火葬場条例の  
一部を改正する条例の制定について。議案第2号

平成20年度砂川地区保健衛生組合会計予算。  
報告第1号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件と  
も全会一致、原案のとおり可決されましたので、  
報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、石狩川流域下水道組合  
議会第1回定例会結果報告につきましては、私か  
らご報告いたします。

本定例会は、去る2月28日、滝川市総合福祉  
センターにおいて開催されました。

案件につきましては、報告第1号 例月現金出  
納検査報告について。議案第1号 平成20年度  
石狩川流域下水道組合一般会計予算。議案第2号

石狩川流域下水道組合負担金割合及び徴収条例  
の一部を改正する条例の3件であります。

結果につきましては、いずれも全会一致で、承  
認あるいは原案のとおり可決しておりますので、  
以上報告といたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の  
12、1、2月分のとおりでありますので、ごら  
んいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第4、町長の行政  
報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告をいたしま  
す。

今回報告いたします平成19年12月の第4回  
定例会から本定例会までの町政執行上の事項につ  
きましては、お手元に配付の報告書により報告と  
させていただきますが、その他2件について報告  
をさせていただきます。

1点目につきましては、上砂川町の休日医療体  
制の一部変更についてであります。休日医療体制  
につきましては、昭和52年から町と空知医師会  
上砂川部会との協定により、日曜日と祝日の休日

診療を町内医療機関の当番制で実施してまいりましたが、平成10年からは町内の医療機関が町立診療所と勤医協上砂川診療所の2カ所となったことから、空知医師会と砂川市立病院の協力を得て、月2回は町内の医療機関、それ以外の休日は砂川市立病院で実施してまいりました。しかし、昨年3月の第1回町議会定例会で報告いたしましたが、平成19年度は北海道勤労者医療協会から医師不足の状況下において、上砂川診療所に嘱託医師を配置したものの、勤務条件上休日診療ができない旨の申し出があり、現在に至っているところであります。

平成20年度以降の休日診療に向けましては、町内医療機関における休日診療の受診者数が年々減少傾向にあり、平成19年度は年度途中であります。受診者のいない日もあること、また町立診療所のみでは町内での当番体制の構築に至らないことを考慮し、住民の休日診療先の安定的な確保について空知医師会砂川部会とも相談を重ねてきた結果、町内医療機関による休日当番を休止し、砂川市の休日当番における休日診療にゆだねることとなったものであります。これによりまして4月からは、町民の方々の休日診療は砂川市内の開業医や市立病院による休日当番医が受診先となりますが、この変更にあたっては住民周知を徹底し、混乱のないよう詰めてまいりたいと考えてございます。

次、2点目ではありますが、砂川地区保健衛生組合火葬場使用料の有料化と並びに可燃ごみ処理委託料の単価改定についてであります。火葬場の使用料の有料化につきましては、昨年12月11日開催の議会運営委員会で火葬場使用料の有料化について経過報告をいたしましたが、ただいま大内議員から報告のありました砂川地区保健衛生組合定例会におきまして、火葬場条例の一部を改正する条例が可決され、本年7月から有料とすることが決まったところであります。火葬場吉野斎苑は、平成7年から供用開始し、13年を経過しており、

火葬炉などの老朽化に伴い、施設補修が必要になったことから、今後計画的な補修により施設の延命を図ることと、あわせて近隣市町での利用者負担の実態を勘案して、現行無料としている構成市町の住民についても使用料を有料とするものであります。

現行の火葬場につきましては、砂川保健衛生組合を構成しております5市町のうち、砂川市、歌志内市、上砂川町の3市町で維持管理費を負担し、運営しており、火葬炉の使用につきましては3市町の住民については無料とし、それ以外の方は13歳以上4万1,000円、13歳未満3万円の使用料を支払っていただいているところであります。補修費の概算金額は、平成20年度から30年度までの11年間で約9,100万円ほどが見込まれることから、この経費の一部を住民の方にご負担をお願いするものであります。有料化後の使用につきましては、滝川を中心に4市町で構成する中空知衛生組合と同様の考え方により、構成市町以外の方の使用料の半額とし、13歳以上で2万500円、13歳未満で1万5,000円とするものであります。有料化に伴っての住民の方々の手続は、死亡届提出時に役場窓口で使用料を納めていただくことになり、その他の手続は特にありません。今後は、火葬場使用の有料化について広報等で住民周知をしてまいりたいと考えております。

次に、可燃ごみ処分料委託料単価改定についてであります。これにつきましても昨年9月19日の議会運営委員会において株式会社エコバレー歌志内からの可燃ごみ処分委託料単価改定について経過報告をいたしておりますが、本年の2月に委託料の単価改定が決まりましたので、この点についてご報告をしておきたいと思っております。平成15年度から可燃ごみにつきましては、一たんグリーンプラザくるくるへ搬入し、さらにエコバレー歌志内において焼却処分しているところであります。本年3月末で5年間の委託契約期間が満了と

なることから、昨年5月にエコバレー歌志内から単価引き上げの申し出があり、その内容としては当初のコスト見込みが低かったため、借入金が増え、現行単価では事業の継続ができなくなってきており、現行単価1トン当たり消費税込みで1万5,960円を2万5,200円、額にして9,240円、率で57.9%の引き上げをしたいとのことでありました。エコバレー歌志内と可燃ごみ処理委託契約を締結しております砂川地区保健衛生組合と滝川市を中心とする中空知衛生施設組合、そして深川市を中心とする北空知衛生組合の3組合でこれまで協議を重ねてきたところであります。その結果、本年1月16日にエコバレー歌志内に対し、契約期間は今後5年間とし、委託料単価につきましては平成20年度から21年度までは1トン当たり消費税込みの25%引き上げの1万9,950円に、平成22年度から24年度まではエコバレーから提案のあった単価2万5,200円とする申し入れを行ったところです。それを受けまして、2月5日にエコバレー歌志内から3組合の申し出どおり了承したいとの回答がございました。

このたびの委託料単価の引き上げによりまして、本町のごみ処理分の組合負担金は値上げによって平成20年度からは300万円程度の増、22年度以降につきましては700万円程度の増加が見込まれておりまして、各市町においても同じ状況となることから、今後住民の皆さんにかかわるごみ代金の値上げについては、中空知衛生組合、北空知衛生組合の動向を見ながら、利用者負担を考慮し、組合構成市町で協議を行い、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（樫 満雄） 教育行政報告を申し上げます。

平成19年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、教職員の争議行為につきましてご報告を申し上げます。

北海道は、逼迫する道財政を踏まえ、財政健全化に向け、これまで2年間にわたり教職員を含む道職員の給料を10%削減してきましたが、財政状況は好転せず、今後平成20年度から4年間教職員を含む道職員の給料を一律9%削減する措置を提案をいたしました。これに対し、地公三者共闘会議、自治労、全道庁、北教組は、財政逼迫の原因は知事や副知事にあるとして反発を強め、1月30日に2時間ストライキを構え、対峙し、継続的に交渉を重ねてきたところであります。1月30日未明、道は教職員を含めた道職員の給与削減について、管理職は9%とするが、一般職は7.5%削減とする譲歩案を提示し、地公三者共闘会議のうち自治労、オール道庁はこれを不満としながらもストライキを回避し、29分の抗議集会にとどめ、妥結したところであります。しかし、北教組は北海道教育委員会が教職員に対し、平成20年度から査定昇給制度、いわゆる勤務実績を給与に反映させる制度を期末手当における勤勉手当に導入することとしたため、教育現場にはなじまないこととしてこれに反発し、終業時間前1時間のストライキを敢行いたしました。ストライキに参加した教職員は全道で1万2,500人、本町の北教組上砂川支会の教職員22名全員がこのストライキに参加しております。

道教委は、このストライキは地方公務員法第37条の争議行為の禁止に当たり、違法行為であるとして厳正な処分をする方針で全道の市町村教育委員会に処分内申の提出を求めてまいりました。

これを受けて、本町の教育委員会は2月の28日、臨時教育委員会を開催し、処分内申をするかどうか議論をし、協議をし、ストライキの内容が終業時間前1時間で、教職員が児童生徒を下校させた後にストライキに参加したため、授業への影響はほとんどなかったことなどにより、処分内申をためらう意見もありましたが、全道で本町だけが処分内申をしないわけにはいかないことから、ストライキに参加した上砂川支会教職員全員の処分内申をすることを決定したところであります。道教委は、各市町村の処分内申を受け2月27日、道教育委員会を開催し、1時間ストライキに参加をした全教職員に対し戒告処分という重い処分を決定し、本町の上砂川支会の教職員も全員戒告処分という極めて厳しい処分内申になったことを申し上げ、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

---

#### 同意第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

道藤監査員は、慣例によりまして退席をお願いいたします。

〔監査委員 道藤秋夫 退場〕

○議長（貝沼宏幸） それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由は、現委員、道藤秋夫氏が平成20年3月13日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入ります。本文をご参照願いたいと思います。次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町字鶉218番地18（鶉本町北4丁目3番13号）。氏名、道藤秋夫。生年月日、昭和15年7月2日。職業、無職。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、町長の提案どおり同意することに決定いたしました。

〔監査委員 道藤秋夫 入場〕

○議長（貝沼宏幸） ここで、再任されました道藤秋夫氏からごあいさつをいただきます。よろしく願いいたします。

○監査委員（道藤秋夫） 一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいま私の監査委員再選に当たりまして、議員皆様のご同意をいただき、まことにありがとうございました。深く感謝申し上げます。

さて、私自身微力ではございますが、今までの経験を生かし、そしてさらに自己研さんし、与えられました職務を遂行するため、誠心誠意努力する所存でございますので、皆様の従来に変わらぬ

ご指導、ご鞭撻をくださいますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。

#### 議案第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、生活館等に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第1号について内容の説明をいたします。

各町生活館等の管理につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館の設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、各町生活館、集会所の管理運営業務を行っておりますが、本年3月で指定期間が満了となることから、4月以降も引き続き各町自治会が管理運営業務を行うために指定管理者の指定を承認いただくものであります。

指定管理者の選定につきましては、原則公募に

よるとされておりますが、生活館等につきましては地域の集会施設との性格が強く、細部にわたる住民サービスの確保、向上を期する観点から、公募によらず、各町自治会を指定管理者として指定するとともに、指定期間につきましても平成18年度から各町自治会に指定管理者として単年度ごとに指定を行っておりますが、指定管理後2年が経過いたしまして、各町自治会による生活館管理運営も順調でありますので、指定期間につきましては3年といたくご提案申し上げますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称、管理を行わせる施設の名称及び所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地、鶉本町自治会、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1。下鶉自治会、下鶉生活館、上砂川町字鶉74番地1。鶉町自治会、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉265番地。東鶉自治会、中央ふれあいセンター、上砂川字鶉338番地1。緑が丘自治会、緑が丘集会所、上砂川町字鶉90番地1。東町自治会、東町集会所、上砂川町字西山15番地1。朝駒地区町内会、朝駒集会所、上砂川町字上砂川3番地16。

2 管理を行わせる期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

3 管理業務の範囲

(1) 生活館等の施設及び設備の維持・管理

(2) 利用の許可

(3) 利用料金の収受

(4) 上記業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収

受させる。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、議案第2号上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第2号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、本町職員の休憩時間等に関して国家公務員に準じた改正を行うため、関係条例の一部を改正をするものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第2号について内容の説明をいたします。

最初に、上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正でございます。このたびの改正は、国家公務員の休憩時間の廃止及び休憩時間の見直しに伴いまして、本町職員の休憩時間について廃止を行うものでございます。

現在の職員の昼休みにつきましては、休憩時間45分と休憩時間15分を合わせまして1時間としておりますが、このうち15分間の休憩時間を廃止し、昼休みを12時から12時45分までの

45分間にするものでございます。

なお、本町では従前から昼休み時間でも職員が交代で窓口業務を行っておりますが、今後につきましても住民サービスとして引き続き業務を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

改正本文につきましては、休憩時間にかかわる規定を行っております第7条を削除するものでございます。

次に、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正であります。当条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体の業務や活動ができる場合を定めたものでございますが、本町の現行規定の中に任命権者が特に認める場合の記述があり、国の基準と相違していることから、これを削除して国の条例準則と同じ規定とする改正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年上砂川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1号を次のように改める。

1 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示により議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、各番号の変更、条、見出しの追加、復職時調整の変更、文言の修正などございまして、本条例の関係条項の改正を行うものであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法は、平成19年8月1日に施行されておりますので、本条例の施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例。

職員の育児休業に関する条例（平成4年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項」に改める。

第2条第4号中「職員の定年等に関する条例第4条」を「職員の定年に関する条例（昭和59年上砂川町条例第5号）第4条第1項又は第2項」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第10条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条を第13条とする。

第9条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第12条とする。

第8条の見出しを「（部分休業の承認）」に改め、同条第1号中「終り」を「終わり」に改め、「1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第



11条とする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第7条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第9条 育児休業した期間は、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年条例第2号）第7条第5項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

第6条の見出しを「（育児休業した職員の職務復帰後における号俸の調整）」に改め、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間」を「場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間」に改め、同条を第8条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第1項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和24年上砂川町条例第4号）」を「一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用職員に係る」に改め、同条を第6条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第4号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、行財政改革に係る削減内容の見直しを行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第4号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、行財政改革による職員給与の独自削減のうち、一般職の職員の期末、勤勉手当等の削減内容について見直しを行い、また人材確保対策として新規採用の保健師等に係る給料削減率の軽減を図るものでございます。

職員給与の独自削減につきましては、給料、期末、勤勉手当、管理職手当の削減、特殊勤務手当、通勤手当の見直しなど行財政改革に基づき行ってまいりました。現在主な独自削減策として、一般職の給料が20%、期末、勤勉手当が10%の削減を実施しているところでございます。このうち期末、勤勉手当の削減につきましては、昨年12月から10%削減後の給料額を基礎として算出することとしておりますが、これを本来の給料額に

戻しまして、支給額を算出するよう改正するものでございます。この措置は、期末、勤勉手当支給額の算出上の措置でございますので、給料20%、期末、勤勉手当10%の削減につきましては変更がなく、継続するものであります。

また、近年人材が不足しております保健師、看護師等の人材確保対策といたしまして、本年4月以降に採用する医療職給料表の適用を受ける保健師、看護師、准看護師について行財政改革による給料の削減率を10%に軽減しようとするものでございます。この措置によりまして新規採用の保健師、看護師、准看護師の独自削減は、給料で10%、期末手当10%削減となるものでございます。

実施時期につきましては、平成20年4月1日とするものでございます。

なお、町特別職、議員の皆様方の手当につきましては緩和措置を講ぜず、現行どおりとなっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

職員の給与につきましては、今後も財政状況に応じまして見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項ただし書を次のように改める。

ただし、平成20年4月1日以降に採用された条例第3条第1項第4号の給料表を適用する職員の給料月額、100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに退職する職員の当該退職の日における給料月額は、減ずる前の額とする。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第5号 議案第6号

○議長（貝沼宏幸） 日程第11、議案第5号、日程第12、議案第6号につきましては関連性がございましたので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第5号、第6号について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、少子高齢化及び定住対策並びに子育て家庭支援をかんがみ、町内の医療機関を受診の場合に限り小学生までの医療費を全額助成するため本条例の一部を改正するものであること。

次、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、少子高齢化及び定住対策並びに子育て家庭支援をかんがみ、町内の医療機関を受診の場合に限り小学生までの医療費を全額助成するため本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第5号及び第6号について一括いたしまして内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料ナンバー1、小学生以下医療費助成制度の概要についてをごらんいただきたいと思います。小学生以下医療費助成制度は、平成20年4月から資料に記載の1の目的と2の制度概要でありますとおり、本町の少子高齢化対策の一環と定住、移住促進のため、小学生以下の医療費の自己負担分について町内の4医療機関を受診した場合に限り全額を助成する新たな制度であります。

3に記載の条例改正については、本助成制度の実施に当たり条例改正を要するものでございまして、改正条例の施行期日は平成20年4月1日であります。

4の給付方法の流れでございますが、のとおり受診者は医療機関窓口での自己負担分の支払いは要しないというものでございます。

5の比較表でございます。左側が現行の北海道医療費助成事業であります。対象者数は376

名で、次の対象助成額の欄に記載のとおりそれぞれ初診料または1割負担の自己負担分を除いて、道の助成対象になっているということでございます。このたびの新規事業は、右側のとおり生活保護受給者を除くゼロ歳児から小学6年生までの292人を対象に町内医療機関での受診に限り自己負担分を全額助成するものであります。

6の助成額につきましては、従来の実績を参考にした推計でございしますが、38万5,000円を見込み、当初予算に計上したところであります。

なお、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変わることにより関係規定の整備につきましてもあわせて行うものであります。

また、現在道では就学前までの入通院の乳幼児医療費助成を10月から入院に限り小学生まで拡大することを検討中でありまして、これが正式決定がなされた場合には改めまして条例改正が必要となってくるということでございますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、条例本文に入らせていただきます。最初に、議案の第5号であります。上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第1条中「乳幼児」を「乳幼児及び児童」に改める。

第2条第1号中「者をいう。」を「者をいい、「児童」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。」に改め、同条第6号中「老人保健法第46条の5の2第4項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項」に、「第28条第1項第1号」を「第67条第1項第1号」に改める。

第3条中「乳幼児」を「乳幼児及び児童」に改

め、同条に次の2号を加える。

(4) 前号の規定にかかわらず、満12歳に達した日(誕生日の前日)以後における最初の3月31日までの乳幼児及び児童については町内の保険医療機関等で受診した場合に限り、医療費の助成を行うものとする。

(5) 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年上砂川町条例第31号)第3条に該当する児童

第6条の見出しを「(助成の範囲及び受給の期間)」に改め、第6条中「乳幼児」を「乳幼児及び児童」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、満12歳に達した日(誕生日の前日)以後における最初の3月31日までの乳幼児及び児童については、町内の保険医療機関等において受診した医療費に限り受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料を助成する。

3 受給期間は、受給資格要件を満たすこととなった日から満12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養費の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

以上でございます。

次に、議案の第6号に入ります。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成6年上砂川町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第2条第4項を次のように改める。

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

第2条第6項中「老人保健法(以下「法」という。)第46条の5の2第4項」を「高確法第78条第4項」に、「第28条第1項第1号」を「第67条第1項第1号」に改める。

第3条第3号ウを次のように改める。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 前条の規定によって助成の対象となる児童は、本条第1項の規定に関わらず満12歳に達した日以後における最初の3月31日までは町内の医療機関を受診した場合の医療費に限り受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料を助成する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第7号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第13、議案第7号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第7号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由は、後期高齢者医療に関する事務の開始に伴い、本条例の関係条項を改正すること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) ご指示によりまして議案第7号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本年4月から開始されます後期高齢者医療に関する事務につきまして各課の分掌事務を規定しております本条例の関係条項を

改正するものであります。

条例中の町民生活課の分掌事務に後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に関すること、また福祉保健課の分掌事務に後期高齢者医療に関することを追加するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町課設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町課設置条例(平成元年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条町民生活課の項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6)後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に関すること。

第2条福祉保健課の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4)後期高齢者医療に関すること。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第8号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第14、議案第8号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第8号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町後期高齢者医療に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由は、後期高齢者医療制度の開始に伴い、本町が行う事務について規定するため本条例を新たに制定すること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。本件の条例本文の内容は相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第8号について内容の説明をいたします。

平成20年4月から始まり、後期高齢者医療制度につきましては、12月の町議会定例会一般質問の答弁の場において資料やリーフレットをお渡しし、制度の概要について説明させていただき、条例の制定と特別会計の設置についても触れさせていただいたところでございます。また、住民向けには町広報の7月号で記事を掲載をいたしまして、1月号でチラシを配布、3月号でも再度記事の掲載をしてきたところでございますが、条例制定に伴いまして、改めて制度の概要を説明させていただきますので、資料ナンバー2をごらんいただきたいと思ひます。資料の2は、上砂川町後期高齢者医療制度と条例制定及び特別会計の設置の資料でございます。

資料1に記載のとおり、後期高齢者医療制度は75歳以上の方を対象に現行の老人保健制度から変わる医療制度で、国民健康保険や社会保険等から分離、独立した別の医療保険で、個人単位での加入で、本町の被保険者の見込みは927人程度になるというふうに見込んだところでございます。

2の制度の運営ですが、全市町村が加入する都道府県単位で構成の広域連合の運営となりますが、道内の場合は北海道後期高齢者医療広域連合

が保険者として運営し、市町村は保険料の徴収や各種申請、届け出の受け付け等の窓口業務を担うことになっております。

次の3の保険料ですが、個人単位での賦課と徴収になるものでありまして、保険料率は昨年11月の北海道広域連合の議会において決定され、全道一律になっているところでございますが、均等割額が4万3,143円、所得割の額の率、これは率でございますが、9.63%で、賦課の限度額は50万円となっているところでございます。これによりまして本町の1人当たりの保険料は、6万9,057円となるものであります。

4の保険料の徴収ですが、原則といたしまして年金から引き去る特別徴収で、4月給付分の年金から徴収が開始されますが、受給額が年額18万円以下等の年金の場合は普通徴収となりまして、この場合の納期につきましては7月、8月、10月、11月及び12月、そして翌年2月の年6期で、いわゆる現行の国民健康保険税と同様となるものであります。本町における被保険者927人の特別徴収と普通徴収の割合でございますが、既に特別徴収の方法がとられている介護保険料の状況を参考に、概算であります。特別徴収が8割、普通徴収が2割と見込んでいるところであります。

次に、5の条例の制定と主な内容ですが、町が行う保険料徴収や各事務等について規定することを要するために条例を制定するもので、主な内容は被保険者の認定及び被保険者証の交付を初め、お示ししてございます窓口での受け付け事務のほか、4番で説明いたしましたが、普通徴収の納期は6期とする旨、その他では督促料や延滞金、罰則等の必要な事項について規定をするものであります。

なお、条例の施行期日は、平成20年4月1日であります。

次の6につきましては、特別会計の設置とその構成であります。平成20年度から高齢者の医療

の確保に関する法律の規定により新たに設置するもので、名称は後期高齢者医療特別会計としております。その内容でございますが、(2)の特別会計の主な構成に記載をしておりますが、歳入は保険料とルール分を含む一般会計からの繰入金、歳出につきましては事務費と徴収いたしました保険料を含む北海道広域連合への納付金で、当会計の予算規模につきましては8,162万5,000円となるものであります。以下、主な予算の計上額も記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また、次のページでございますが、後期高齢者医療制度創設に伴います医療制度のフロー図でございます。制度の流れを簡単にお示ししておりますので、こちらのほうも後ほどごらんいただきたいと思っております。

なお、4月開始に向けて当面の動きでございますが、75歳以上の対象者の方々は自動的に加入となりまして、改めて加入手続や国民健康保険等からの脱退手続は原則的に必要がないものでございます。対象者の方には、3月下旬に制度の概要、リーフレットと保険料徴収の方法や諸手続につきまして記載いたしました連絡文書を同封いたしまして、被保険者証を配達証明郵便にて郵送する予定となっておりますのでございます。また、特別徴収対象者には4月に保険料決定年金からの引き取り開始通知が届くものでございまして、普通徴収対象者には同様に7月に納付書が送付される予定でございます。

以上、内容の説明をさせていただきましたが、条例本文につきましては議長のお取り計らいによりまして読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第9号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第15、議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町過疎地域自立促進市町村計画（平成16年12月17日議決）の一部を次のとおり変更するものとする。

提案理由は、平成20年度実施予定事業のうち、本計画登載事業を精査し、別紙のとおり計画の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第9号について内容の説明をいたします。

本議案は、平成16年第4回定例会で議決いただきました上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

本計画の変更手続にありましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき議会の議決を得ることは内容のいかんによらず市町村の裁量とされておりますが、本町におきましてはその内容にかかわらずご審議をいただくべく、従前より都度ご提案申し上げているところでございます。

このたびの変更箇所につきましては、提案理由にもございましており平成20年度実施予定事業のテレビ中継局設備更新については、現在のアナログ放送が平成23年の7月にデジタル放送に完全移行することに伴い、テレビ中継局をデジタル化対応しなければならないことから、事業内容が地上デジタル放送中継局整備と難視聴地区であり

ます東町地区の地上デジタル放送辺地共聴施設整備に変更になりますことから、本計画の一部変更についてご提案申し上げるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町過疎地域自立促進計画変更。区分、変更前(頁・行)、変更後(頁・行)。3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、20ページ、9行から。テレビ・ラジオの難視聴地域はなく、またここ数年で携帯電話各社の基地局も整備され、地域間格差は是正されたが、テレビ放送中継局が設置以降、相当年を経過し、老朽化が著しいことから設備の更新が必要とされる。

(以下省略)

テレビ・ラジオの難視聴地域はなく、またここ数年で携帯電話各社の基地局も整備され、地域間格差は是正されたが、大都市圏では地上デジタル放送が開始されており、平成23年度にはアナログ放送が中止されることから、地上デジタル放送中継局、地上デジタル放送辺地共聴施設の整備が必要とされる。

(以下省略)

21ページ、4行から。ウ、通信、 、テレビ中継局老朽化に伴う設備更新。

ウ、通信、 、地上テレビ放送デジタル化に伴う中継局整備。

、地上テレビ放送デジタル化に伴う辺地共聴施設整備。

次のページでございます。区分、変更前(頁・行)、変更後(頁・行)。3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、21ページ、23行から。事業名(施設名)、事業内容、事業主体、備考。(5)、電気通信施設等情報化のための施設、テレビ放送中継施設、テレビ中継局設備更新、上砂川町。

(5)、電気通信施設等情報化のための施設、テレビ放送中継施設、テレビジョン放送等難視聴解消のための施設、地上デジタル放送中継局整備、上砂川町。地上デジタル放送辺地共聴施設整備、

上砂川町。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第10号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第16、議案第10号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第10号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照願います。

平成19年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,780万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第10号について内容の説明をいたします。



2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税621万円の追加で、1億9,880万2,000円となります。

1項町民税895万1,000円の追加で、1億74万8,000円となります。

2項固定資産税100万1,000円の減額で、6,191万1,000円となります。

4項町たばこ税159万8,000円の減額で、2,451万2,000円となります。

5項鉱産税14万2,000円の減額で、59万7,000円となります。

9款地方交付税1億8,602万8,000円の追加で、15億5,602万8,000円となります。

1項地方交付税、同額でございます。

10款交通安全対策特別交付金100万円の減額です。

1項交通安全対策特別交付金、同額です。

11款分担金及負担金28万5,000円の追加で、1,224万7,000円となります。

1項負担金、同額であります。

12款使用料及手数料755万3,000円の減額で、2億2,240万5,000円となります。

1項使用料405万円の減額で、1億9,171万4,000円となります。

3項証紙収入350万3,000円の減額で、2,678万7,000円となります。

13款国庫支出金167万6,000円の減額で、8,262万8,000円となります。

1項国庫負担金456万8,000円の減額で、6,768万1,000円となります。

2項国庫補助金289万2,000円の追加で、1,345万6,000円となります。

14款道支出金484万9,000円の減額で、9,520万4,000円となります。

1項道負担金505万8,000円の減額で、6,422万円となります。

2項道補助金43万4,000円の減額で、1,

531万1,000円となります。

3項道委託金64万3,000円の追加で、1,567万3,000円となります。

15款財産収入100万8,000円の追加で、2,206万円となります。

1項財産運用収入70万5,000円の追加で、2,172万6,000円となります。

2項財産売払収入30万3,000円の追加で、33万4,000円となります。

16款寄附金261万6,000円の追加で、261万7,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金3,658万3,000円の減額で、1,341万7,000円となります。

1項基金繰入金5,000万円の減額です。

2項特別会計繰入金1,341万7,000円の追加で、1,341万7,000円となります。

18款諸収入468万7,000円の減額で、3億11万7,000円となります。

3項貸付金元利収入250万円の減額で、1,570万7,000円となります。

4項雑入218万7,000円の減額で、2億8,434万9,000円となります。

19款町債20万円の減額で、1億2,390万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金3,490万1,000円の追加で、5,217万5,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億7,450万円の追加で、27億5,780万円になります。

2、歳出でございます。1款議会費23万8,000円の減額で、3,294万5,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款の総務費1億7,420万8,000円の追加で、3億6,136万9,000円となります。

1項総務管理費1億7,420万8,000円の

追加、3億4,784万4,000円となります。

3款民生費1,570万1,000円の減額で、6億1,409万円となります。

1項社会福祉費1,318万7,000円の減額で、5億7,318万2,000円となります。

2項児童福祉費251万4,000円の減額で、3,786万9,000円となります。

4款衛生費1,110万1,000円の追加で、1億9,510万2,000円となります。

1項保健衛生費1,131万2,000円の追加で、7,193万7,000円となります。

2項清掃費21万1,000円の減額で、1億2,316万5,000円となります。

7款商工費250万円の追加で、7,019万3,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費854万3,000円の追加で、2億883万7,000円となります。

1項土木管理費854万3,000円の追加で、8,675万円となります。

9款消防費33万1,000円の減額で、1億1,982万5,000円となります。

1項消防費、同額でございます。

10款教育費2万8,000円の追加で、7,613万5,000円となります。

1項教育総務費13万円の追加で、473万2,000円となります。

2項小学校費32万9,000円の追加で、2,521万6,000円となります。

3項中学校費43万1,000円の減額で、2,999万6,000円となります。

12款公債費561万円の減額で、7億594万4,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が1億7,450万円の追加で、27億5,780万円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。町民センター下水

道接続事業、210万円、200万円。鶉本町生活館下水道接続事業、80万円、70万円。

次に、11ページ、歳出の事項別明細書でございます。このたびの補正につきましては、各費目につきまして精査となりますので、追加の補正を中心に説明させていただきます。

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費23万8,000円の減額で、3,294万5,000円となります。旅費等の精査でございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費1億7,294万6,000円の追加で、2億999万円となります。25節の積立金で財政調整基金で1億7,033万円、地域振興基金に261万6,000円を積み立てるものでございます。

4目会計管理費12万円の減額で、123万5,000円となります。精査でございます。

10目町民センター管理費13万8,000円の減額で、1,973万3,000円となります。精査です。

11目地域振興費152万円の追加で、653万円となります。11節需用費は精査でございます。19節負担金補助及交付金200万円の追加は中央バス路線維持助成金であります。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費993万8,000円の減額で、2億2,585万3,000円となります。7節から20節までそれぞれ精査ですが、扶助費1,490万1,000円の減額の主なものは重度心身障害者医療で、入院者減によりまして495万9,000円が減額となり、障害児の自立支援費関係、医療費で545万9,000円の減額となったところでございます。28節の繰出金につきましては554万8,000円の追加で、国民健康保険基盤安定等の繰出金でございます。

2目の老人福祉費でございます。48万8,000円の追加で、9,000万円となります。13節の委託料でございます。126万8,000円の追加は、主に後期高齢者医療制度円滑導入業

務委託料でございまして、228万7,000円を追加いたしまして、同じく準備金の保険徴収システムの執行残73万1,000円を減額するのが主なものでございます。19節の負担金補助及交付金の224万4,000円の追加につきましては、老人保健法負担金としての広域連合負担金の追加、その他は精査でございます。

4目特別養護老人ホーム費23万1,000円の追加、1億2,424万9,000円となります。11節の需用費23万1,000円の追加でございます。短期入所者の増によりました賄い材料費の計上でございます。

7目の介護保険費でございます。343万円の減額で、7,532万4,000円となります。空知中部広域連合の負担金の精査でございます。

8目地域包括支援センター費53万8,000円の減額で、2,182万9,000円となります。精査でございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費124万円の減額で、2,756万7,000円となります。児童手当等の精査でございます。

2目の保育所費127万4,000円の減額で、1,030万2,000円となります。園児数減による保育士の賃金、給食費等の精査でございます。

衛生費でございます。保健衛生費、1目保健衛生総務費1,216万9,000円の追加で、5,419万8,000円となります。28節の繰出金、町立診療所事業会計で366万4,000円、水道事業会計繰り出しで893万1,000円それぞれ計上するものでございます。

2目の予防費でございます。109万4,000円の減額で、1,015万3,000円となります。13節の委託料、各種検診委託料を精査いたしまして、19節の負担金補助及交付金、精神障害者復帰支援施設の交通費助成について対象者増により5万6,000円追加ということでございます。

3目の環境衛生費23万7,000円の追加で、

758万6,000円となります。11節の需用費で、下鶉共同浴場ボイラーの修理のほか、緑が丘浴場1月30日閉鎖に係る修繕料の追加でございます。14節は精査でございます。

衛生費、清掃費、3目し尿処理費21万1,000円の減額で、4,253万8,000円となります。し尿収集に係る精査であります。

商工費、商工費、1目商工振興費250万円の減額で、3,129万5,000円となります。新規部分の発生がなかったということで、中小企業融資原資預託金の精査でございます。

2目の企業開発費500万円の追加で、2,815万9,000円となります。19節の負担金補助及交付金でございます。振興公社の助成金の計上でございます。燃料高騰による収入不足について住民への料金転嫁ができないことから、町にて助成措置を講ずるものでございます。

土木費、土木管理費、1目土木総務費854万3,000円の追加で、8,675万円となります。28節の繰出金、土地開発造成事業会計で1,322万7,000円を繰り出したしまして、下水道事業特別会計につきましては468万4,000円を減額精査するものでございます。

消防費、消防費、2目非常備費33万1,000円の減額で、667万8,000円となります。精査でございます。

教育費、教育総務費、2目事務局費13万円の追加で、384万4,000円となります。砂川市にあります言語障害児指導教室負担金の追加でございます。

教育費、小学校費、2目教育振興費32万9,000円の追加で、672万6,000円となります。就学援助費の精査でございます。

教育費、中学校費、2目教育振興費43万1,000円の減額で、686万9,000円となります。就学援助費の減額精査でございます。

公債費、公債費、2目利子561万円の減額で、9,006万3,000円となります。長期債の償

還利子、一時借入金の精査でございます。

7ページの歳入へまいります。2、歳入、町税、町民税、1目個人299万1,000円の減額で、7,952万5,000円となります。所得割の精査です。

2目法人1,194万2,000円の追加で、2,122万3,000円となります。町内誘致企業の法人税割の追加です。

町税、固定資産税、1目固定資産税100万1,000円の減額で、6,116万3,000円となります。精査です。

町税、町たばこ税、1目町たばこ税159万8,000円の減額で、2,451万2,000円となります。精査でございます。

町税、鉦産税、1目鉦産税14万2,000円の減額で、59万7,000円となります。これも精査でございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億8,602万8,000円の追加で、15億5,602万8,000円となります。普通交付税決定額の追加でございます。

交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金100万円の減額でございます。本年度につきましても未交付になるということでございます。

分担金及負担金、負担金、1目民生費負担金28万5,000円の追加で、1,224万7,000円となります。2節の児童福祉負担金でございます。保育所入所負担金で、広域入所1名増による追加計上でございます。

使用料及手数料、使用料、4目土木使用料405万円の減額で、1億8,885万4,000円となります。公営、改良、単身者住宅等の空戸増による減額精査でございます。

使用料及手数料、証紙収入、1目証紙収入350万3,000円の減額で、2,678万7,000円となります。し尿収集量の減によりまして236万6,000円を減額、ごみ処理で可燃ごみ

の減によりまして113万7,000円を精査するものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金446万1,000円の減額で、6,716万5,000円となります。1節から3節まで歳出連動の精査で、1節の障害者自立支援費の428万6,000円の減が主なものでございます。

2目衛生費負担金10万7,000円の減額で、51万6,000円となります。精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金289万2,000円の追加で、751万4,000円となります。老人福祉費補助金で後期高齢者医療制度準備事業補助金60万5,000円と後期高齢者医療制度円滑導入事業補助金228万7,000円の追加計上でございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金495万1,000円の減額で、6,370万4,000円となります。国庫負担金に連動する精査でございます。

2目衛生費負担金10万7,000円の減額で、51万6,000円となります。精査でございます。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金43万4,000円の減額で、1,448万8,000円となります。1節の社会福祉補助金90万9,000円の追加につきましては、重度心身障害者医療費で99万7,000円を追加、事務費で8万8,000円の精査をするものでございます。2節につきましては、児童福祉費補助金ということで134万3,000円の減額でございますが、放課後児童健全育成対策事業補助金で東鶉の児童館運営にかかわる道の補助金でございますが、予算枠の関係上、採択にならなかったということでございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金64万3,000円の追加で、1,563万6,000円となります。精査でございます。

財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入37万5,000円の追加で、2,139万4,000円となります。1節土地建物貸付収入で、建物貸付収入として三鈺建設9月移転により旧本町会館で60万円が減額となりまして、メディカル・セフティ・システム社への旧ハラダ総業建物貸し付けで45万5,000円を追加するものでございます。また、土地建物貸付収入53万円の追加につきましては、メディカル・セフティ・システム社への貸し付け分でございます。

2目の利子及配当金33万円の追加で、33万1,000円となります。基金利子の精査でございます。

財産収入、財産売却収入、2目不動産売却収入30万3,000円の追加で、30万4,000円となります。土地売却収入といたしまして東鶉職員住宅用地の一部西側民地との境界付近158.89平米についてお二方に売却したものでございます。

寄附金、寄附金、1目一般寄附金261万6,000円の追加で、261万7,000円となります。町民の方からの11件の寄附金計上でございます。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金5,000万円の減額でございます。当初予算におきまして減債基金を繰り入れするという格好で予算計上してございましたが、交付税の昨年並みの確保等々によりまして財源が確保されたということで、全額取り崩しをやめるというものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、1目特別会計繰入金1,341万7,000円の追加で、1,341万7,000円となります。老人保健施設特別会計からの繰り入れでございます。

諸収入、貸付金元利収入、1目中小企業融資資金貸付金収入250万円の減額で、1,100万円となります。精査でございます。

諸収入、雑入、5目雑入218万7,000円の減額で、2億8,434万5,000円となりま

す。すべて精査でございますが、減額の主なものは重度等高額医療費で695万3,000円が減額となり、介護サービス収入の特養分で268万6,000円が減額となったものでございます。

町債、町債、1目総務債10万円の減額で、1億690万円となります。精査でございます。

2目民生債10万円の減額で、180万円となります。精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金3,490万1,000円の追加で、5,217万5,000円となります。このたびの追加により、繰越金全額計上、精査でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第11号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第17、議案第11号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第11号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照いただきます。

平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,606万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、  
よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第11号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税1,065万6,000円の減額で、1億6,150万6,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金554万8,000円の追加で、9,253万9,000円となります。

1項一般会計繰入金554万8,000円の追加で、6,343万9,000円となります。

歳入合計が510万8,000円の減額で、2億5,606万2,000円となります。

2、歳出、1款総務費510万8,000円の減額で、2億5,590万7,000円となります。

1項総務管理費510万8,000円の減額で、2億5,523万6,000円となります。

歳出合計が510万8,000円の減額で、2億5,606万2,000円となります。

5ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費510万8,000円の減額で、2億5,523万6,000円となります。13節委託料69万1,000円の減額でございます。国保、住基等のシステム更新執行残260万4,000円を減額いたしまして、医療制度改革による保険料軽減システム改修として国保税システム改修191万3,000円を追加するものでございます。19節負

担金補助及交付金441万7,000円の減額は、医療費減による空知中部広域連合負担金の精査でございます。

4ページの歳入でございます。国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税964万4,000円の減額で、1億801万2,000となります。1節につきましては、医療給付費分現年課税分の精査でございます。3節も精査でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税101万2,000円の減額で、5,349万4,000円となります。医療給付費、介護給付費ともに精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金554万8,000円の追加で、6,343万9,000円となります。国保基盤安定等繰り入れにつきまして一般会計からルール分の繰り入れを受けるものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第12号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第18、議案第12号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第12号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照願います。

平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第12号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。このたびの補正は、歳入予算の組み替えとなるものでございます。

第1表、歳入予算補正。1、歳入、1款財産収入1,322万7,000円の減額で、167万8,000円となります。

1項財産売払収入、同額です。

2款繰入金1,322万7,000円の追加で、2,310万3,000円となります。

1項他会計繰入金、同額です。

歳入合計が2,478万1,000円となります。

事項別明細書、3ページでございます。2、歳入、財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入1,322万7,000円の減額で、167万8,000円となります。当初予算におきまして10区画の売り払いを見込んでおりましたが、1区画の売却となったことから、9区画分につきまして減額をするものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,322万7,000円の追加で、2,310万3,000円となります。宅地売払収入にかえまして、一般会計繰入金を計上し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（貝沼宏幸） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第13号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第19、議案第13号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第13号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします

本文をご参照いただきます。

平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ558万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,814万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第13号について内容の説明をいたし

ます。

2 ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入924万6,000円の減額で、6,575万5,000円となります。

1項診療収入、同額であります。

4款繰入金366万4,000円の追加で、757万1,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が558万2,000円の減額で、9,814万6,000円となります。

2、歳出、1款総務費88万2,000円の減額で、5,451万7,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

2款医業費470万円の減額で、4,252万円となります。

1項医業費、同額であります。

歳出合計が558万2,000円の減額で、9,814万6,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出であります。3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費88万2,000円の減額で、5,451万7,000円となります。臨時代替看護師の共済費及び賃金のほか、自動車借り上げ料の精査でございます。

医業費、医業費、1目医業費470万円の減額で、4,252万円となります。需用費430万円の減額でございますが、薬品費でジェネリック薬品等への変更等による精査でございます。13節委託料につきましても検査業務委託の精査でございます。

歳入へまいります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入498万2,000円の減額で、971万9,000円となります。患者数減による精査でございます。

2目保険者負担収入、426万4,000円の減額で、5,603万6,000円となります。保険者負担分の精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金

366万4,000円の追加で、757万1,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第14号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第20、議案第14号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第14号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,676万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。



○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第14号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入1,301万3,000円の追加で、1億5,747万3,000円となります。

1項介護給付費収入1,246万円の追加で、1億4,376万5,000円となります。

2項自己負担金収入55万3,000円の追加で、1,370万8,000円となります。

2款利用料19万4,000円の追加で、1,897万5,000円となります。

1項利用料、同額であります。

歳入合計が1,320万7,000円の追加で、1億7,676万7,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費1,320万7,000円の追加で、1億5,217万1,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が1,320万7,000円の追加で、1億7,676万7,000円となります。

事項別明細書、5ページの歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費1,320万7,000円の追加で、1億5,217万1,000円となります。7節の賃金は精査でございます。11節需用費1万4,000円の追加でございますが、消耗品費、医薬用品でございまして、これにつきましてもジェネリック薬品への変更で36万を減額いたしまして、修繕料、ボイラー修繕で12万6,000円を追加、そして賄い材料費で入所者の増によりまして24万8,000円を追加するものであります。14節使用料及賃借料3万7,000円の追加は、入所者増による精査でございます。28節繰出金1,341万7,000円につきましては、歳入超過分につきまして一般会計へ繰り出すものであります。

歳入へまいります。4ページでございます。2、

歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入1,352万2,000円の追加で、1億4,368万1,000円となります。施設入所者の増及び介護度アップによる施設介護サービス費の追加でございます。

2目居宅介護サービス費収入106万2,000円の減額で、8万4,000円となります。1節、2節ともに減額の精査でございます。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入55万3,000円の追加で、1,370万8,000円となります。自己負担金収入55万3,000円の追加でございますが、施設介護サービス費で67万2,000円を追加、短期入所療養費、通所リハビリテーション費につきましてはそれぞれ精査でございます。

利用料、利用料、1目利用料19万4,000円の追加で、1,897万5,000円となります。前述いたしました収入に連動いたしましての精査でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第15号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第21、議案第15号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第15号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照いただきます。

平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

それぞれ847万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,776万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第15号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款分担金及負担金67万9,000円の追加で、578万9,000円となります。

1項受益者分担金、同額であります。

2款使用料及手数料347万4,000円の減額で、2,404万1,000円となります。

1項使用料、同額であります。

4款繰入金468万4,000円の減額で、6,372万6,000円となります。

1項他会計繰入金、同額であります。

5款諸収入110万7,000円の追加で、110万9,000円となります。

1項雑入110万7,000円の追加で、110万8,000円となります。

6款町債210万円の減額で、1億810万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が847万2,000円の減額で、2億4,776万5,000円となります。

2、歳出、1款下水道費847万2,000円の減額で、1億2,277万4,000円となります。

1項下水道整備費847万2,000円の減額で、1億1,875万1,000円となります。

歳出合計が847万2,000円の減額で、2億4,776万5,000円となります。

第2表、繰越明許費。款、項、事業名、金額。

1款下水道費、1項下水道整備費、流域下水道事業、61万1,000円。

第3表、債務負担行為。事項、期間、限度額。特定環境保全公共下水道事業、平成20年度、総額600万円以内。

第4表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、利率、補正後限度額、利率。特定環境保全公共下水道事業、4,870万円、4.0%以内、4,660万円、4.0%以内。資本費平準化、5,870万円、4.0%以内、5,870万円、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)

事項別明細書の5ページでございます。3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道建設費847万2,000円の減額で、1億607万9,000円となります。13節委託料、15節工事請負費は、それぞれ執行残の精査でございます。

19節の負担金補助及交付金で1,000円の追加でございますが、石狩川流域下水道組合事業と

しての奈井江処理場のろ過ポンプ更新につきまして、認可の関係上19年度で執行できないことから、繰越明許費へ組みかえるものでございまして、端数処理の関係で1,000円を追加するものでございます。22節は保障補填及賠償金で、200万円の減額でございます。污水管布設に伴います支障物件移転が発生しないということで、当初計上いたしました全額を減額するものでございます。

5ページの歳入であります。2、歳入、分担金及負担金、受益者分担金、1目受益者分担金67万9,000円の追加で、578万9,000円となります。一括納入等による受益者分担金の追加でございます。

使用料及手数料、使用料、1目下水道使用料347万4,000円の減額で、2,404万1,000円となります。使用水量等の減による精査でございます。

繰入金、他会計繰入金、1目他会計繰入金468万4,000円の減額で、6,372万6,000円となります。一般会計繰入金につきまして歳出の精査により減額し、収支の均衡を図るものでございます。

諸収入、雑入、1目雑入110万7,000円の追加で、110万9,000円となります。石狩川流域下水道組合の還付精算金でございます。

町債、町債、1目下水道事業債210万円の減額で、1億810万円となります。精査でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第16号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第22、議案第16号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第16号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照願います。

（総則）

第1条 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業収益、1億7,610万3,000円、61万7,000円、1億7,672万円。

第1項営業収益、1億4,074万3,000円、834万2,000円の減額、1億3,240万1,000円。

第2項営業外収益、3,536万円、895万9,000円、4,431万9,000円。

（支出）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業費用、1億7,610万3,000円、141万円の減額、1億7,469万3,000円。

第1項営業費用、1億1,395万1,000円、180万円の減額、1億1,215万1,000円。

第2項営業外費用、6,205万2,000円、39万円、6,244万2,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正し、同条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「5,789万6,000円」を「5,789万7,000円」に改める。

(収入)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的収入、6,287万5,000円、145万円の減額、6,142万5,000円。

第1項企業債、4,490万円、240万円の減額、4,250万円。

第2項国庫補助金、1,789万2,000円、97万8,000円、1,887万円。

第3項他会計補助金、8万3,000円、2万8,000円の減額、5万5,000円。

次のページです。

(支出)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的支出、1億2,077万1,000円、144万9,000円の減額、1億1,932万2,000円。

第2項建設改良費、6,287万5,000円、144万9,000円の減額、6,142万6,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条で定めた、企業債の限度額「4,490万円」を「4,250万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)第4条で定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,383万3,000円」を「4,279万2,000円」に改め、予算第8条で定めた建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「8万3,000円」を「5万5,000円」に改める。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終

わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第16号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成19年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益61万7,000円の追加で、1億7,672万円となります。

1項営業収益834万2,000円の減額で、1億3,240万1,000円となります。

1目給水収益834万2,000円の減額で、1億3,225万9,000円となります。

2項営業外収益895万9,000円の追加で、4,431万9,000円となります。

2目繰入金895万9,000円の追加で、4,279万2,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用141万円の減額で、1億7,469万3,000円となります。

1項営業費用180万円の減額で、1億1,215万1,000円となります。

1目原水及び浄水費180万円の減額で、1,213万6,000円となります。

2項営業外費用39万円の追加で、6,244万2,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費44万2,000円の減額で、5,740万7,000円となります。

2目雑支出16万5,000円の減額で、133万5,000円となります。

3目消費税及び地方消費税99万7,000円の追加で、370万円となります。

次のページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入145万円の減額で、6,142万5,000円となります。

1項企業債240万円の減額で、4,250万円となります。

1目企業債、同額であります。

2 項国庫補助金 9 7 万 8 , 0 0 0 円の追加で、  
1 , 8 8 7 万円となります。

1 目国庫補助金、同額であります。

3 項他会計補助金 2 万 8 , 0 0 0 円の減額で、  
5 万 5 , 0 0 0 円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出 1 4 4 万 9 , 0 0 0 円の減額で、1 億 1 , 9 3 2 万 2 , 0 0 0 円となります。

2 項建設改良費 1 4 4 万 9 , 0 0 0 円の減額で、  
6 , 1 4 2 万 6 , 0 0 0 円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書、5 ページの収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1 目原水及び浄水費 1 8 0 万円の減額で、1 , 2 1 3 万 6 , 0 0 0 円となります。堰堤等の土砂搬出を含めた一般修繕の精査でございます。

水道事業費用、営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱費 4 4 万 2 , 0 0 0 円の減額で、5 , 7 4 0 万 7 , 0 0 0 円となります。精査でございます。

2 目雑支出 1 6 万 5 , 0 0 0 円の減額で、1 3 3 万 5 , 0 0 0 円となります。精査でございます。

3 目消費税及び地方消費税 9 9 万 7 , 0 0 0 円の追加で、3 7 0 万円となります。精査でございます。

次、収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1 目給水収益 8 3 4 万 2 , 0 0 0 円の減額で、1 億 3 , 2 2 5 万 9 , 0 0 0 円となります。水道料金につきまして家事用、業務用の精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、2 目繰入金 8 9 5 万 9 , 0 0 0 円の追加で、4 , 2 7 9 万 2 , 0 0 0 円となります。一般会計からの繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

次、6 ページの資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等

施設整備事業費 1 4 4 万 9 , 0 0 0 円の減額で、  
6 , 1 4 2 万 6 , 0 0 0 円となります。工事請負費、浄水場の計装設備更新等の執行残の整理でございます。委託料につきましても精査でございます。

資本的収入であります。

資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債 2 4 0 万円の減額で、4 , 2 5 0 万円となります。建設整備事業の精査でございます。

資本的収入、国庫補助金、1 目国庫補助金 9 7 万 8 , 0 0 0 円の追加で、1 , 8 8 7 万円となります。施設整備費補助金の追加でございます。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金 2 万 8 , 0 0 0 円の減額で、5 万 5 , 0 0 0 円となります。精査でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ここで 5 分ほど休憩いたしまして、1 時 3 0 分から執行方針に入りたいと思います。

休憩 午後 1 時 2 5 分

再開 午後 1 時 3 1 分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 町政執行方針

○議長（貝沼宏幸） 日程第 2 3、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） それでは、平成 2 0 年度の町政執行方針について申し上げたいと思います。お手元に配付している資料を読み上げて、ご提案を申し上げたいと思います。

町議会議員並びに町民の皆さん

平成 2 0 年上砂川町議会第 1 回定例会に当たり、平成 2 0 年度の町政執行について、私の所信と施策の大綱を申し上げます。

私は、平成 1 8 年 4 月に町長に就任させていただいてから早くも 2 年が経過しようとしておりま

すが、この間、町民の皆さんのご協力をいただきながら行財政改革を進め、厳しい財政状況にありましても町民が安心して暮らせる地域づくりに向け努力してきたところであります。

この2年間を振り返りますと、産炭地域総合発展基金の一括返済問題やこの問題に伴ってさらなる行財政改革を含めた財政立て直しを図るための財政健全化計画の策定、さらに2市3町の合併問題など厳しい課題に直面いたしました。議員や町民の皆さんの協力を得て、問題解決に取り組みながら町政を推進してきたところであります。特に財政健全化計画の実施に当たっては、職員の本俸20%、手当10%を削減し、議員報酬については管内最低とするなど大変厳しい内容で実施して赤字解消を図り、財政再建団体を回避することができました。

しかし、厳しい財政状況に変わりなく、今後も引き続き財政の健全化を図りながら行政運営を進めなければなりません。市町村合併問題や人口減少、少子・高齢化対策は本町の大きな課題でもありますので、これらの課題を克服し、この町で安心して暮らすことのできる環境を整えていかなければならないと考えているところです。

そのためには議会や町民の皆さんと力を合わせ、町づくりの3つの目標である「みんなが健康でいきいきと生活するまちづくり」「みんなが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」「みんなで進めるまちづくり」を基本とし、限られた財源を有効に活用し、知恵と創意工夫をして、現行の制度・施策を維持し、さらには福祉と教育、そして地域振興のため諸施策を進めてまいります。

私は、今後もここに住んでいる皆さんの幸せと将来を考え、住みなれた上砂川町で安心して暮らすことのできる地域を目指して全力を傾注してまいります。どうか一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以下、本年度予定しております主要事業・施策につきまして申し上げます。

## 第1にみんなが健康で生き生きと生活する町づくり

### 1. 住民福祉について

町民一人一人が健康で安心して暮らすことができるよう関係機関・団体と連携を密にして、保健福祉施策を推進してまいります。

本町においては、少子高齢化が大きな課題となっており、少子化施策につきましては、核家族化を初めとした社会環境の変化から、孤立しがちな家庭での子育てを支援するため、保育園を活用して週1回の育児相談や親子で遊べる場の提供と子育て家庭の交流の場として「おこちゃま広場」を月1回実施するとともに、保健師による育児家庭訪問等の新たな子育て支援事業を実施してまいります。

また、道の制度であります乳幼児医療事業については、就学前の乳幼児を対象に実施しておりますが、現在、道において本年10月より小学校6年生までの入院について対象とすることが検討されていることから、本町においては本年4月から小学校6年生までの通院について、町内医療機関での受診に限り自己負担分を全額助成いたします。

高齢化施策につきましては、高齢化率が40%を超え、超高齢化社会へと進展しておりますが、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、除雪サービスや配食サービスなどの生活支援事業を実施してまいります。

障害者施策につきましては、障害者が地域で自立した生活が送れるよう介護給付事業や地域生活支援事業などの障害者自立支援事業を実施するとともに、デイサービス事業や除雪サービスなどの在宅福祉サービスも提供してまいります。

### 2. 住民の健康づくりについて

高齢化が進む中、町民が健やかに生活できるよう予防重視の視点を踏まえ、時代のニーズと環境の変化に対応しつつ、関係機関との連携により各種予防事業を推進してまいります。

特に住民健診については、本年度から各種健康保険の保険者ごとの特定健診に変わり、これまでの住民健診の内容に新たにメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防と改善を目指した特定保健指導が盛り込まれる内容になることから、体制整備や住民周知を図り円滑な実施を目指してまいります。

また、平成18年度に策定した第4期保健計画に基づき、生活習慣病予防に重点をおいてのライフサイクルに応じた健康づくりを推進するとともに、健康づくりを進めている各地区のグループ活動を側面から支援し健康増進を図ってまいります。

65歳以上の高齢者の介護予防促進のため、特定高齢者に対する介護予防事業を実施するとともに、関係機関との連携により地域ケア体制の整備を進めてまいります。

### 3. 国民健康保険事業等について

国民健康保険事業につきましては、4月から現行の老人保健医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、満75歳以上の国保の被保険者は、後期高齢者医療制度に加入することから、被保険者の減に伴う税収の減と後期高齢者支援金の新設により保険料の税率改正が必要になりますが、広域連合へ支出する分賦金の額が明確となる4月以降の臨時町議会で対処してまいります。

なお、当初予算については現行制度で算出しておりますので、税率改正後に補正対応いたします。

また、後期高齢者医療制度は新たな制度であるため、被保険者に混乱が生じないよう住民周知などに努めてまいります。

### 4. 健康の里づくり推進プロジェクトについて

健康の里づくり推進プロジェクトにつきましては、昨年度から町民の健康増進を図るため温泉施設と周辺施設を活用して健康に関するさまざまな事業を展開し、多くの町民の参加をいただきましたので、本年度も引き続き事業を展開してまいり

ます。

本年度については、昨年度と北海道健康づくり財団から「すこやかロード」の認定を受けた2つのコースに案内板の設置やウォーキング手帳を発行するなど、ウォーキングに取り組みやすい環境整備を進め、町民に健康増進の機会を提供してまいります。

また、メタボリックシンドロームなど生活習慣病への注目度が増加していることから、専門家の指導により正しいダイエットによる健康な体づくりを行う「ダイエットフィットネスツアー」を開催するなど、積極的に生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

### 5. 福祉医療センターについて

福祉医療センターにつきましては、町民の医療・福祉・介護に係る施設サービス・在宅サービスの拠点施設であります。

入所施設であるはるにれ荘と成寿苑につきましては、入所者一人一人の意思を尊重し、思いやりのある心の介護と質の高い介護サービスの提供に努め、より快適な施設サービスの推進を図ってまいります。

また、通所施設であるデイサービスセンターにつきましては、昨年度に引き続きパンケの湯を活用した桜見学、紅葉狩り昼食会を実施し、利用者本位の視点に立ったサービス内容に努め、新規利用者の拡大を図ってまいります。

地域包括支援センターにつきましては、高齢者が地域の中で自立した生活が送れるように「自助」「共助」「公助」の考え方から、本人のできることを生かし、援助の必要な部分について介護予防プランを作成し、介護予防事業を推進してまいります。

また、介護保険相談や家族介護相談を含めた総合相談業務を充実いたします。

町立診療所は、地域的な特異性を大切にしながら住民の身近な疾病の治療や予防、健康相談を行っており、今後も医師の専門性を生かし、患者が

安心して受診できる地域医療体制を推進してまいります。

## 6. 教育の振興について

学校教育につきましては、学校教育法などの改正があり、今後は学習指導要領の改訂も予定される中で、これまでの「ゆとり教育」から「生きる力」をはぐくむという理念により、基礎的・基本的な知識、技能を習得するため、各教科の授業時数の確保が求められると考えられます。

このようなことから、基礎・基本をしっかり身につけさせ確かな学力をはぐくむとともに、一人一人の児童・生徒の発達段階に応じ、豊かな人間性と社会性が習得できる教育に努めてまいります。

教育諸施策につきましては、安全・安心な学校づくりのため、学校施設の耐震診断として耐震化優先度調査を実施するとともに、施設の補修に努めてまいります。

また、従前、民間派遣を利用していた英語指導助手について、JETプログラムを活用することで、中学校においては、外国語を身近なものとするために生きた英語に接する機会をより多く与え、基礎的な語学力の向上に努めるとともに、小学校においても、総合的な学習の時間などにおいて積極的に活用を図り、生きた英語に親しむことができるよう努めてまいります。

これまで小学校と中学校において隔年で行っていた児童生徒演芸鑑賞事業につきましては、児童生徒芸術鑑賞事業と改め、毎年、小・中学校で実施することとし、特に、中学校においては、質の高い文化に触れることで情操を養いつつ、自主性と創造力をはぐくむため、生徒みずから企画・立案した芸術を鑑賞する機会を提供してまいります。

社会教育においては、第四次社会教育中期計画に基づき推進し、生涯学習の観点に立ち、乳幼児教育から高齢者教育まで町民が求める多様なニーズにこたえつつ、あわせて文化・スポーツ活動の

振興を図ってまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

## 第2にみんなが安全・安心で快適に暮らせる町づくり

### 1. 企業誘致及び産業の振興について

企業誘致は、町勢発展のかなめであります産業の振興・雇用の拡大・人口の定着化に重要な役割を果たしており、地域経済活性化の柱であります。

本町には遊休公共施設や空き工場、工業団地の空き区画があることから、これらの施設などをインターネットを通じて情報発信するとともに、国・道の企業立地促進制度や空知産炭地域総合発展基金を有効に活用し、企業誘致や既存企業の育成などを推進してまいります。

また、誘致企業の受け皿である工業団地の環境整備を実施するとともに、北海道及び産炭地域振興センターと連携し、地域資源活用調査や新産業創出調査などの地域振興推進調査事業を実施し、企業誘致の推進を図ってまいります。

### 2. 商業の振興について

商業につきましては、人口の減少や近隣市への大型店の進出による消費購買力の町外流出などにより極めて厳しい状況にあり、この状況を脱するため「明日の商店街を考える研究会」において、今後の商店街のあり方などについて検討し、「商店街活性化に向けた取り組み」に関する提言書を取りまとめたところであります。

研究会については、提言書の取りまとめをもって発展的に解消したことから、昨年、商業者、商工会議所、消費者及び行政で設立した「商店街活性化連絡会議」において提言内容を検証し、商業者、商工会議所などの関係機関と連携して商店街の活性化を支援、促進してまいります。

また、昨年度からスタートしたスタンプ帳での公共料金支払いの取り組みについては、町内での消費購買力の向上を図るためダイヤモンドスタン



ブ組合と連携し、消費者のニーズに合ったサービスを展開してまいります。

### 3．地域振興及びイベント・観光について

地域振興につきましては、イベントのみならず教育や環境など幅広い分野での地域活性化の推進が求められています。これまで町に対する寄附金については一般財源に充当していましたが、寄附された方の意思を目に見える形で反映させるため、地域振興基金に積み立てし基金を充当して「元氣・潤いタウン推進事業」を創設し、地域振興のための施策・事業に活用してまいります。

イベントにつきましては、商工会議所や各団体などにより各種イベントが展開され、地域の活性化に大きな役割を果たしていることから、職員の人的協力も含め引き続き支援してまいります。

また、昨年町民やボランティア団体などの協力を得て、エゾヤマザクラの植栽と商店街に花壇を設置する小学生卒業記念事業を行いました。本年度も補助採択の動向を見て、エゾヤマザクラなどを植栽するなどして、緑豊かな環境づくりにつなげるようイベントを創出いたします。

観光につきましては、上砂川岳温泉パンケの湯が昨年度から振興公社が管理運営を行っており、町としては、本年度も引き続き健康関連事業やイベントを温泉施設周辺で行うなどの支援をして、官民一体となってプロジェクトを推進してまいります。

### 4．労働福祉について

長引く景気の低迷により、失業率や新規学卒者就職内定率など雇用情勢は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、今後も新たな企業の誘致、既存企業の育成などによって就労機会の拡大を図るため、関係機関との連携をとりながら雇用情勢の改善に努めてまいります。

さらに、人材の定着と労働力確保のため、就労条件の改善や労働環境の整備について、企業に対し指導してまいります。

また、昨年砂川市・歌志内市・奈井江町及び本町で設立した「砂川地域通年雇用促進協議会」において、企業に対し季節労働者の通年雇用化事業を展開するなど、季節労働者対策に努めてまいります。

### 5．環境衛生について

快適で潤いのある生活環境を創造するために、循環型社会を形成していく必要があり、一般廃棄物や資源ごみの適正処理と減量化について住民周知を図り、関係機関との連携により住みよい環境づくりに努めてまいります。

ごみの分別収集は、ほぼ定着化しつつありますが、今後におきましては、ごみの減量化を含め衛生協力会との連携により、より一層の分別の徹底と効率化に向け、住民周知を図ってまいります。

また、ごみの不法投棄については、残念ながら町内においても発生していることから、清潔で美しい環境を保つためにも町民との連携を密にし、不法投棄防止に向けて、町広報を活用して啓蒙活動を推進してまいります。

砂川地区保健衛生組合の負担金については、可燃ごみ処分委託料の引き上げにより負担増となることから、現行のごみ袋代金について利用者負担を考慮しながら代金引き上げについて、今後組合構成市町で協議してまいります。

砂川地区保健衛生組合で運営しております火葬場（吉野斎苑）使用料については、本年7月から有料化となることから町広報などを活用し、住民周知を図ってまいります。

### 6．防災・防犯・消防体制と交通安全対策について

防災につきましては、あらゆる大規模災害時に対応できる地域防災計画及び武力攻撃などから住民を守る国民保護計画を、昨年策定いたしましたので、町民の皆さんに対し災害発生時における備えなどの防災思想の普及について町広報並びにホームページを通じ周知・啓発を行います。

また、障害者や高齢者・乳幼児等移動が困難な

「災害時要援護者」を把握し、要援護者に対する予防対策や自主防災組織の結成など、官民一体となった支援体制の確立に努めるとともに、国民保護計画における避難実施要領パターンの作成と災害時要援護者避難プランを策定してまいります。

防犯体制につきましては、防犯協会と連携して実施している「子ども見守り事業」について、教育委員会・学校等と協議をしながら効果などを検証しつつ事業内容の充実を目指してまいります。

消防体制につきましては、国・道において推進している消防の広域化とあわせ、消防運営の効率化を図るため、昨年12月に砂川地区広域消防組合に加入している砂川市・奈井江町・浦臼町の1市2町と歌志内市と本町で設置した「勉強会」において、砂川地区広域消防組合への加入について検討してまいります。

また、薬剤投与を実施することのできる救急救命士を養成するとともに、救急車に積載している自動体外式除細動器を更新し、救急業務の充実強化に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、より効率的・機能的な交通安全対策を推進するため、昨年交通安全協会を交通安全推進委員会に統合したところであり、本年3月15日の交通死亡事故ゼロの日500日を目標とし、さらにこの記録が一日でも長く続くよう今までの事故の事例を教訓として、危険箇所の把握や事故防止に向けた効果的な対策について、交通関係機関・団体との連携をより密にし、交通安全運動の推進を図ってまいります。

○議長(貝沼宏幸) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時07分

○議長(貝沼宏幸) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

7. 土地利用計画についてから説明願います。

○町長(加賀谷政清) それでは、引き続きまして9ページの7番、土地利用計画についてから説明いたします。

## 7. 土地利用計画について

町内に点在している公共遊休地の利活用を図るため定めた土地利用計画に基づき、今後も町や地域の特性を十分に配慮し、分譲団地や工業団地など計画的な土地利用を進めてまいります。

## 8. 道路網の整備について

道路網の整備は、地域住民の安定した生活環境を確保し、地域経済の活性化のため道路の環境整備を重点として進めてまいります。

町民生活に最も身近な交通機能である町道の整備は、歩行者や車の安全確保を図るため、緊急を要するものを優先的に整備してまいります。

道道の整備につきましては、旧JR東鶉駅から文珠交差点までの歩道未整備区間について地域住民の意向調査の結果を踏まえ、要望箇所の早期着手に向け、引き続き整備促進を要請してまいります。

除排雪事業につきましては、民間委託化も視野に入れながら、より効率的・効果的な体制を構築し、安全で安心な道路の確保を図ってまいります。

老朽化した街路灯の整備につきましては、年次計画で進めておりますが、本年度も引き続き実施してまいります。

## 9. 交通利便対策について

地域住民の唯一の公共交通機関であります路線バスは、人口の減少やモータリゼーションの進展により年々利用者が減少し、乗車率の低下が顕著になっています。

しかし、公共交通機関は、通勤、通学、通院、買い物などの地域住民の日常生活を支える重要な「地域の足」でありますので、利用者に不便が生じないように便数確保についてバス会社と調整してまいります。

## 10. 上下水道事業について

水道事業につきましては、安定した給水の確保を図るため、漏水が頻発している鶉地区の老朽配水管の整備を実施し、有収率の向上を図るとともに、湧水対策として導水ポンプを更新整備し、健

全な水道事業の経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、汚水管整備を計画的に進めており、本年度は鶉・東鶉地区の整備を行ってまいります。

また、下水道の水洗化率の向上を図るため、PR活動を積極的に行い、快適な生活が送れるよう水洗化の促進に努めてまいります。

#### 1 1 . 居住環境の整備について

公的住宅につきましては、快適な環境と安心して生活できる住宅を確保するため、これまで約1,300戸の住宅を整備しましたが、高齢化や人口流出などにより約200戸の空戸が発生しており、人口減少対策と空戸住宅対策が大きな課題となっております。

本町の課題である人口減少対策や定住促進対策には、快適性と利便性の向上を図るため水洗化事業の推進が大変重要であることから、本年度も鶉地区及び鶉若葉地区の整備を行い、水洗化促進を図ってまいります。

消防法改正に伴い平成23年度までに火災報知機の設置が義務づけられましたので、入居者の安全確保を図るため本年度から年次計画で整備してまいります。

また、空戸住宅対策として、公共施設周辺など生活環境の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、庁内にプロジェクトチームを設置して全町的な住宅政策の方針を策定し推進するとともに、上下水道・水洗化事業の整備状況を勘案して、公的住宅の住環境整備を進めるため「町営住宅ストック総合活用計画」を見直し、若年層の定住を促進いたします。

空戸住宅除排雪事業につきましては、住宅の維持管理及び周辺住民の安全確保を図るため、引き続き実施してまいります。

宅地造成事業につきましては、現在9区画の未売却地がありますので、町広報や新聞折り込みチラシなどによりPRするとともに、引き続き分譲条件の緩和などを検討し、完売に努めてまいりま

す。

### 第3にみんなで進める町づくり

#### 1 . 住民コミュニティーについて

地域住民の自主的な独自の諸活動を推進するため、自治会連絡協議会と連携を図り、地域活動を支援するとともに、町民と行政とのパートナーシップの構築を図り、それぞれの役割を明確にし、町民と行政が協働で行う町づくりの推進に努めてまいります。

また、「まちづくり町民会議」「町長に手紙を出す運動」などの広聴活動を通じて、町政に対する意見の把握に努め、さらには「町広報」「自治体ホームページ」などの広報活動により、情報の共有化を進めてまいります。

移住・定住対策としては、移住希望者に対するワンストップ窓口を設置し、町公式ホームページ上に移住定住コーナーを設け、空戸情報や宅地情報、近隣情報などを提供し、北海道の専用ホームページ上の登録市町村制度に登録するなど、移住・定住対策を展開しております。

本年度については、上砂川岳温泉「パンケの湯」において、お試し移住体験ツアーを実施し、上砂川町を町外に向けて情報発信して町内への移住の足がかりをつかむことが可能となるような機会を提供してまいります。

#### 2 . 情報通信対策について

地上デジタル放送につきましては、既に札幌親局の放送開始を皮切りに主要都市から順次放送が開始されており、上砂川局の親局である歌志内局も本年10月より放送開始される予定でありますので、中継局整備支援について国へ強く要望し、できるだけ早い時期に本町の中継局のデジタル化に取り組んでまいります。

#### 3 . 行財政について

本町の財政運営につきましては、平成18年度に策定いたしました財政健全化計画の推進により財政再建団体への転落を回避するなど一定の成果を上げているところであります。

本年度の地方交付税は、地方税の偏在是正による財源を活用して、自主的・主体的に取り組む活性化施策に充当すべく、地方再生対策費が創設され、財源の確保が図られたものの、人口の流出などによる自主財源である町税等の減収により依然として厳しい財政運営を強いられるところであります。

このような財政状況のもと、本年度予算にありましては、財政健全化計画に基づいた着実な財政運営を行い、限られた財源の有効かつ効率的な活用により、住民ニーズを取り込み、今後の財政立て直しも視野に入れた緊縮型予算の編成を行ったところであります。

本年度の一般会計・特別会計の予算規模は、総額34億5,530万8,000円で、前年対比3.7%の減となり、一般会計では24億100万円、特別会計では4.0%減の緊縮型の予算となるものであります。

この内容につきましては、予算の大綱とあわせ提出しております財政資料に基づき予算審議の中で詳しくご説明申し上げます。

また、各特別会計につきましても予算審議説明で詳しく申し上げますが、新たに後期高齢者医療特別会計が加わり8特別会計合計で10億5,430万8,000円、前年度対比2.9%の減となるものであります。

今後の財政運営につきましては、昨年12月に総務省より示されました自治体財政健全化法による4指標を考慮した財政運営が求められることから、引き続き効率的かつ効果的な執行に努め、早期健全化団体や財政再生団体指定の回避に努めるべく、議員各位との十分なる協議を進めてまいります。

収納対策につきましては、自主財源確保に向けて収納体制の見直し強化を図り、全職員による臨戸徴収についても引き続き取り組んでまいります。

悪質滞納者への対応といたしましては、町税に

ついては、本年度は収納対策強化のため道から職員の派遣を受け、預貯金などの財産調査結果による差し押さえ処分などを実施することとし、国民健康保険税については、資格証及び短期証の交付について適正な運用を期するとともに、町営住宅使用料については調停申し立てを進め、収納率の向上に努めてまいります。

#### 4.市町村合併問題について

市町村合併問題につきましては、砂川市を中心とする2市3町で協議を進め、財政分析や問題点の洗い出しなどを行い、国や道に対し財政支援を要望することとしていますが、国や道の財政支援は大変厳しい状況にあります。

現在、地方制度調査会の中では人口1万人未満の市町村については、窓口業務だけを残し、その他の業務は都道府県知事や他の市町村に処理を義務づける特例市町村制度を検討しており、人口規模が4,300人余りの本町にとって合併は避けて通れない課題であり、新合併特例法の期限も残すところ2年となっておりますので、今後においては道の指導のもと、財政支援要望を行い動向を見きわめたいと思います。

市町村合併には相手があることですので、合併ができないことも想定され、また、市町村合併は、国が強力に押し進めてきた経過もあるので、国に対し合併困難地域に対する対応について要請してまいります。

以上、平成20年度の町政執行に当たっての、私の所信と町政への基本的な考え方を述べさせていただきます。

冒頭申し上げましたとおり、本年度においても、大変厳しい行財政運営となりますが、町議会議員や町民の皆さんの英知を賜り、町民の負託と信頼にこたえられるよう職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、町議会議員各位を初め町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます町政執行の方針と

いたします。

以上であります。

---

#### 教育行政執行方針

○議長（貝沼宏幸） 引き続き、日程第24、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。教育長。

○教育長（樫 満雄） 平成20年第1回定例町議会の開会に当たり、平成20年度の教育行政執行方針を申し上げ、町民の意思を代表する議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

教育を取り巻く現況を見ますと、昨年の教育基本法に続く教育3法の改正、全国学力テストの実施、学習指導要領改訂に向けた答申が出されるなど、新しい時代を迎えるための教育改革の波は大きくなってきています。このような中、教育にかかわる者すべてが、子供たちを中心に据え、何ができるかという視点に立ち、「すべては子どもたちのために」を基盤として、取り組んでいくことが大切なことと考えております。

そのため、学力の向上を初め生きる力・豊かで健やかな心身の育成などを中心に取り組み、従前以上に課題解決に向けた努力が必要と考えております。

社会教育は、活動をつくるための人づくりであり、生涯学習との相互の関連の中で充実・補完が図られます。楽しく学ぶことができる環境づくりと、「健康の里づくり」事業との連携など、効果的な事業の推進に努めてまいります。

#### 1. 学校教育について申し上げます。

##### (1) 学習指導

基礎学力の定着と学力向上を図るため、学校においては、年間授業時数を確保して適正な教育課程を編成・実施するとともに、全国学力テスト結果の学力的な課題その具体的な改善策や学校・保護者・地域の相互理解や協力を求める学校評価などの推進に努めてまいります。また、教育内容の

検証や小・中学校とも学級が少人数であることからその利点を生かして、児童生徒一人一人の学習状況を的確に判断し、その能力や特性・個性の伸長を促しみずから学ぶ習慣を身につけさせるなど細かな指導の充実を図ってまいります。

英語指導助手の配置と活用につきましては、従前民間業者を利用し中学校へ派遣してまいりましたが、契約上の制約がある中で短時間で習得し得ることは限られている反面、中学校の英語教育では、とりわけ聞き取る力と話す力を重視することや、学習指導要領の次期改訂では小学校において英語を正式科目とする予定であることなど、確かな語学力を身につけた子供の育成が求められております。

したがってこれらのニーズにこたえられるよう、本年7月より（財）自治体国際化協会のJETプログラムによる外国人青年（英語指導助手）を招致し、中学校における教科指導はもちろん、小学校では総合学習の時間等において、中学校英語教員の協力のもと、語学指導を行うことで義務教育の早期から英語になれ親しむことと、小中連携教育の充実を図るほか、社会教育事業への活用も行っていくなど、密度の濃い生きた英語を取り入れることで一層の英語教育の充実に努めてまいります。

長く継続されてきました小学生と中学生の隔年実施の演芸鑑賞事業は、子供たちにとって多くの文化に触れ、高い情操が培われました。本年からは小学校においては毎年の独自事業として、中学校では学校祭のプログラムの一つとして生徒みずから企画・立案し、実施後も反省評価をするなど生徒の手による芸術を鑑賞する事業として支援してまいります。

特別支援教育については、学校において教職員の共通理解を促すとともに校内委員会を設置し、特別支援教育を推進するコーディネーターを校務分掌に位置づけ、LD（学習障害）等を含む障害のある児童生徒の実態を把握し、一人一人の教育

的ニーズに対応した指導に努めてまいります。

食に関する指導を充実するために栄養教諭が配置されたことから、栄養教諭を中心に食に関する体系的な指導計画を作成しているところです。望ましい食習慣や日常生活での正しい食事のあり方などを育てる指導の充実に努めてまいります。

また、学校給食については、栄養のバランスはもとより食材を吟味して、安全な給食に努めてまいります。

教職員の資質向上については、新しい時代に対応する教育についての視野を広げ、専門性をより高めるとともに、指導方法・総合学習等の研究授業など、実践的指導力の向上を図る校内研修や各種研修事業への参加を勧めます。また、学校教育振興会の教科サークル中心の研修体制を、構成人員の減などから見直しを図ってまいります。

## (2) 児童・生徒の指導

何よりも生命を大切に、他人を思いやる心や何事にも感動する豊かな心、正義感や公正を重んじる心などを持った、たくましく生きる人間を育てることは大切なことです。

このため、家庭や地域との連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などを通じ、子供の道徳性を日々の教育活動の中ではぐくむとともに、みずから考え、正しく判断し、実践する児童生徒の育成について学校を通じ指導に努めてまいります。

いじめ問題につきましては、道教委が実施した「いじめに関する実態等調査」では、本町にもいじめは皆無ではなく、いじめの未然防止や早期発見・対応の重要性が求められております。

このため、教職員が情報の共有化と連携を密にし、児童生徒への指導を適切に行うとともに、「いじめを見逃さない」、「いじめを起こさせない」ために家庭・学校・地域社会の連携・協力の推進を図り対応してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長は、学校を初めとする環境が安全で安心であることは極めて重要

なことであります。そのためには、学校内はもとより社会生活の中での事故や凶悪な犯罪から未然に防ぐ必要があります。

このため、学校の安全管理や安全教育の充実に努めるとともに、保護者の協力や地域の防犯意識の高揚と支援、関係機関・団体との連携と情報の共有化の強化を図ってまいります。

## (3) 教育条件整備

全国的に立ちおくれが指摘されております学校施設の耐震化について、本町では中央小学校の屋内体育館、上砂川中学校の校舎及び屋内体育館が耐震化を要する建築物であり、本年度、これらすべての棟について耐震化優先度調査を実施し、耐久度などの具体的な数値を把握することで、将来的な耐震診断、改修工事への基礎としてまいります。

校舎の営繕の主たるものにつきまして、上砂川中学校生徒玄関外側のタイル張りの傷みが著しいことから全面を改修いたします。

一方、直接家庭や子供たちにかかわる事柄として、引き続き保護者負担の軽減を図るため教材費や部活動経費、スキー学習経費等への補助、日本スポーツ振興センター（傷害保険）掛金の全額公費負担などの支援を継続してまいります。

## 2. 社会教育について申し上げます。

### (1) 社会教育

乳幼児教育では、昨年まで町長部局と連携して行っていた「ちるどすく〜る」を子育て支援事業と位置づけたことから、場所を保育園にかえて、新たにスタートいたします。教育委員会としましては、乳幼児教育推進の立場からサポートしてまいります。

また、今年度から常勤の英語指導助手が配置されることから、保育園とタイアップした事業展開をしてまいります。

家庭教育学級については、PTA連合会と連携をとり、親のニーズを探りながら、子供の発達段階に応じた学習機会を提供いたします。

青少年教育では、子ども会育成連絡協議会と連携を図りながら、「全町子どもまつり」や「子ども体験教室」など、内容に創意工夫を凝らして子供たちと参画する事業を展開してまいります。

高齢者教育については、昨年同様、パンケの湯を拠点に公開講座を行うなど、幅広い事業展開をしてまいります。

男女共同参画の推進に関しては、男女共同参画推進協議会が中心になって行っており、推進協議会とともに情報の提供と学習の推進を行ってまいります。

公民館図書室は、週2回の開室が定着してきてはいるものの、依然として町民の皆様にはご不便をおかけしております。今後ともサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、現在ある蔵書を検索できる仕組みについても引き続き取り組んでまいります。

昨年から行っております小学校への図書巡回事業は、今年度も引き続き実施をいたします。

#### (2) 芸術・文化の振興

日本古来の文化である「全町カルタ大会」を本年度も継続して実施いたします。

また、文化協会については、文化活動の中心的組織であることから、町全体の文化活動発展のため事業支援をしてまいります。

#### (3) スポーツの振興

スポーツ事業については、体育協会の主催事業「全町混合ミニバレーボール大会」を今年度も引き続き支援・協力いたします。

また、「スーパードッジボール大会」については、子供たちに人気の高いことから今年度も引き続き開催いたします。

以上、本年度における教育行政執行方針の概要と所信を申し述べましたが、これら実現のため、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、執行の万全を期し努力をしてまいります。町議会議員並びに町理事者各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、終わりいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日11日は午前10時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしく願いいたします。本日はどうもご苦労さまでございました。

（散会 午後 2時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )



平成 2 0 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録(第 2 日)

3月11日(火曜日)午前10時00分 開議  
午前11時30分 散会

○議事日程 第2号

- |       |  |       |   |
|-------|--|-------|---|
| 第 1   | 会議録署名議員指名について  | 第 1 3 | 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)                      |
| 第 2   | 議案第 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について                              | 第 1 4 | 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)                              |
| 第 3   | 議案第 2 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について          | 第 1 5 | 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第 2 号)                            |
| 第 4   | 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について                   | 第 1 6 | 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)                               |
| 第 5   | 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について                  | 第 1 7 | 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度上砂川町水道事業会計補正予算(第 2 号)<br>議案第 1 号~第 1 6 号は、質疑・討論・採決とする。 |
| 第 6   | 議案第 5 号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について               | 第 1 8 | 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計予算   |
| 第 7   | 議案第 6 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 9 | 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算                                 |
| 第 8   | 議案第 7 号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について                        | 第 2 0 | 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算                                      |
| 第 9   | 議案第 8 号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について                         | 第 2 1 | 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算                               |
| 第 1 0 | 議案第 9 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について                       | 第 2 2 | 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算                                       |
| 第 1 1 | 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算(第 5 号)                   | 第 2 3 | 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算                                     |
| 第 1 2 | 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)                  |       |   |

- 第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計予算  
議案第 1 7 号 ~ 第 2 5 号までは、提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。
- 第 2 7 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成  
8 番 柳 川 暉 雄

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 2 0 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 7 条の規定によって、7 番、横溝議員、8 番、柳川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号  
議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号  
議案第 7 号 議案第 8 号 議案第 9 号  
議案第 1 0 号 議案第 1 1 号 議案第 1 2 号  
議案第 1 3 号 議案第 1 4 号 議案第 1 5 号  
議案第 1 6 号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第 2、議案第 1 号から日程第 1 7、議案第 1 6 号までにつきましては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第 2、議案第 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第 3、議案第 2 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第5号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第7号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 上砂川町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第8号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第11、議案第10号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第12、議案第11号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第13、議案第12号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第14、議案第13号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第15、議案第14号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第16、議案第15号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第17、議案第16号 平成19年度上砂川町下水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成19年度上砂川町下水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時22分

○議長(貝沼宏幸) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第17号

○議長(貝沼宏幸) 日程第18、議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) それでは、議案第17号について説明をいたします。予算書の1ページを

ご参照願いたいと思います。ただいま上程されました議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

予算書本文に入ります。

平成20年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

次のページをお願いします。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終

わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、議案第17号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成20年度一般会計予算の大綱を読み上げまして説明させていただきますが、あわせて参考資料のナンバー3以下の資料もあわせてごらんいただきたいと思ます。よろしいでしょうか。

平成20年度一般会計予算の大綱でございます。平成20年度一般会計予算は、町政執行方針に基づいて編成したものであります。

本町の財政運営につきましては、地方交付税では都市と地方の税収偏在の格差是正のための地方再生対策費が創設されたことにより地方財政計画における市町村分につきましては前年度対比4.8%増となったところでありますが、人口の減少により自主財源である町税の減少などにより依然として厳しい状況となっております。

本年度におきましては、財政健全化計画に基づき職員給料の20%削減等の継続により経費の縮減を図ることといたしましたが、限られた財源の有効かつ効率的活用により、住民ニーズに対応する予算計上としております。

具体的には、住民に直接かかわる制度施策として、子育て支援施策であります子育て支援事業及び小学生以下医療費助成事業経費の計上、教育振興対策として、児童生徒芸術鑑賞事業経費、英語指導助手配置事業経費等の計上をしているものであります。

投資的経費にありましては、後年度の財政負担を増大させないよう、実質公債費比率の適正化を図るため、必要最小限にとどめるなどの基本方針により編成作業を終えたものであります。

本年度の予算の執行を含め、今後の財政運営につきましては多くの問題を抱えておりますが、財政の健全化と財政基盤の強化のため最善の努力をいたすとともに多様化する住民ニーズに対応すべ

き諸施策を講ずる所存であります。以下、本年度の予算の概要についてご説明いたします。

本年度の一般会計予算規模は、資料ナンバー3に記載のとおりでございます。24億100万円でございますが、前年度当初比4.0%減となりましたが、主な要因は公債費元金償還終了等によるものであります。

次に、各項目の内容を要約して説明いたします。歳入についてであります。資料ナンバー3の2ページのほうもごらんいただきたいと思っております。町税でございますが、町税は人口減少等による個人町民税の減少のほか固定資産税、町たばこ税の減少により前年度当初比2.2%減の1億8,828万2,000円を計上いたしました。

地方譲与税は、自動車重量税と地方道路譲与税を合わせ2,000万円を計上いたしました。

利子割交付金は前年度実績により70万円を計上し、配当割交付金10万円、株式等譲渡所得割交付金10万円、地方消費税交付金4,500万円は前年同額計上といたしました。

自動車取得税交付金は前年度実績により600万円を計上し、地方特例交付金100万円は前年度同額といたしました。

地方交付税は、前年度交付決定額及び本年度の国の予算枠、地方再生対策費の導入による増加分と公債費の減額分を勘案して、普通交付税では12億3,500万円、特別交付税で1億4,500万円を見込み、総額では前年度当初比0.7%増の13億8,000万円を計上しました。

交通安全対策特別交付金は前年同額の100万円とし、分担金及び負担金は前年度実績により11.6%減の1,056万9,000円を計上しました。

使用料及び手数料は、公営住宅使用料、証紙収入等について前年度実績により5.0%減の2億1,870万8,000円を計上いたしました。

国庫支出金は、更生医療費補助金等の減少により4.6%減の7,738万円を計上いたしました。

た。

道支出金は、知事、道議選挙費、参議院選挙費及び老人医療制度廃止に伴う減少により13.8%減の8,277万7,000円を計上いたしました。

財産収入は、職員住宅貸付料、土地建物貸付収入についての計上であり、6.5%減の1,968万6,000円を計上しました。

寄附金は、科目存置としたところでございます。

繰入金は、地域振興のための制度であります元気・潤いたウン事業の財源といたしまして、これまで町民の方などからの寄附金を積み立てしておりました地域振興基金より50万円を取り崩し、計上いたしました。

諸収入は、後期高齢者に係る特定健診を町が道後期高齢者広域連合からの受託事業として実施することとしており、本年度新たに受託事業収入47万円が追加となったほか、介護サービス収入、貸付金元利収入等について年間収入額を積算し見込んでいますが、高額療養費の減少により4.3%減の2億4,039万7,000円を計上いたしました。

町債は、投資的経費充当の起債のほか、臨時財政対策債9,500万円を含め1億880万円を計上しました。

次に、歳出であります。性質別区分により説明いたします。資料ナンバー3の5ページをごらんいただきたいと思っております。義務的経費のうち人件費は、平成19年度末退職予定者4人を見込むとともに財政健全化計画に基づき、町長給料で30%、副町長、教育長給料で25%、職員給料で20%の削減を継続いたしますが、平成19年度人事院勧告によります期末、勤勉手当支給率及び退職手当組合負担金の引き上げによりまして2.4%増の6億96万9,000円を計上いたしました。

扶助費は、小学生以下医療費助成事業等の増加がありますが、老人保健制度の改正による老人医



療費の減少により9.1%減の1億8,673万4,000円を計上いたしました。

公債費は、償還元金の減少により16.2%減の5億9,429万5,000円を計上しました。

以上の義務的経費で7.9%減の13億8,199万3,000円となり、歳出に占める割合は59.9%となるものであります。

一方、消費的経費のうち物件費ですが、受託事業で実施する後期高齢者特定健診経費、地域振興促進調査事業、高規格救急車用自動体外式除細動機器、AEDのことでございます、これらの更新、燃料費の高騰による増加と共済投資住宅賃借料の減少によりまして0.9%減の3億1,859万7,000円を計上いたしました。

維持補修費は、公的施設の修繕、除排雪経費等であり、各経費は現行制度を維持するものとして年間所要額を見込み、1.9%減の5,746万7,000円を計上いたしました。

補助費等は、義務的性質のものは当該機関、団体の決定により、その他のものは現行制度により所要額を見込み、2.0%減の3億5,129万5,000円を計上いたしました。

以上の消費的経費の総額は、1.5%減の7億2,629万4,000円で、歳出に占める割合は30.2%となるものであります。

投資的経費は、資料ナンバー5で建設事業としてまとめておりますが、既設公営、改良住宅の水洗化事業1,680万6,000円のほか、公営、改良、単身者住宅火災報知機設置事業484万4,000円、定住促進住環境整備事業270万円、学校耐震化優先度調査委託65万円などにより7.5%増の5,548万9,000円の計上となり、歳出に占める割合は2.3%となるものであります。

その他の経費といたしましては、公営企業金融公庫が平成20年度に廃止された後、地方公共団体の共同出資で設立される地方公営企業等金融機構の出資金40万円のほか、商店街近代化特別融

資及び中小企業融資の原資預託金、特別会計への繰出金などがありますが、各特別会計の経営状況につきましてはそれぞれの議案においてご説明いたします。

以上、平成20年度の一般会計予算の大綱について申し述べましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、予算書本文に入ります。3ページでございます。第1表、歳入歳出予算。次のページでございます。歳入、1款町税1億8,828万2,000円、1項町民税9,062万3,000円、2項固定資産税6,148万円、3項軽自動車税583万6,000円、4項町たばこ税2,432万4,000円、5項鉱産税70万4,000円、6項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税2,000万円、1項自動車重量譲与税1,500万円、2項地方道路譲与税500万円。

3款利子割交付金70万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金4,500万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金600万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金100万円、1項地方特例交付金、同額であります。特別交付金は廃項であります。

9款地方交付税13億8,000万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金100万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金1,056万9,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料2億1,870万8,0

000円、1項使用料1億8,871万3,000円、2項手数料345万円、3項証紙収入2,654万5,000円。

13款国庫支出金7,738万円、1項国庫負担金6,804万3,000円、2項国庫補助金834万8,000円、3項国庫委託金98万9,000円。

14款道支出金8,277万7,000円、1項道負担金6,221万4,000円、2項道補助金1,348万5,000円、3項道委託金707万8,000円。

15款財産収入1,968万6,000円、1項財産運用収入1,965万5,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

16款寄附金1,000円、1項寄附金、同額であります。

17款繰入金50万円、1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入2億4,039万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,566万1,000円、4項受託事業収入47万円、5項雑入2億2,420万5,000円。

19款町債1億880万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が24億100万円であります。

歳出でございます。1款議会費3,434万1,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費1億1,647万5,000円、1項総務管理費1億736万4,000円、2項徴税費248万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費112万5,000円、4項選挙費410万5,000円、5項統計調査費33万4,000円、6項監査委員費106万3,000円。

3款民生費6億2,311万円、1項社会福祉費5億8,265万3,000円、2項児童福祉費3,991万8,000円、3項生活保護費29万9,000円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費1億9,233万8,000円、1項保健衛生費7,154万9,000円、2項清掃費1億2,078万9,000円。

5款労働費317万6,000円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費109万円、1項林業費、同額であります。

7款商工費5,502万2,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費2億417万2,000円、1項土木管理費7,913万6,000円、2項道路橋りょう費4,318万4,000円、3項住宅費8,185万2,000円。

9款消防費1億2,871万5,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費7,869万5,000円、1項教育総務費512万4,000円、2項小学校費2,474万7,000円、3項中学校費3,285万3,000円、4項社会教育費597万1,000円、5項保健体育費1,000万円。

11款災害復旧費1万3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費5億9,438万2,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費3億6,647万1,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が24億100万円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策債、9,500万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しく

は繰上償還又は低利債に借換することができる。  
鶉北線排水改修事業、370万円、同上、同上、  
同上。

既設改良住宅改善事業、520万円、同上、同  
上、同上。

既設公営住宅改善事業、490万円、同上、同  
上、同上。

合計、1億880万円。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課  
長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう  
よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わ  
ります。

---

#### 議案第18号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第19、議案第1  
8号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会  
計（事業勘定）予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） それでは、予算書121  
ページをお開き願いたいと思います。ただいま上  
程されました議案第18号 平成20年度上砂川  
町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につ  
いて、提案理由を申し述べますので、ご審議賜り  
ますようお願いいたします。

予算書本文に入ります。

平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計  
（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ  
ぞれ1億7,312万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご  
との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長から  
いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を  
終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第18号  
について内容の説明をいたします。

概要文を読み上げて説明させていただきますの  
で、ごらんいただきたいと思います。平成20年  
度国民健康保険特別会計予算の概要。国民健康  
保険事業につきましては、平成13年度から空知中  
部広域連合を保険者として構成市町の自賄い方式  
を基本に過去の医療費の実績を参考に収支計画を  
策定し、医療給付事業を運営しているものであり  
ます。

本町では、国保税の賦課徴収事務や各種医療の  
受け付け申請事務等の業務を行うこととなり、本  
会計ではこれら業務にかかわる予算について計上  
するものであります。

本年度予算は、4月から75歳以上の被保険者  
すべてが後期高齢者医療制度に移行することに伴  
う税収の減と74歳以下の被保険者が負担する後  
期高齢者支援金の創設により保険税の税率改正が  
必要となりますが、算定基礎となります広域連合  
に納付する分賦金の額が明確となっていないこと  
から、現行制度で算定した暫定的なものとしてお  
りますので、税率改正後に補正予算で対応するも  
のであります。

予算総額は、前年度対比24.8%、5,694  
万6,000円減の1億7,312万4,000円  
となるものであります。

以下、主なものについて説明いたします。歳出  
であります。総務費の総務管理費には、空知中  
部広域連合に納付する分賦金を計上しております  
が、後期高齢者医療制度の移行により老人保健医  
療費制度が廃止となることに伴い、老人保健医療  
拠出金の減を主な要因に分賦金総額は前年度対比  
24.8%、5,691万8,000円減の1億7,  
225万8,000円を計上しております。

歳入であります。国保税につきましては、制度改正に伴う一般被保険者において75歳以上の後期高齢者医療制度への移行848人を含む872人の減少等による保険税6,339万3,000円の減を主な要因として、前年度対比で38.2%、6,579万7,000円減の1億636万5,000円を見込み計上しております。一般会計繰入金につきましては、制度改正に伴う保険税軽減世帯の減少により、ルール分であります保険基盤安定繰入金の減等により歳入不足が生じたことから、前年度対比で15.3%、885万1,000円増の6,674万2,000円を繰り入れして収支の均衡を図ったところであります。

それでは、予算書本文に入ります。122ページであります。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税1億636万5,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金6,674万2,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料2,000円、2項雑入3,000円。

歳入合計が1億7,312万4,000円であります。

歳出、1款総務費1億7,296万9,000円、1項総務管理費1億7,232万6,000円、2項徴税费64万3000円。

2款諸支出金5万5,000円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億7,312万4,000円であります。

以下、事項別明細書は後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

#### 議案第19号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第20、議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書本文129ページをお開きいただきたいと思います。ただいま上程されました議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

予算書本文に入ります。

平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,162万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第19号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算の概要。後期高齢者医療制度につきましては、議案第8号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の制定でもご説明いたしました。平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象とした医療制度であります。

これに伴いまして、本年度から全市町村が加盟する北海道後期高齢者医療広域連合を保険者として共同事務処理することとなり、本町では保険料の徴収事務や各種医療の受け付け申請事務等の業務を行うものでありますが、後期高齢者医療に関する収入及び支出については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により特別会計を設置することとされていることから、新たな特別会計として保険料や一般会計繰入金、徴収費、広域連合納付金など本町にかかわる経費について予算計上するものであります。

予算総額は、8,162万5,000円となるものであります。

以下、主なものについて説明いたします。歳出であります。総務費では保険料の徴収事務等に要する経費として52万5,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者から徴収した保険料と北海道広域連合を運営するための共通経費を北海道広域連合に納付することから、本年度については概算として、保険料等負担金7,828万9,000円、事務費負担金では北海道広域連合職員43人分の人件費等に要する経費を均等割10%、75歳以上の高齢者人口割40%、人口割50%で算定した271万1,000円を計上しております。

歳入であります。後期高齢者医療保険料では、75歳以上の被保険者が負担する保険料として、北海道広域連合が概算で算定した額6,401万6,000円を計上しておりますが、被保険者数は927人で1人当たり保険料は6万9,057円となっております。また、保険料の徴収方法は、介護保険制度と同じで、年金から徴収する特別徴収と窓口等で徴収する普通徴収となっていることから、現在の介護保険料の徴収割合とほぼ同率に配分した結果、特別徴収保険料の対象者は全体の80%、742人で5,121万3,000円、残りの20%、185人は普通徴収保険料として1,280万3,000円を見込み計上しております。

繰入金につきましては、一般会計からルール分を繰り入れして収支の均衡を図ったところであります。事務費繰入金では北海道広域連合の共通経費と町の事務費分として333万1,000円、保険基盤安定繰入金では1,427万3,000円を計上しておりますが、低所得者に対し保険料の軽減措置が講じられることから、軽減後の財源充当として北海道が4分の3、1,070万4,000円、町が4分の1、356万9,000円を負担するものであります。

なお、本年度予算は概算計上しているため、年度末に精算が見込まれるものでございます。

それでは、予算書本文に入ります。130ページであります。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料6,401万6,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金1,760万4,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入1,000円。

歳入合計が8,162万5,000円であります。

歳出、1款総務費52万5,000円、1項総務管理費5万5,000円、2項徴収費47万円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金8,100万円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が8,162万5,000円であります。

以下、事項別明細書は後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第20号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第21、議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書本文135ページをお開きいただきたいと思います。ただいま上程されました議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

予算書本文に入ります。

平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,544万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第20号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成20年度土地開発造成事業特別会計予算の概要。本会計は、これまで宅地造成事業と工業団地造成事業から成る特別会計でありましたが、工業団地に係る公債費の

償還が平成19年度をもって終了いたしましたので、本年度からは宅地造成事業のみの予算計上となるものであります。

本年度の宅地造成事業は、前年度対比37.7%、933万3,000円減の1,544万8,000円となるものであります。

宅地造成事業は、町民の持ち家志向に対応するために造成してきましたが、本町分譲地に1区画、中町分譲地に3区画、中央分譲地に1区画、鶉本町分譲地に4区画の計9区画の未売却地があります。これら宅地の売却に努めることといたしまして予算計上したものであります。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。未売却地の販売PR用チラシ代として14万7,000円、公債費は長期償還元金で37.6%減の1,478万円、償還利子で45.5%減の52万1,000円を計上しました。

歳入であります。未売却地9区画分の宅地売払収入として11.3%減の1,322万7,000円を計上し、不足となる222万1,000円について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところであります。

それでは、予算書本文に入ります。136ページであります。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款財産収入1,322万7,000円、1項財産売払収入、同額であります。

2款繰入金222万1,000円、1項他会計繰入金、同額であります。

歳入合計が1,544万8,000円であります。

2、歳出、1款宅地造成費14万7,000円、1項宅地造成費、同額であります。

2款公債費1,530万1,000円、1項公債費、同額であります。

歳出合計が1,544万8,000円であります。

以下、事項別明細書は後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第21号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第22 議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書本文141ページです。ただいま上程されました議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について、提案の理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

予算書本文に入ります。

平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億294万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第21号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算の概要。本年度の予算額は、昨年度の急性期疾患の受診減や慢性期患者の長期入院と施設入所による患者数減少傾向等を勘案し、前年度対比2.2%、230万4,00

0円減の1億294万4,000円となるものでございます。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。総務費は人件費の見直しや燃料費等の増額により前年度対比1.5%、86万6,000円増の5,778万5,000円を計上し、医業費は主に需用費の医薬品で、患者数減やジェネリック薬品の利用により6.7%、317万円減の4,405万円を計上しました。諸支出金、予備費は、昨年度と同様の予算計上となります。公債費は、医療機器整備の起債償還により昨年度と同額の95万9,000円となりました。

歳入であります。医療収入1日当たりの患者数を40人と見込み、前年度対比6.6%、500万円減の7,000万1,000円を計上しました。分担金及び負担金1,982万円、諸収入500万円を計上し、不足となる812万3,000円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところであります。

それでは、予算書本文に入ります。142ページであります。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款医療収入7,000万1,000円、1項診療収入、同額であります。

2款分担金及び負担金1,982万円、1項負担金、同額であります。

3款諸収入500万円、1項雑入、同額であります。

4款繰入金812万3,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が1億294万4,000円であります。

歳出、1款総務費5,778万5,000円、1項施設管理費、同額であります。

2款医業費4,405万円、1項医業費、同額であります。

3款諸支出金5万円、1項償還金、同額であります。

4款公債費95万9,000円、1項公債費、

同額であります。

5 款予備費 10 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 1 億 2 9 4 万 4,000 円であり  
ます。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課  
長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう  
よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わ  
ります。

#### 議案第 22 号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第 23、議案第 2  
2 号 平成 20 年度上砂川町老人保健施設事業特  
別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） それでは、予算書本文 1  
57 ページをお開き願います。ただいま上程され  
ました議案第 22 号 平成 20 年度上砂川町老人  
保健施設事業特別会計予算について、提案の理由  
を申し述べますので、ご審議賜りますようお願い  
をいたします。

予算書本文に入ります。

平成 20 年度上砂川町老人保健施設事業特別会  
計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ  
ぞれ 1 億 6,664 万 4,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご  
との金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 20 年 3 月 10 日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からい  
たしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終  
わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第 22 号  
について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成 20 年度上砂川  
町老人保健施設事業特別会計予算の概要。本年度  
の予算額は、入所人員について前年度実績を勘案  
して 45 人と見込み、前年度対比 3.3%、53  
0 万 9,000 円増の 1 億 6,664 万 4,000  
円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。歳出  
であります。老人保健施設費は人件費の見直し  
と燃料費の値上がりによる増額により前年度対比  
4.6%、627 万 4,000 円増の 1 億 4,30  
1 万 3,000 円計上し、公債費はボイラー整備  
債の償還完了により前年度対比 3.9%、96 万  
5,000 円減の 2,353 万 1,000 円となり  
ました。予備費については昨年同様となっております。

歳入であります。介護度の階層区分の変動に  
より施設サービス収入は前年度と比較し、3.9  
%、555 万 8,000 円増の 1 億 4,797 万 2,  
000 円を計上し、利用料は前年度と比較し、短  
期入所利用者の減により前年度対比 1.3%、2  
4 万 9,000 円減の 1,853 万 2,000 円を  
計上しました。諸収入は昨年度と同額の 14 万円  
を計上し、収支の均衡を図ったところであります。

それでは、予算書本文に入ります。158 ペ  
ージであります。第 1 表、歳入歳出予算。歳入、1  
款施設サービス収入 1 億 4,797 万 2,000  
円、1 項介護給付費収入 1 億 3,446 万円、2  
項自己負担金収入 1,351 万 2,000 円。

2 款利用料 1,853 万 2,000 円、1 項利用  
料、同額であります。

3 款諸収入 14 万円、1 項雑入、同額であり  
ます。

歳入合計が 1 億 6,664 万 4,000 円であり  
ます。

歳出、1 款老人保健施設費 1 億 4,301 万 3,



000円、1項総務費、同額であります。

2款公債費2,353万1,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億6,664万4,000円であります。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長より説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第23号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第24、議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 173ページです。ただいま上程されました議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

予算書本文に入ります。

平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,181万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終

わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第23号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成20年度土地取得事業特別会計予算の概要。本会計は公共事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得するものであり、原則として取得後10年以内に公共用もしくは公用に供する用地を取得する事業が対象となるものであります。

本年度予算は用地取得が発生しないため、公債費の償還について措置するもので、前年度対比1.3%、15万7,000円減の1,181万8,000円となるものであります。

以下、内容について説明いたします。歳出であります。公債費は平成10年度までに購入しました用地に係る償還元金として1,120万9,000円、償還利子として60万9,000円を計上しました。

歳入であります。昨年同様、当初段階で土地の売払収入は見込めませんので、一般会計から1,181万8,000円の繰り入れをし、収支の均衡を図ったところであります。

予算書本文でございます。174ページであります。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入金1,181万8,000円、1項繰入金、同額であります。

歳入合計が1,181万8,000円であります。

歳出、1款公債費1,181万8,000円、1項公債費、同額であります。

歳出合計が1,181万8,000円であります。

以下、事項別明細書は後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第24号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第25、議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 177ページです。ただいま上程されました議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文です。

平成20年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億2,436万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億5,000万円と定める。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） 議案第24号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成20年度下水道事業特別会計予算の概要。下水道整備事業につきましては、平成9年度に汚水管の布設に着手してから11年が経過し、昨年は緑が丘、中央地区において一部供用開始になり、現在923戸、1,921人の住民が利用されており、本町の供用開始地区の水洗化率は62.2%になっております。

本年度予算の総額は、前年度対比12.4%、3,180万1,000円減の2億2,436万5,000円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。下水道費は補助対象事業の汚水管布設工事費の減少ほか、職員1名の異動による人件費の減少等により前年度対比29.5%、3,865万7,000円減の9,251万8,000円を計上しました。なお、工事につきましては、鶉、東鶉地区の汚水管布設406メートルを予定するものであります。公債費は、長期償還元金及び利子の増により前年度対比5.5%、685万6,000円増の1億3,174万7,000円を計上しました。

歳入であります。分担金及び負担金の受益者分担金は前年度より63戸減の225戸を見込み21.6%減の400万7,000円、下水道使用料は同地区の水洗化戸数を前年度より52戸増の923戸を見込み1.9%増の2,407万2,000円を計上しました。国庫支出金は38.9%減の2,750万円、町債は8.7%減の1億60万円を計上しましたが、いずれも補助対象事業費の減によるもので、不足となる6,818万4,000円について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところであります。

予算書本文でございます。178ページであります。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金400万7,000円、1項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料 2,407 万 2,000 円、1 項使用料、同額であります。

3 款国庫支出金 2,750 万円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金 6,818 万 4,000 円、1 項他会計繰入金、同額であります。

5 款諸収入 2,000 円、1 項延滞金及び過料 1,000 円、2 項雑入 1,000 円。

6 款町債 1 億 60 万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が 2 億 2,436 万 5,000 円であります。

歳出、1 款下水道費 9,251 万 8,000 円、1 項下水道整備費 8,817 万 1,000 円、2 項下水道維持費 434 万 7,000 円。

2 款公債費 1 億 3,174 万 7,000 円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費 10 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 2 億 2,436 万 5,000 円であります。

第 2 表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。特定環境保全公共下水道事業、3,120 万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業、210 万円、同上、同上、同上。

資本費平準化債、6,730 万円、同上、同上、同上。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第 25 号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第 26、議案第 25 号 平成 20 年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) 193 ページです。ただいま上程されました議案第 25 号 平成 20 年度上砂川町水道事業会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

本文に入ります。

(総則)

第 1 条 平成 20 年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,178 戸

(2) 年間給水量 59 万 7,436 立方メートル

(3) 1 日平均給水量 1,637 立方メートル  
(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第 1 款水道事業収益 1 億 7,762 万 3,000 円。第 1 項営業収益 1 億 3,284 万 6,000 円。第 2 項営業外収益 4,477 万 7,000 円。

支出、第 1 款水道事業費用 1 億 7,762 万 3,000 円。第 1 項営業費用 1 億 1,608 万円。第 2 項営業外費用 6,144 万 3,000 円。第 3 項予備費 10 万円。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次の

とおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,081万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入3,990万円。第1項企業債2,830万円。第2項国庫補助金1,090万円。第3項他会計補助金70万円。

支出、第1款資本的支出1億71万7,000円。第1項企業債償還金6,081万7,000円。第2項建設改良費3,990万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、簡易水道等施設整備事業、限度額2,830万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,405万3,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、4,276万6,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70万円とす

る。

平成20年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、議案第25号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成20年度水道事業会計予算の概要。水道事業につきましては、地方財政上の公営企業とされており、本年度予算額は収益的収支で1億7,762万3,000円、資本的支出で1億71万7,000円の合計2億7,834万円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。収益的支出であります。営業費用の原水及び浄水費は浄水場各施設排泥委託料と動力費の増を見込むとともに、総係費では上下水道料金システムの更新による増を見込み前年度対比2%、223万5,000円増の1億1,608万円を計上しました。営業外費用の支払利息及び企業債償還金は利息の減少を見込み、さらに消費税及び地方消費税では建設改良事業に伴う控除対象消費税の減により1%、60万9,000円減の6,144万3,000円を計上しました。

収益的収入であります。営業収益の給水収益は、家事用、営業用で給水戸数の減に伴う使用水量の減少により5.6%減の1億3,270万4,000円を計上し、不足となる4,276万6,000円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところであります。

資本的支出については、企業債償還元金の増を見込むとともに、建設改良費は補助対象事業の減少により前年度対比で16.6%、2,005万4,

000円減の1億71万7,000円を計上しました。なお、工事については、老朽化が著しく漏水が頻発している鶉地区の配水管布設がえと湧水対策用ポンプの更新を予定するものであります。

資本的収入は、建設改良費の減により企業債として37%減の2,830万円、国庫補助金として39.1%減の1,090万円、他会計補助金として70万円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,081万7,000円は、内部留保資金にて補てんするものであります。

予算書本文に入ります。196ページであります。平成20年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億7,762万3,000円。1項営業収益1億3,284万6,000円、1目給水収益1億3,270万4,000円、2目その他の営業収益14万2,000円。2項営業外収益4,477万7,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金4,276万6,000円、3目他会計負担金194万1,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億7,762万3,000円。1項営業費用1億1,608万円、1目原水及び浄水費1,532万5,000円、2目配水及び給水費594万円、3目業務費161万6,000円、4目総係費3,176万4,000円、5目減価償却費6,142万5,000円、6目その他の営業費用1万円。2項営業外費用6,144万3,000円、1目支払利息及び企業債取扱費5,572万3,000円、2目雑支出180万円、3目消費税及び地方消費税392万円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入3,990万円。1項企業債2,830万円、1目企業債、同額であります。2項国庫補助金1,090万円、1目国庫補助金、同額であります。3項他会計補助金7

0万円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億71万7,000円。1項企業債償還金6,081万7,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費3,990万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

予算特別委員会設置及び付託について

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第27、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第17号から議案第25号までについて、委員会条例の規定により9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第25号までについては、9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員9名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委

員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

署名議員 横溝一成

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には椿原議員、副委員長には川上議員を指名いたします。

署名議員 柳川暉雄

---

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日から16日までの5日間、議案調査等のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、12日から16日までの5日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の13日につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれをもって散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 貝沼宏幸

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成 20 年

## 上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3月17日（月曜日）午前10時00分 開議  
午前11時47分 散会

### ○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

### ○会議録署名議員

7番 横 溝 一 成  
8番 柳 川 暉 雄

### 開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成20年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

### 会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、7番、横溝議員、8番、柳川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### 町政執行方針に対する質疑

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参

っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

大内 兆 春 議員

○議長（貝沼宏幸） 4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 私は、平成20年第1回定例会に当たり、町政執行方針について質問をいたします。

加賀谷町長が町長になられ、2年がたとうとしています。時の流れのように時代も絶えず変化している中で、英語でいうピーサプライズ、まさにあり得ない驚きとびっくりの連続であったろうと思います。そうした中で町長が先頭に立ち、一つ一つ問題を解決されてきた中、本年度の執行方針を読むと上砂川町にとって今後何が大切か、その方向性が読み取れ、そうした町長の姿勢に激励をいたしまして質問に入ります。

本町が現在直面している大きな問題として、次の3点を掲げることに異論はないものと思われま。それは、財政再建、人口対策及び合併問題です。いずれも町民の未来を左右する超重要課題です。その中で私が今回取り上げるのは、人口対策であります。本町は、毎年200人程度の減少を続けておりますが、このまま推移しますと単純計算で20年後にはだれもいなくなってしまうということになります。この推論は非科学的であるにしても、今のうちに有効な対策を講じないことには自治体としての存亡にかかわってくることは間違いありません。

まず、最初の質問ですが、これだけの継続的な



人口減少の原因は何であるのか、行政において分析されていると思いますので、具体的にご説明願います。

さて、人口対策としては、一般的には企業誘致や産業振興等が考えられるところでございますが、今年度執行方針では人口対策のほか、もう一方の取り組みとして住環境対策の抜本的見直し強化が打ち出されております。私も本町においては、これが突破口になっていく可能性があるのではないかと期待する部分が大いにあるのであります。

そこで、2点目の質問です。本年度執行方針では、第11章では居住環境の整備についてにおいて具体的に人口減少対策、定住促進対策、空戸住宅対策としての居住環境の整備計画が展開されておりますが、ここで改めて として現在住宅問題としてどのような問題があり、 としてこれが人口減少とどうつながっており、 としてこれに具体的にどう対応していくのか、どういった流れで、これに定住促進政策を交えて詳細に説明をいただければと思います。

次に、少子高齢化対策についてお尋ねいたします。前の質問と同様、人口減少問題に関連しますが、減少の別の一因に少子高齢化問題があるのは明らかでございます。急速な核家族化により、簡単に言えば若い人が子供をどう育てていいのかわからないという状況が発生しております。これが少子化につながっているのだと思いますが、なるほど子供を育てる知恵は学校では教えてくれません。また、今まで子育ての知恵を教える場であった2世帯家族制度が崩壊の危機に瀕しております。よって、これにかわり地域社会がその役割を担わざるを得ず、本年度執行方針では第1章では住民福祉についてにおいて少子化政策としておこちゃま広場や保健師による育児家庭訪問等の支援事業が計画されております。

ここで、提案ですが、これらの施策を効果的なものにする上から、これらを一元的に統合した子育て支援センターを立ち上げてみてはいかがでしょうかと

と思いますが、どうでしょうか。

次に、健康の里づくり推進プロジェクトについてお聞きいたします。本プロジェクトについては、今までの行政の努力が実り、すこやかロードの認定を受けたことは大変喜ばしい限りです。今後このプロジェクトをどう成功に導いていくかが課題となります。そのかぎとして、1つには町外へのPRをどう行うか、2つ目にはどうプロジェクトを魅力あるものにするかにあります。

2つ目の魅力あるものにするということについて、私なりの私見があります。それは、ウォーキングにハイキング、お弁当の要素をつなげたコース拡充を行うといったものです。具体的には、温泉から旧スキー場の中腹までに簡単な登山、ハイキング道路を設置し、中腹に家族や少人数のグループで手製のおにぎりでも食べられるような広場を整備するといったものでございます。ご承知のように、砂川の子どもの国の人気の高いのは、お弁当が食べられる施設であるといったことにあります。これに私は着目したものでございます。本プロジェクトにおいてウォーキングよりちょっと余計に汗をかいて、きれいな展望を眺めながら、手づくりのおにぎりを家族で食べるといったコンセプトとなると言ってもいいでしょう。これは、現代人の健康志向に訴えるものとなるとと思いますが、いかがでしょうか。

そして、町外へのPRは予算の関係もあるでしょうから、1回きりでいいですから、近隣自治体や思い切って都市圏をターゲットとして新聞広告か新聞チラシを利用してみてはいかがでしょうか。効果はあると思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの4番、大内議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 4番、大内議員の1件目の質問、人口減少対策についてお答えをいたします。

町税など自主財源の伸長確保が困難で、地方交付税にその多くを依存する本町にとりましては、議員のご指摘どおり人口減少対策は大きな課題であり、早急な対策が求められております。ここで本町における過去3年間の人口の推移につきましては、平成17年は130人の減、18年は150人の減、そして平成19年では168人減とこの3年間で448人が減少し、3月1日現在の住民登録は4,306人となり、私もこの人口減少問題については危惧しておりましたので、関係課に人口動態の調査をさせていたところであります。

初めに、転入、転出の社会増減についてであります。平成19年の転出者は前年度より37人増の222名の方が転出し、その転出先は道外が11%、道内が89%であり、そして道内の主な転出先につきましては砂川市が最も多く31%、次に滝川市の16%、札幌市が13%となっているところであります。この転出の主な理由につきましては、就労のためが37%、家族のもとへ帰るが25%、そして結婚、離婚に伴うものが18%となっております。転出者のうち単身者が6割以上を占め、そのほかの3割を超える家族の相当数につきましては中学生や高校生のいる若年層の世帯でありまして、これは雇用の問題が大きな要因とも考えられ、さらにまた本町の少子高齢化が進む要因でもあると考えられております。これにつきましては、本町ばかりでなく全道の過疎地の共通の問題でもあると認識しているところであります。

一方、平成19年の転入者につきましては、前年度より59人減の110人となっております。転入先は道外から12%、道内が88%でありまして、道内の主な転入先につきましては管内から30%、滝川市が14%、砂川市が13%となっております。そして、主な転入の理由につきましては、離婚などによりまして親元へ帰ってきた方が42%、それから他市町で適当な住宅が

ないということで上砂川に来た方が19%、その転入者の多くが30代までの単身者という結果となったところでありまして、19年の社会増減の転出入の合計につきましては、結果的に112名の減少となったものであります。

また、本町の人口減少に大きく影響する出生や死亡の自然増減につきましては、平成17年は出生が24人に対し死亡が104人、80人の減少、18年は20人の出生に対し死亡が101名で81名の減少、そして19年度では21名の出生に対し99名の方が亡くなった。そして、56名が減少すると。この3年間で出生については65人、亡くなった方が287名ということで、217名が減少になったところであります。このことは、人口減少要因の半数が自然増減によるもので、特に本町の高齢者などの死亡が多いという結果にもなっております。

また、住宅戸数に係る動向を見ますと、本町全町の戸数が2,337戸のうち、その半数以上の1,302戸が公営、改良住宅の公的住宅であり、現在の公的住宅の家賃算定方法はどこの市町村においても余り変わらない家賃となっていることから、近隣での公的住宅の建設に合わせて利便性を求めて他市町へ転出する傾向が強くなっております。特に平成19年につきましては、砂川市の駅裏整備で新築された道営、市営住宅への転出者が多くなっておりますが、このことを含めまして本町の公的住宅入居者の転出では平成17年度では69世帯、18年度では68世帯、そして19年度では81世帯が公的住宅に入居された方が転出しておりまして、特に持ち家住宅に入居されている方よりも公的住宅に入居されている方の転出が多い結果となったところであります。

私は、こうした分析結果を踏まえまして、これまで少子高齢化対策に着手し、妊婦健診助成回数の増や保育園の延長、さらには一時保育園を実施し、本年度においては子育て支援事業並びに小学生以下の医療費助成をするなどと子供を産み育て

やすい環境づくりに努め、また今後も引き続き公的住宅の水洗化などの住環境整備や既存企業に対する支援を行うなどの雇用対策を講じるなどいたしまして、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。今後も町民の皆さんが住みなれた上砂川町に希望を持って、安心して暮らせる町づくりを目指し、最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、2件目のご質問、居住環境整備についてであります。当町における公的住宅は公営住宅で10団地の508戸、改良住宅で6団地の746戸、そして単身者住宅では3団地48戸の計1,302戸となっております。本年度末での空戸は公営住宅では90戸、改良住宅では142戸、単身者住宅では16戸、合わせまして248戸が空戸となっております。これらの住宅に係る問題点といたしましては、狭小で老朽化が進み、浴室や駐車場スペースがないことや水洗化、バリアフリー化がおくれていることなどが考えられますが、先ほど申し上げましたとおり現在の公的住宅の家賃算定方法は公営住宅法により収入に応じた応能応益家賃となっているため、どこの市町村に住んでも公的住宅の家賃が変わらないことから、近隣の市町で新たに建設された住宅や他の地域への転出につながり、人口減少にさらに拍車をかけているものと思われます。このため定住促進を図るため、住環境整備の一環として、平成13年度から公的住宅の水洗化事業を進め、これまで公的住宅の約4割、515戸の整備を行ってまいりましたが、今後も住民が快適に暮らせるよう引き続き整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

本年度におきましては、空戸住宅及び定住対策などの課題解決を図るため、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げまして、町営住宅のストック総合活用計画の一部を見直しを行い、全庁的な住宅政策の方針を策定してまいりたいと考えているところであります。空戸対策につきましては、老

朽化が進み、居住環境が著しく悪い地区への住宅は政策空戸として指定をし、居住環境や利便性のよい地区への移転を進め、また空戸率の高い地区は住宅の集約化を進めるなどして行政運営の効率化を図るとともに、住宅集約後の有効活用や若年層を対象に一部改良住宅の家賃制度の見直しも含めまして検討してまいりたいと考えているところであります。

なお、本年度は特に緑が丘共同浴場の閉鎖に伴い、周辺の住民の方々が大変不便を感じていると思いますので、浴場が近い地区への移転を検討しながら、その受け皿となる住宅の補修とあわせまして単身者住宅にあっても町外からの若年層の入居促進を図るため、階段や手すりなどの塗装整備などの住環境整備を新たに予算計上したところであります。

また、移住、定住対策につきましては、魅力ある住環境整備を進めつつ、ワンストップ窓口を設置して移住希望者に対応するとともに、町のホームページに移住、定住コーナーを設け、空戸住宅、近隣情報などを提供し、また北海道の専用ホームページ上の登録市町村制度に登録するなどしてPRに努めてまいります。本年度は、さらに上砂川岳パンケの湯において、団塊の世代などを中心にお試し体験ツアーを実施して、上砂川町への移住の足がかりをつかむことが可能となるような機会を提供してまいりたいと考えております。

次、3点目の住民福祉についてであります。議員のご指摘どおり人口減少の一因として少子高齢化問題がクローズアップされているものであり、若い世代が子供を産み育てる環境が整っていないとの認識もありますが、本町にありましては従来から子育て支援の一環として新生児全員と乳幼児健診を受けていない家庭などへの保健師や栄養士の訪問指導、子育て中の親子の交流の場としての絵本の読み聞かせや親子遊びなどのちどすくーの開催、さらにまたひとり親家庭と医療費助成における母親の通院費の助成、児童放課後対

策としての児童館の通年運営などを実施し、昨年からは極めて限られた予算の中ではありますが、保育園においては週3日以内、月にして14日以内の利用が可能な一時保育や午後7時までの保育園の延長を実施し、さらに妊婦健診については健診費用の助成回数を近隣自治体に先駆けまして1回から4回へふやすなど、各種子育て支援を実施しているところであります。そして、本年度は少子化対策や定住対策も視野に入れまして、小学校6年生までの医療費を町内医療機関に限り無料とするほか、保育士による週1回の育児相談、先ほどのちるどすくーるの内容充実と回数増による月1回のおこちゃま広場の開催や保育士などの訪問指導などを集約した子育て支援事業を保育園で実施するなど、限られた予算の中ではありますが、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

議員のご提案は、この一連の子育て支援事業の効果的な運営を図るため子育て支援センターを立ち上げてはとのことですが、昨今近隣自治体を初め全国的にも子育て支援センターを設置する市町村がふえており、本町においても事業検討に当たってセンターの設置についても視野に入れ、検討をしてきた経緯もございます。子育て支援センターは、子育ての悩みや不安解消のため、子育て中の母親が気軽に集まって育児に関する相談や情報交換のできる拠点として、子育て親子の交流促進のため交流スペースの設置、子育てに関する相談、援助や情報提供、子育て講演会の毎月開催などの各種事業を常時行うものです。しかしながら、国や道の補助対象としての子育て支援センターは、最低でも1日5時間以上、週3日以上 の開設が必要であり、さらに子育てに関し相当の知識と経験を有する2人以上の専任職員を配置しなければならないことや補助金額など事業費が355万以上であることなどの多くの基準があり、この基準を満たすためには有効な事業展開のための人材確保が本町の場合、非常に困難なことや利用面などの課題もありまして、当面は既存事業の

拡充を図りつつ、着実に子育て支援を進めようとして、単独事業としての対応としたいと考えているところでありますが、センター化につきましては本年度の子育て支援事業の推進状況を見ながら、かつ事業の参加者を初め子育て世代のニーズを把握しながら、将来の検討課題として継続して検討してまいりたいと考えております。

次、4点目の健康の里づくり推進プロジェクトについてであります。健康の里プロジェクトにつきましては昨年度からパンケの湯を核として町と振興公社が連携を図り、送迎サービスや医師による健康ツアーづくり、健康づくり講演会、さらにはボランティア団体などの協力を得て山菜とりツアーやそば打ち体験教室などの健康づくり事業を展開し、延べ4,000人近い皆様のご利用やご参加をいただき、大変好評を得ているところであります。また、町内において健康づくりのためのウォーキング愛好者が増加しておりますので、身近で気軽に楽しく健康づくりを行うことのできるウォーキングコースを設定し、地域における健康づくりの機運を盛り上げようということで、北海道と北海道健康づくり財団が遂行するすこやかロードの認定を受けるべく、申請をいたしたところ、昨年度内で7番目のロードとして認定されたところであります。これもひとえに町民の皆さんが日ごろから健康づくりのためにウォーキングに取り組んでいることが評価されたものと思っております。

これらの事業を町外へどうPRするかについてであります。昨年度は初年度ということもあり、町民の方をターゲットとして事業を展開いたしましたが、本年度においては町外客を誘導するため、パンケの湯を活用したダイエットフィットネスツアーやすこやかロードを活用したワンデーウォークなどホームページの活用や旅行会社へ情報提供などして町外に向けて広く情報を発信し、アピールしていきたいと考えております。

また、今後このプロジェクトをどう魅力あるも

のにしていくかについてであります。温泉周辺には日本庭園や水源公園、キャンプ場など家族ぞろいで利用できる施設もあり、施設内にはあずまややベンチなどの休憩施設も設置されておりますので、温泉施設とこれらの施設を複合的に活用したイベントの実施や周辺施設への誘導などについてPRしていきたいと考えております。さらに、本町のウォーキングコースを町外へ広くPRし、ウォーキングに対する機運を高めるため、JR北海道が主催し、全道各地で400名から600名近い参加者を集めて開催しているJRヘルシーウォーキングについて、本町のすこやかロードで開催していただくよう今後誘致要請を積極的に行い、町外からの参加者を誘導し、町民との交流の場を提供するなど魅力のあるプロジェクト内容にしていきたいと考えているところです。

また、議員からご提案ありましたご意見につきましても参考にしながら、国民休養地全体の中でスキー場のグレンデの有効活用を含めて検討してまいりたいと考えております。今後におきましても振興公社や各団体の皆さんと連携をしながら、事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げまして、以上答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（大内兆春） ありません。内容ある答弁ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

---

椿原満春 議員

○議長（貝沼宏幸） 次、10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 私は、平成20年第1回定例会本会議において、町政執行方針の所信と施策に対してご質問いたします。

早いもので町長に就任されてから2年を経過しようとしておりますが、この2年間いろいろなことがございました。産炭地域総合発展基金の一括問題、行財政改革を含めた財政立て直しを図るため財政健全化の策定、中空知2市3町の合併問題など厳しい課題に直面しております。このような状況の中で、新規事業を展開するため3つの目標を明らかにしました。それは、みんなが生き生きと生活する町づくり、みんなが安全、安心で快適に暮らせる町づくり、みんなが進める町づくりを基本として、限られた財源を有効に活用し、諸施策の大綱を述べられております。このことは、上砂川町を何とかしなければならぬという思いがあらわれて、私は高く評価するものであります。

さて、質問に入りますが、1点目は妊婦一般健康診査の支援拡充についてであります。現在継続事業として、妊婦一般健康診査費用の助成は4回となっておりますが、これを10回まで拡充していただきたいということであります。財源ですが、国は妊婦無料健診費用の助成を平成19年度に大幅に拡充しており、おおむね5回分妊婦健診費助成の地方財政措置がなされております。そのことと、さらに地方自治体間の格差是正対策として、総務省は2008年度予算に地方交付税の特別枠として総額4,000億円の地方再生対策費を創設されました。財政力の弱い小規模な自治体の需要額をかさ上げし、増収になるように配分されることになっております。本町の配分は、試算額は2,800万円となっておりますので、その一部を子育て支援施策拡充の財源に充てるべきと思う次第であります。

妊婦健診は、出産まで15回、出産後2回が健診の一般ケースとなっておりますが、保険がきかなく1回に月数千円から1万5,000円以内の範囲がかかっておりますから、経済的に大きな負担となっているのが実態であります。これらのことを踏まえて十分お考えの上、子育て支援策の拡充についてご所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、多重債務者問題についてお伺いいたします。自殺、離婚、犯罪など結びつく要因の一つに多重債務問題があります。多重債務問題を個人の問題としてとらえるか、それとも行政が積極的に関与して町民を多重債務問題から解放するシステムをつくり、暮らしの安心、安全を守るためにどのような役割を果たすことができるか、大変重要な課題であります。貸金業法が改正され、新たな多重債務者の発生に対しては一定の歯どめがかかりましたが、現在消費者金融の利用者は少なくとも約1,440万人で、そのうち多重債務状態に陥っている人が少なくとも200万人を超えられていると言われております。国は、昨年4月に多重債務問題改善プログラムを決定しましたが、その内容の項目にすべての自治体で具体的な相談、助言が受けられる体制の整備とあります。私も多重債務者から相談を受けた経験から、債務状況の確認のほか、生活困窮や税金滞納、家庭内暴力の問題、そして何よりも多重債務解消中における生活の問題などきめ細かなアドバイスが必要と感ぜられます。

この問題に本格的に取り組んでいる自治体がございます。岩手県の盛岡市においては、消費者生活センターにおいて市職員を含め専門相談員が多重債務は必ず解決できるとの姿勢でトータルケアをしております。弁護士相談に同行したり、裁判所の手続を支援したり、処理業務のほか借金の問題を解決するのみではなく、生活事情などをよく聞いて、必要に応じて福祉担当などへの橋渡しや借金整理後の生活再建のためのコーディネートも行っております。上砂川町もこのような対応とはいかないまでも、この多重債務者問題に正面から取り組むべきと思いますが、所見をお伺いいたします。

3点目は、道路網の整備についてであります。道道の旧JR東鶉駅から文珠交差点までの歩道未整備区間の整備についてお伺いいたします。私は、昨年19年3月第1回定例会本会議において旧東

鶉駅から文珠交差点までの歩道未整備区間の早期整備についてご質問いたしました。その後はや1年経過をいたしました。ことしは、開基109年、開町59年になりますが、いまだにこの区間が歩道の整備がなされておられません。毎日毎日歩道を必要としない日はございません。その歩道がないため、南側歩道付近に指定されたごみ集積場に行くにしても道道を横断しなければなりません。日常生活すべてに歩道が必要であります。また、車の往来は頻繁に激しく、最近横断中年配の方が危なく石炭運搬車のダンプにはねられそうになったと伺っております。この地域は、上砂川町の中心地域であり、景観を著しく悪くしており、今までなぜ歩道が未整備だったのか、甚だ疑問に思うところであります。

隣の歌志内市は、道道の幅が狭く、市内の大方が道道の両側の沿道に家が建っておりますので、地権者と協議は大変ご苦労されたと推察されます。それを解決して、今は歩道つきの道道となっております。町長にお伺いいたしますが、旧JR東鶉駅から文珠交差点までの現状認識と早期歩道整備に向けての見解をお伺いいたします。

以上で平成20年度町政執行方針の明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの10番、椿原議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 10番、椿原議員の1件目の質問、継続事業の妊婦一般健康診査の支援拡充についてお答えいたします。

ご指摘の妊婦健康診査につきましては、少子化対策や母子保護対策の一環として、昨年厚生労働省から妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方として、14回程度が望ましいが、財政的に困難な場合は5回程度の公費負担を原則とすることが考えられるとのあくまでも市町村の努力を促す旨の通知を受け、道は各市町村に対し平成19年10月から実施に向けての検討を促してきたところであります。こうした状況の中、本町においては

近隣自治体に先駆け、平成19年4月から健診費用助成回数が1回であったものを行財政改革前の4回へ還元し、これによってことし1月末現在では19人に4回ずつの助成券を交付しており、一定の成果が得られると思っております。さらに、平成20年度からは胎児の発育状況の確認が必要との目的から、35歳以上の妊婦に限って助成していた1回分の超音波検査助成を全員に拡充し、超音波検査を含む健診4回分の助成費用1人当たり2万3,280円の22人分、51万3,000円を当初予算に計上したところであります。

議員のご指摘は、この助成回数を10回まで拡充をとのことですが、東京や本州では14回の助成を行う動きや5回への回数増を図る自治体が徐々にふえつつあります。本町におきましては、さきに述べましたとおり健診実施に基づき、先駆けでの健診助成回数の増や超音波検査助成枠の拡大を図るとともに、保健師などによる妊娠中からの栄養指導や健康管理に対する指導、新生児全員や乳幼児健診を受けていない方への訪問による育児支援を実施し、母子保健対策も含めた少子化対策を進めているところであります。昨年からの実施の保育所での一時保育や延長保育、そして本年からの子育て支援事業や小学生までの町内医療機関における医療費助成などを含めた総合的な施策を進めつつ、本町の置かれている財政状況を十分勘案しながら、妊婦健康診査の公費負担の回数増につきましては近隣自治体の今後の動向を踏まえ、少なくとも5回までの助成について検討してまいりたいと考えております。

次、2件目の多重債務者問題についてであります。近年消費者金融からの過剰な借入れによる多重債務問題が大きな社会問題となっており、消費者金融の利用者は議員のご指摘のとおり、少なくとも1,400万人以上、そのうちいわゆる多重債務者につきましては200万人以上とも言われているところであります。このような社会背景により、国においては平成19年4月に深刻化

する多重債務問題を総合的に解決するため、議員のご指摘とおり多重債務問題プログラムを策定し、4つの目標を掲げたところであります。1つは相談窓口の整備強化、2つ目はセーフティーネット貸し付けの提供、3つ目は金融経済教育の強化、4つ目がヤミ金の撲滅に向けて取り締まりの強化などの施策をするものとし、改正貸金業法が施行となり、平成22年度までに国や自治体及び関係団体が一体となり、着実な努力を払い、実施していくこととしているところであります。

多重債務問題改善プログラムの最大のポイントは、基礎的な相談や専門家の紹介など適切な対応ができる窓口を市町村に設置することと都道府県が中心となり、警察や弁護士会などの関係機関のネットワークを築くとされているものであります。4つの目標の具体的な内容につきましては、1つ目の相談窓口の整備強化につきましては特に人口規模の大きい市などについては専任の相談員の配置や消費生活センターを設置し、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討、助言ができるように相談体制内容の充実を図り、さらに弁護士、司法書士などの専門機関への紹介をするといったプロセスをとることを要請されており、議員が例として出されました盛岡市はこれに該当していることと、既に20年前から多重債務問題に強いまちを目指し、相談員10名配置し、相談体制等の充実を図っているところであります。また、本町のような専任の相談員や消費生活センターなど設置できない小規模自治体においては、前述の相談体制が整備されている近隣市や弁護士会、司法書士会などの専門機関への適切な紹介を要請されているところであります。2つ目のセーフティーネット貸し付けの提供については、相談後に返済能力が見込める場合に限り非営利団体や民間金融機関が低利息で貸し付けを行うものとし、3つ目の金融経済教育の強化については多重債務者発生予防のため、社会に出る前の高校生までの段階で多重債務問題についての授業を行うこととし、4つ目のヤ

ミ金の撲滅についてはヤミ金の取り締まりを徹底するため、警察や監督当局に集中取り締まり本部を設置し、摘発の強化を図るものです。以上がこの具体的な内容であります。

本町におきましては、多重債務に限らず住民生活全般にわたる相談窓口として、町民生活における住民相談や消費生活相談を開設しておりますが、現在までのところ多重債務にかかわる相談はなく、個人からの相談がない限り実態の把握が極めて難しい状況にあります。今後住民から相談があった場合は、相談窓口において丁寧に事情を聞き、相談内容により道立消費生活センターや空知支庁にある消費生活相談室や弁護士会、司法書士会を紹介するなど、議員の指摘されているような懇切丁寧な対応をしてみたいと考えているところであります。今後におきましても多重債務問題は深刻な社会問題であると認識しておりますが、本町においては専任相談員の配置につきましては財政面や人材確保面から非常に難しいと考えておりますので、今後生活保護、町税及び使用料徴収等の担当課で多重債務者を把握した場合につきましては、相談窓口へ連絡するなど庁内の連携を図りながら、現行の相談体制を継続し、関係機関とより連携を密にし、迅速に対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次、3件目の道道旧JR東鶉駅から文珠交差点までの歩道未整備区間の整備についてであります。道道芦別砂川線の道路改良及び歩道整備事業は平成4年から土木現業所において年次計画で行われてきたところであります。お尋ねの歩道未整備区間につきましては、中央小学校から文珠交差点の南側の歩道整備事業として平成14年から平成16年までの3カ年をかけ整備を行われましたが、北側につきましては町内で唯一歩道の整備が行われていない区間であり、議員のご指摘のように大型車両の通行量も多く、交通安全上も大変危険であると認識しており、周辺住民の利便性確保

と児童生徒の安全確保の点からも歩道確保は必要であると考えているところであります。この問題については、平成19年3月第1回定例会において同様な質問を受けたところであり、その後北海道開発予算要望や移動政調会など機会あるごとに早期整備について要望してきたところであります。土木現業所としては南側歩道整備時における地権者交渉で道路敷地が狭く、歩道が個人の家屋に接近することや土地の境界、代替地の問題などから交渉が難航し、道路幅員を縮小するなどして施行した経過があり、議員のご指摘の北側にあっては建物と道道との距離が極めて狭く、さらに条件が厳しく多くの問題があることから、いまだ未整備状況となっているところであります。

しかしながら、いつまでもこのままの状況では住民の安全、安心な生活が守れないことから、ことしに入りまして水道建設課の担当職員を中心に土地及び建物所有者に対しまして、面談による歩道整備の意向調査を実施させたところであります。意向調査は、対象となる14名の方に戸別訪問により聞き取り調査を行ったもので、その結果、1名の方につきましては施設に入るなどして面談できませんでしたが、他の13名の方と面談したところ、一部の方は建物の補償問題などで難色を示し、補償内容による条件が付されましたが、おおむねこの歩道整備については賛成するとの意向を確認したところであります。このことから、去る2月21日には札幌土木現業所滝川出張所の所長を初め、道路関係係長などに来町していただき、地域住民への意向調査の結果を踏まえ、現地を立ち会いしていただき、早急に歩道整備の促進を図られるよう要請したところでもあります。町といたしましても一日も早い整備を望むものであり、今後あっては地権者との交渉、協力はもとよりできる限りの協力をする旨を伝え、要望したところであり、土木現業所の所長からも要望内容は承知したので、具体的な作業に入りたいとの回答をいただきましたので、引き続き平成22年度



に向けた北海道開発予算への要望も行ったところ  
であります。町といたしましても地域住民と土木  
現業所の意向が確認できましたが、この歩道整備  
によりまして周辺に住む地権者が町外に転出され  
ないよう配慮しながら、この区間の歩道整備の早  
期実現に向け努力をしまいいりたいと考えており  
ます。

以上、3点の答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再  
質疑があれば許可いたします。

○10番（椿原満春） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切  
ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前  
に引き続き町政執行方針の質疑を行います。

---

高橋成和 議員

○議長（貝沼宏幸） 3番、高橋議員、ご登壇の  
上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 平成20年第1回定例会に  
当たり、町政執行方針に対する質問をいたします。

町政執行方針の冒頭にも述べられております  
が、現在2市3町による市町村合併協議が進めら  
れているさなかではありますが、今後の動向次第  
では合併できないことも想定され、本町は行財政  
改革を進めているところですが、早急に人口減少  
問題や少子高齢化問題に向けての抜本的な取り組  
みがより一層必要かと考えられます。また、平成  
22年には国勢調査も予定されており、今後住民  
の要望にできるだけこたえ、人口流出抑止に向け  
早期の計画が必要かと思っておりますので、移住、定住  
対策を中心に5件質問いたします。

通告しております1件目ですが、目標の一つで  
あるみんなが健康で生き生きと生活する町づくり  
の条文中の住民福祉についてですが、少子化対策

と定住対策の一環として、昨年度より保育園では  
保護者の就労形態に対応するために延長保育、一  
時保育事業が導入されるなど保護者にとっては大  
変ありがたい施策が確立され、今年度も4月より  
小学生以下医療費助成制度や子育て支援事業の  
新たな事業が展開されることではあります。今  
後保護者からの要望、意見があるかと思いますが、  
どのように取りまとめるのかお聞かせ願います。

その理由として移住、定住促進を目標に掲げる  
のであれば、新しい制度でありますので、今後利  
用される保護者からの意見を反映させることで事  
業の成果があらわれると思っておりますので、調査を  
していただけますようお願い申し上げます。

また、保育園については、経済状況の変化もあ  
り、ここ数年保護者からは保育料の軽減措置を求  
める措置が多数あります。現実には地域経済の不況  
により給与の削減が公務員のみならず、民間企業  
においても行われておりまして、マイナス分をカ  
バーするためにパートに従事している主婦も多数  
いるようです。各家庭において状況が違うかと思  
いますが、中にはパート収入のほとんどを保育料  
に費やす方もいるようで、働きに出ている意味が  
ない主婦もおられます。他の自治体では、独自施  
策で軽減を図っている自治体もあるようですが、  
国の基準保育料にとらわれず、保育料を低く設定  
する方法がないか、少子化対策や若年層の定住促  
進対策も含め、本町の今後の考えについてお聞か  
せください。

続いて、2件目ですが、みんなが安全、安心で  
快適に暮らせる町づくりの1点目、商業の振興に  
ついてですが、昨年度商店街活性化に向けた取り  
組みに関する提言書が町内関係機関によって構成  
される明日の商店街を考える研究会によって作成  
されましたが、その後ダイヤモンドスタンプ組合  
と町が連携し、公共料金を支払えるシステムを導  
入し、マスコミなどで話題となりましたが、現在  
までの経過についてお伺いいたします。

次に、消費購買力の町外流出についての対策で

すが、商業者の努力は今後も必要ですが、消費者と商業者の交流する機会をつくり、町内在住者においても一度も町内のお店に入ったことがないという消費者もいるようですし、そういった人たちをターゲットにし、町内在住者向けのおもてなしができるイベントを企画、検討していく必要があるかと思えます。例えば各商店と連携し、各店舗からいろいろな自慢のできる目玉商品を提供してもらい、高齢者や若年層を対象にしたバスツアーやすこやかロードの認定に伴い、ふるさと活性化センターを利用したイベントや商工会議所を中心にダイヤモンドスタンプ組合や関係機関とが連携し、新しい事業を実施することで、顧客の町外流出確保やさまざまな事業の拡大にもつながるのではないのでしょうか。明確な目標を持ち、なおかつ強く楽しい組織づくりをすることで、店主個々の目標にもつながると私は思いますので、商業の振興対策について町としていかに協力していくのかお聞かせ願います。

続いて、2点目の地域イベント、観光についてですが、近年のイベントを振り返ると開催数もふえ、地域活性化に向けての一定の成果もあらわれているかと思えます。しかし、町内居住者を対象にしたイベントが多く、集客にも今後苦労されるのではないかと思えます。移住、定住の促進を図るのであれば、町外の参加者をターゲットに弾力的にPRしていくことが今後必要かと思えますし、経済の発展を目標にするのであれば、町外の人に来てみたいと思うイベントを今後目指し、手法も創意工夫していかなければならない時期かと思えます。

また、観光資源として旧スキー場跡地の利活用についてですが、指定管理者制度等を利用し、春から秋にかけてオフロードバイクの愛好者たちへの場所の提供や冬期には近年新設のコースを求め、山スキー愛好者がふえてきていることから、スノーボードの愛好者も含め、雪上圧雪車を使用し、山頂までの有料送迎ツアーを行うツアーを取

り入れることも温泉の集客効果につながると思いますが、町として旧スキー場の今後の利活用についてご意見をお聞かせください。

ここ数年行ってきたイベントや地域資源をもう一度精査し、四季を通じて核になるイベントを検討していくことが今後望まれると思えますが、町としての視点と考えについてお聞かせ願います。

続いて、環境衛生についてですが、ごみの分別収集について、住民周知を徹底することである程度は定着してきており、昨年度も町職員と住民が一丸となり、ごみ拾いを実施してきましたが、駒が台や緑が丘においてごみの不法投棄が発生し、多額の費用をかけて撤収を行うなど町内に居住される方に対する周知が浸透していないように思われます。これからの環境問題を考えていく上で、今後も子供から大人も含め、全町民への周知が大切かと思えますが、新規の居住者も含め、どのように対応しているのかお聞かせ願います。

また、移住、定住対策はこれからの課題になるかと思えますが、転入された方に対して町の概要や制度、施策などを書いた冊子、またはごみ分別方法を周知するためのごみ袋を配布するなど、今後はそういったサービスがより一層必要になってくるかと思えますが、周辺の自治体の調査も含め、導入の検討をしていく必要があると思えますので、他地域に先駆けての新しい制度の導入に向けてどの程度検討されているのかお聞かせください。

次に、3つ目の目標であるみんなで進める町づくりの条文の中にある住民コミュニティについてですが、移住、定住対策については昨年より道内の自治体でもさまざまな施策が検討実施されております。本町においても同様にホームページで詳しく説明されておりますが、今後移住、定住希望者を募集するに当たり、本町の出身者に向けて発信することが移住、定住対策の成果につながるかと思えます。道内及び道外の本町出身者にて組織される会などと連携し、今後導入されるふるさ

と納税などに備え、PRも含めどのように情報を発信するのかお聞かせ願います。

移住体験ツアーについてもさまざまな意見が出てくると思いますが、この町にはまだ隠されている資源がたくさんあると思いますので、有識者及び関係団体と協力していけばより一層集客効果につながる事業になるかと思ひますし、先ほどの地域イベントの件でも同様の質問をいたしました。今後協議会等の発足の呼びかけは考えているのかお聞かせください。

最後に、町政執行方針に掲げる3つの目標が確立されるとき、上砂川の新しい将来像が描けると私は思ひます。また、行政と住民の信頼関係の深さと協力関係の強さが他の自治体よりはるかに上回っているこの町の長所であると確信しておりますので、今後も町長を中心に理事者各位のリーダーシップを強くお願い申し上げまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの3番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 3番、高橋議員の1件目の質問、住民福祉についてお答えいたします。

全国的な少子高齢化社会の進展と核家族などの社会変化により、子育ての家庭のニーズも複雑かつ多様化しつつあると思ひしております。こうしたニーズの把握に関しましては、平成17年度に次世代育成支援行動計画の策定の際に保育園や小学校を通じた保護者に対するニーズ調査を実施したものであります。時代の変遷とともに新たなニーズを取り込む必要性を常に感じているところであります。今後もこうした子育て支援事業実施の際の参加者アンケートや保育士などによる育児相談、保健師等の訪問指導の際などあらゆる機会をとらまえ、できるだけ多くの声の集約に努め、今後の事業展開への参考にしたいと思ひしております。

また、昨今の経済状況の背景に保育料の軽減をとのことであります。ご指摘のとおり本町の保

育料は保育所の運営指導監査もあり、子供の年齢と世帯の所得に応じて定めた国の基準どおりとしており、年齢別では3歳未満と3歳と4歳以上のこの3区分で、年齢が小さいほうが保育料が高くなり、所得別では町民税や所得税の額により7段階に区分され、年税額が高いほど比例して高くなってあります。これは、保護者の稼働などにより日中の保育を保育所にゆだねるところで、保護者の応能負担を基本としているところによるものと考えてあります。保育料月額最低額は、生活保護受給者の場合は第1段階となり、ゼロ円で無料で、最高額は第7段階の3歳未満児で8万円、3歳児で3万8,410円、4歳以上児では3万2,230円となっております。本町の利用者の大半は第4段階の3歳未満児で月額3万円、3歳以上児で月額2万7,000円以下の段階にあります。また、一定所得以下の母子世帯や身障世帯には月額1,000円の軽減と複数入所の場合は1人を半額とする軽減をしております。他市町村では、所得による7段階の保育料区分をさらに細分化して14段階にするなど独自に軽減を行っているところもありますが、しかし本町の場合、財政健全化のさなかにあり、人口減少による町税の減収のほか、公的住宅使用料などの減収が生じ、また地方交付税に依存する厳しい財政運営の中で、限られた財源により少子化、定住化あるいは子育て支援の諸施策を推進しなければならないことから、ご質問の保育料軽減措置の可能性については今後の検討課題といたしたく、ご理解を願ひたいと思ひます。

次、2点目のご質問、商業の振興並びに3点目の地域イベント、観光について、関連がございますので、あわせてお答えをいたしたいと思ひます。商業の振興についてであります。商業の振興は本町にとって大変重要な課題であり、商業は経済変動の影響を受けやすく、炭鉱の閉山前と比較すると商店数は半減し、年間販売額については3分の1までに落ち込み、さらに人口の減少や近隣市

への大型店の進出により消費購買力の町外流出などにより極めて厳しい環境にあるものと認識をいたしております。こうした環境を踏まえまして、平成18年度に明日の商店街を考える研究会から商店街活性化に向けた取り組みに関する提言書が提出されたところであります。この中で商業者に対しては、今後ますます進行する高齢化社会に対応するため、ターゲットを高齢者に絞り込み、高齢者が何を望んでいるかなどのニーズの把握や個店ではできないが、複数の店舗が協力すればできる事業の洗い出しなどみずからの努力が求められておりました。また、商工会議所や町に対しては経営指導などのバックアップ体制の強化や以前行っていたあきない祭りのような商業者が一堂に会するイベントの創出などが求められたところであります。研究会では、商店街の活性化のために出された項目は18項目あり、これらの項目を実施に向けて検討する緊急アクションプランと実施は可能であるが、引き続き内容の検討が必要な中期アクションプラン、そして実施の適否について検討が必要な長期プランの3つに区分されており、これを受け現在商業者、会議所、消費者及び行政で設立した商店街の活性化連絡会議において、緊急アクションプランで出された項目について具体的実施に向け検討しているところであります。

提言の緊急アクションプランの中にダイヤモンドスタンプ事業の拡大とフリーマーケットを加えたイベントの創出などの提言があり、町といたしましても町内における消費購買力の向上を図るため、昨年8月からダイヤモンドスタンプで公共料金を支払えるシステムを開始したところであります。現在までの利用状況につきましては、町税はもとより保育料や上下水道、また温泉の回数券など幅広く利用され、これまで42冊、8万4,000円ほどの公共料金の支払いに利用されるなど、住民の関心も高くなってきているところであります。しかし、ダイヤモンドスタンプ組合の加盟店舗につきましては現在7店舗しかなく、今後

さらにこのスタンプの利用促進を図るためには加盟店舗の拡大が必要であります。このことが地元の購買力の向上に結びつくものと考えておりますので、今後さらなる商店の積極的な加入を期待するところであります。

また、町内消費を喚起するには消費者に自分の店を知ってもらうことも大変重要なことであります。こうしたことから、昨年町と会議所、会議所青年部が一体となって、子供からお年寄りまで楽しむことができるげんき祭りを開催したところ、多くの町民が参加し、盛大に開催することができ、また10社近い出店の協力を得たところであり、出店された店舗のPRにも大きく役立ったものと思っております。商店の活性化は、商業者の自助努力が最も肝要であります。今後も各商店から目玉商品などの提供をしてもらうなど、さらに工夫を凝らしながら、会議所や会議所青年部と連携を図りながら、多彩なイベントを仕掛け、商店街の活性化に向け努力してまいりたいと思っております。

次に、地域イベント、観光についてであります。昨年からエルムの里支援チャリティーパーティーを皮切りにさまざまなイベントが町民の皆さんやボランティアの皆さんの手で開催され、地域の活性化の輪が着実に広がっていることに対し、大変うれしく思っているところであります。議員の移住、定住の促進を図るのであれば町外の参加者にもPRが必要とのご指摘につきましては、町外への情報発信は昨年からホームページでのPRのほかに各新聞者への周知掲載依頼や近隣市町の公共施設や道の駅、飲食店などにポスターを掲示するなどとしてPRしたことにより、町外から相当数のお客様が参加されたことであります。例えば例にいたしますと、居酒屋赤ちょうちんのイベントにつきましては各新聞社が事前記事を掲載していただいたことにより、ラジオ番組でも取り上げられ、当日札幌や岩見沢など町外からの多くの方も参加されたところであります。イベントを開

催するに当たりましては、情報発信が大変重要であります。行政の取り組みだけでは限界があります。会議所はもとより商工会議所青年部など若者団体からの情報発信が大変重要でありますので、今後においてはみずから立ち上がり、町外へ情報発信することを望むものであります。

また、議員からご提案ありましたスキー場ゲレンデの有効活用についてであります。スキー場につきましては平成18年度に休止してから2年が経過している状況にありますが、ゲレンデにつきましては本町において数少ない観光資源でもありますので、議員から提案いただいたご意見も参考にしながら、温泉施設を中心とした国民休養地全体の中で夏場の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

次、4点目の質問、環境衛生についてですが、本町のごみ分別につきましては住民説明会を開催し、住民周知を行い、平成14年12月から有料化し、実施しているところであります。実施後5年を経過し、現在ほぼ定着している状況であります。昨年5月に一部の心ない者によるものと思われるごみの不法投棄が町道朝駒緑が丘線沿いのテニスコート付近であり、ごみ回収活動を衛生協力会や町職員、消防職員など約80名の協力を得て実施をし、不法投棄したと思われる人物を特定し、警察へ通報などしたところであります。回収活動終了後には、不法投棄防止用立て看板の設置や警察に巡回パトロールを依頼し、さらにまた住民の方には町広報により4トントラック5台分にもなる大量の不法投棄があったことや不法投棄した場合は罰金や懲役に科されることをも周知したところであります。今後にあっても現行の対応を継続するものであり、ごみ分別につきましては衛生協力会の協力をいただき、モラル向上に努めるとともに、不法投棄も個人の意識の問題で、抜本的対策を講じることは難しいことですが、地域住民の方や企業にもお願いしながら、監視、通報体制の確立を図ってまいります。

また、転入された方に対しての町の概要や制度など初めごみ分別方法の周知につきましては、本町においては公的住宅に入居された方には入居手続時に、それ以外の方は転入届け時に「転入された方へ」と題した案内所で税、医療、住宅、教育、ごみ関連等の担当窓口を知らせ、それぞれの窓口で詳細に説明しているところであり、特にごみ分別につきましてはカラーチラシを配布し、説明をしているところであります。

また、ごみ分別の周知方法の近隣市町の状況は、砂川市、歌志内市、奈井江町、浦臼町においては転入届時にチラシなどを配布し、説明しており、滝川市ではチラシのほかにごみ袋を配布していましたが、平成16年度で廃止をいたしております。町の概要や制度の周知方法の近隣市町の状況につきましては、砂川市ではパンフレット、奈井江町では町広報、健康カレンダーを、滝川市では生活ミニマップ、災害ハザードマップなどを配布しておりますが、歌志内市、浦臼町につきましては特に対応していないということでありました。実施している市町と本町とは同様な状況であると考えております。

議員のご質問の移住、定住対策にかかわる転入された方々へのサービスであります。今後は町の概要、制度を記載したミニ便利帳などの作成と町の公式ホームページの内容の充実について検討してまいりたいと考えております。また、新しい制度の導入につきましては、町の財政状況等を考えながら、転入された方に対して何が必要なのか検証して、検討してまいりたいと考えております。

次、5点目の住民コミュニティについてですが、移住、定住につきましては本町においては人口減少対策とリンクする課題であり、現在全国の各自治体において団塊の世代の退職を見込んで移住、定住対策に関する事業を展開されているところであります。現在本町における移住、定住の取り組みとしては、移住、定住に関する相談などを1カ所に対応する企画産業課をワンストップ

ブ相談窓口としてホームページに移住、定住コーナーを開設し、町の概要や公的住宅の空戸情報、各種制度、施策などを情報発信しており、さらに昨年からは北海道の登録市町村制度に登録して広くPRをしてありますが、今後においてもホームページのリニューアルに合わせまして移住、定住情報の拡大に努めてまいります。本年度の事業といたしましては、移住希望者が一定期間上砂川町で暮らす場を提供するため、パンケの湯を活用いたしましてお試し移住体験ツアーを実施し、町内の施設見学やパークゴルフ、そば打ちなどを実際に体験してもらい、町内への移住、定住につながる機会を提供してまいりたいと考えてございます。移住、定住を促進するためには居住環境の整備が必要でありますので、これからも水洗化など生活環境の向上を図るとともに、公的住宅などの空き家情報も含めた空き家バンクの創設についても検討してまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税につきましては、都会で生活している方の自分が生まれ育ったふるさとを大切にしたい、役立ちたい、自分とかわりの深い自治体を応援したいという思いを実現するため、昨年当時の菅総務大臣が創設を表明し、現在国会で審議されている制度でもあります。具体的には、応援したい自治体への納税が今住んでいる自治体の税から控除される制度で、現在個人住民税所得割1割を上限とし、下限は5,000円となっており、自分が生まれた自治体だけでなく応援したい自治体ならどこへでも納税できるものであります。また、ふるさと納税につきましては、本町出身者の会であります札幌上砂川会が平成17年度から活動を再開いたしましたので、上砂川会と連携を図り、ふるさと納税について協力要請をするとともに、道内はもとより道外に向けホームページなどの活用をして情報を発信するなど、PRしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、定住、移住及びふるさと納税の取り組みにつきましては、議員のご指摘どおり

行政の情報発信だけでは効果なく、全町一丸となって取り組まなければならない課題であると考えているところでありますので、今後も会議所や自治会連絡協議会などの関係機関、団体に呼びかけ、協議会を設立し、移住、定住対策やふるさと納税の促進につながる事業などについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（高橋成和） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

---

#### 教育行政執行方針に対する質疑

○議長（貝沼宏幸） 引き続きまして日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件についても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思っております。

---

#### 高橋成和議員

○議長（貝沼宏幸） 3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 平成20年教育行政執行方針に対する質問をいたします。

通告しております外国人教師招聘事業についてですが、私は以前にもこの件に関して小学校の高学年の児童に対し、総合的な学習の時間の中で弾力的な活用を行ってほしいという質問を行いました。その後平成17年7月に行財政改革の関係により休止となりました。本年からこの事業が復活するに当たり、今後の国際化に向けての基盤を培うことと中学校の英語教育に先駆けて外国語になじむことには保護者にとっても大変喜ばしいことかと思っておりますが、実施に向け3点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、執行方針にも述べられているように中央教育審議会において諮問機関から1月の学習指導要領の改善案の中で、高学年の外国語活動については総合的な学習の時間とは別に年間35単位時間、週1時間確保することが必要であると答申が出されておりました。さらに、3年後の平成23年には正式科目を目指すようでして、今後総合的な学習の時間についても3年生から6年生を対象に35単位時間減らし、その時間を外国語教育に力を組み入れ、年間70時間単位程度に減らしていくことを改善案として検討されているそうです。JETプログラムは8月から開始ですので、次年度に向けての準備期間になるかと思いますが、低学年への指導も含め、今後に向けての目標や指導計画、指導方法についてお聞かせください。

2点目に、執行方針の中にも新しい時代に対応する教育について視野を広げ、専門性をより高めるとともに、実践的指導力を図ると書かれておりますが、将来的に必修科目になるのであれば英語教員の配置も検討していかなければならないと思います。しばらくは中学校の英語教員の協力のもと行われるそうですが、この件に関しては教職員の方々からどのような意見があるのかお聞かせ願います。また、町としての意見もお聞かせください。

3点目ですが、今回の講師招聘に当たり講師の委託契約についてはどのようにされているのでしょうか。過去にも数名来られておりますが、中には地域になじめず、契約期間途中でやめている方もいるようですが、現在の要請内容も含めお聞かせください。また、受け入れる教育委員会としても準備中かとは思いますが、外国人講師のケアや地域の協力等についてはどのようにされるのかお聞かせください。

最後に、私としても柔軟な考えを持つ小学生に向けて英語教育をなじませることについてはぜひ弾力的に行ってほしいと思いますし、町としても

8月から即対応できるよう他地域に先駆けて英語教育の充実を図ってみたいと思います。

以上、誠意ある答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの3番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。教育長。  
○教育長（櫻 満雄） 3番、高橋議員の質問、JETプログラムについてお答えいたします。

中学校の英語教育は、教科の目標を英語を理解し、英語で表現する能力の基礎を養い、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、言語や文化に対する関心を深め、国際理解を培うこととして、学習指導要領に基づき各学年週3時間の授業が行われております。加えてこれら英語指導の充実のため、英語教師の助手として英語指導助手の配置が長く継続されているところでございます。英語教師の指示により、生徒たちは英語指導助手の生の英語を聞き、話すことなどにより実践的能力を養い、また英語指導助手の配置は中学校職員としての在籍でございますので、その他の特別教育活動や学校行事、総合学習の時間や放課後部活動など自由な雰囲気の中で一層のコミュニケーションが深められ、生徒の英語力の向上が図られているところでございます。

このたびの再度のJETプログラム導入の大きな目的のもう一つは、小学校においても総合的な学習の時間などにおいて積極的にその活用を図ることでございます。脳の働きが一番成長する時期は小学校時代と考えられておりますことから、このときに日本語の苦手な英語指導助手の場合も予想し、中学校英語教諭の協力のもと義務教育の早期から英語になれ親しむことは大変効果的で大切なことです。ことしの場合、英語助手の招致の関係などで本格的な実施が年度途中となることや学校としても英語指導になれていないこともあり、9月から1、2年生を含む各学年一月に2時間の英語指導が行われます。上砂川町の教育にとってせっかくの新しい事業でございますから、低学年

の指導については細心の注意を払い、焦らず慎重に対応し、英語嫌いをつくらず、英語で遊ぶ子、会話を楽しむ子などと英語になれ親しむことを重点として、頭で覚える英語ではなく、体全体を使って自然と身につけてしまう英語に配慮しなければなりません。また、この事業の促進のための資料収集などや小中学校間ではもとより教育委員会との一層の連携が必要でございます。このような実績を踏まえ、来年度は各学年毎週の英語指導が予定されておるところです。議員のお説のように、先日文部科学省から次期改訂の学習指導要領の発表があり、その中に小学校5、6年生の外国語活動の授業が新設され、年間指導時数35時間の内容が示されました。改訂の本格的実施は平成23年度からですが、先駆けて実施しますこの小学校の英語教育が上砂川の子供たちにとってこの改訂に対しスムーズな対応が図られることの期待と指導の努力が求められております。

次に、2点目のご質問の英語教諭配置の問題ですが、当面は中学校英語教諭の協力を得た実践指導の中で、早期の英語助手の日本語習得への期待と小学校の先生方の視野を広げた実践的指導力の向上を期待しているところです。これらのことに関する先生方のコメントについては、まだ正式に学習指導要領の告示がなされていないことから、控えめですが、5、6年生の英語必修指導に対しては消極的であると言えますが、このたびの英語教育を通じてなど先生方の意識改革に努めてまいります。また、教育委員会としましては、英語必修指導のための英語教諭の配置や他教科の授業時数や指導内容の増加などがあり、教育条件整備や教職員の定員増を管内教育委員会連絡協議会、教育長会を通じて国、道に要請してまいります。

3点目のご質問ですが、現在のところJETプログラムの実施主体であります自治体国際化協会に対しまして、道を通して平成20年度のあっせん要望をしているところであり、4月末から5月

には実際にあっせんされる人物が決定され、7月末に来日するスケジュールで進められております。JETプログラムの制度上、雇用契約は1年単位で、雇用する側、される側双方の合意によりまして、同一人物は最長で3年の滞在が認められております。ご指摘のように過去に招聘した者の中には、生活習慣や言葉の違い、仕事にかかわって想像とのギャップなどで1年の契約後に帰国してしまった者もおりますが、教育委員会としましては従前同様住環境などの生活基盤の整備を初め、体調管理やプライベートな日常生活のさまざまな面で支援、地域イベントなどやボランティア活動への積極的な参加による住民との交流の場の確保、また学校現場での円滑な実務の遂行に向けた教職員との綿密なコミュニケーションや子供たちと触れ合いの時間を十分設けるなど多くの不安を抱えてくる外国人青年が一日も早く日本の生活に溶け込むことで、英語指導助手としての能力を100%発揮し、本来の目的に資することのできるよう全面的にバックアップをしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（高橋成和） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日18日から20日までの3日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、18日から20日までの3日間休



会することに決定いたしました。

なお、休会中の18日、19日の2日間につきましては、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、21日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいいたします。

---

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれをもって散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時47分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 4 号 )

平成 20 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3月21日（金曜日）午前10時00分 開議  
午前10時31分 閉会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告  
議案第 17 号 平成 20 年度上砂川町一般会計予算  
議案第 18 号 平成 20 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算  
議案第 19 号 平成 20 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 20 号 平成 20 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算  
議案第 21 号 平成 20 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算  
議案第 22 号 平成 20 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算  
議案第 23 号 平成 20 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算  
議案第 24 号 平成 20 年度上砂川町下水道事業特別会計予算  
議案第 25 号 平成 20 年度上砂川町水道事業会計予算

報告に対する討論・採決とする。

（質疑は省略とする。）

- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
- 第 4 派遣第 1 号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 意見書案第 2 号 地域医療の確保に

関する意見書

- 第 7 意見書案第 3 号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書
- 第 8 意見書案第 4 号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書
- 第 9 意見書案第 5 号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書
- 第 10 意見書案第 6 号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書

---

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成  
8 番 柳 川 暉 雄

---

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 10 名であります。

なお、理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 20 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

---

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、7 番、横溝議員、8 番、柳川議員を指

名いたします。よろしく願いいたします。

議案第17号 議案第18号 議案第19号  
議案第20号 議案第21号 議案第22号  
議案第23号 議案第24号 議案第25号

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第17号から議案第25号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

椿原予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（椿原満春） 平成20年度予算特別委員会報告を申し上げます。

本予算特別委員会に付託になりました議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算外8件について、3月18日、19日の2日間にわたって慎重なる審査を行った結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしましたので、省略させていただきます。

初めに、議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計等8件について報告いたします。議案第18号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予

算、議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算、議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算、議案第22号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算、議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算、議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成20年度上砂川町水道事業会計予算、それぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託された各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第18号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべき

ものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次、議案第22号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第23号 平成20年度上砂川町土地

取得事業特別会計予算について討論を受けます。  
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおり可決いたしました。

次、議案第25号 平成20年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原

案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成20年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

---

#### 調査第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 派遣第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第4、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### 追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に同意1件と意見書案5件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

同意第2号

○議長（貝沼宏幸） 日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、勝又出納室長は退席願います。

〔出納室長 勝又 寛 退場〕

○議長（貝沼宏幸） それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由は、樫満雄委員が平成20年3月31日で辞任するに伴い、後任に勝又寛町出納室長を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入ります。本文をご参照願いたいと思います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉274番地7（東鶉北1条4丁目1番12 2号）。氏名、勝又寛。生年月日、昭和24年11月25日。職業、上砂川町職員。備考、任期、前任者の残任期間。平成20年9月30日までであります。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終

わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、町長の提案どおり同意することに決定いたしました。

〔出納室長 勝又 寛 入場〕

○議長（貝沼宏幸） ここで、教育委員会委員に任命されました勝又寛氏からごあいさつをいただきます。よろしくお願ひいたします。

○出納室長（勝又 寛） 高いところからお礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいま教育委員の任命につきましてご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。私につきましても教育委員会しばらく離れておりましたけれども、この重責ができるかどうか、私も危惧しているところでありますけれども、未来ある子供たちのために誠心誠意頑張りたいと思っています。今後とも議員の皆様にはご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。簡単ではありますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

---

意見書案第2号

○議長（貝沼宏幸） お諮りいたします。

日程第6、意見書案第2号から日程第10、意見書案第6号まで5件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについて省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号から意見書案第6号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第6、意見書案第2号 地域医療の確保に関する意見書を議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 地域医療の確保に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 高 橋 成 和 川 上 三 男

柳 川 暉 雄 小 林 繁

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第2号 地域医療の確保に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 地域医療の確保に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第3号

○議長（貝沼宏幸） 日程第7、意見書案第3号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書を議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 横 溝 一 成 柳 川 暉 雄

大 内 兆 春 森 国 三

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第3号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。



これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 意見書案第4号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、意見書案第4号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書を議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 大 内 兆 春 堀 内 哲 夫

川 上 三 男 森 国 三

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第4号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 意見書案第5号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、意見書案第5号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 高 橋 成 和 川 上 三 男

大 内 兆 春 森 国 三

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第5号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 意見書案第6号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、意見書案第6号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書を議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番(椿原満春) 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝沼宏幸様

提出議員 椿原満春

賛成議員 横溝一成 川上三男

大内兆春 小林繁

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第6号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

上砂川町議会議長 貝沼宏幸

提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 教育長あいさつ

○議長（貝沼宏幸） 本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。ここで今月末退任されます榎教育長よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長（榎満雄） このたび私の退任に当たりまして貴重な時間をいただき、そしてまたごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことにつきまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。

私教育長に就任をさせていただいてから13年にもなりました。大変長いことお世話になりました。

た。この間教育に関することにつきまして多くの問題がありましたけれども、何とかやってこられましたのもその時々議長さん初め議員の皆さん、そして町長初め理事者の皆さんの心温かいご支援、ご協力があったことと存じております。本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げますと思っています。

私の退任の時期でございますけれども、年度途中でありますと教育委員会の体制整備も大変だろうと、こう考えまして、この時期に後進を託したいと、この旨町長に無理なお願いをいたしました。快いご同意をいただきました加賀谷町長には、この件に関しまして大変なご心労やご配慮をいただきましたことをこの場をかりましてお礼を申し上げますと思います。

最後になりますが、ご承知のように町といたしましては財政、合併問題、人口、少子高齢化対策と厳しい課題がたくさんありますけれども、その克服のため、皆さんのご尽力を賜りたいと存じております。私もこれからは一住民として少しでもお手伝いをしたいと、こう考えているところでございます。何をやるにも健康が大事でございます。皆様方の今後ますますのご健勝とご活躍を。大変言葉足らずで不十分でございますけれども、皆様方にお世話になった感謝の気持ちでいっぱいでございます。

以上をもちまして退任のあいさつとさせていただきます。大変どうもありがとうございました。  
○議長（貝沼宏幸） 榎教育長、長い間大変ご苦労さまでございました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で平成20年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。長い間大変ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

予 算 特 別 委 員 会

( 第 1 号 )

## 平成20年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月18日（火曜日）午前10時00分 開会  
午後 1時27分 散会

### ○議事日程 第1号

委員長あいさつ

町長あいさつ

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他の関係について

議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算

委員長あいさつ

○委員長（椿原満春） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

11日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されましたが、委員各位のご協力をいただきながら予算特別委員会を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本特別委員会に付託になりました案件は、平成20年度一般会計予算並びに8本の特別会計予算でありまして、一般会計は24億100万円、特別会計を合わせますと34億5,530万8,000円で、前年度に比較いたしますと、新たに後期高齢者医療特別会計が加わり、全会計で1億3,303万5,000円減の緊縮型予算となっております。大変厳しい財政状況のもと、財政健全化を図るため、理事者中心に行財政の見直しが進められ、制度、施策の廃止や縮減といった厳しい予算がなされているようではありますが、議会といたしましてもそのあたりを踏まえて十分論議を重ねていただきたいと思います。

審査期間に制約があり、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員各位のご

協力をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

開会の宣告

○委員長（椿原満春） ただいまの出席委員は9名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

開議の宣告

○委員長（椿原満春） 直ちに会議を開きます。

町長あいさつ

○委員長（椿原満春） ここで加賀谷町長からごあいさつをいただきます。加賀谷町長。

○町長（加賀谷政清） おはようございます。予算特別委員会の開催に当たりましてごあいさつをさせていただきますと思います。

昨日は、町政並びに教育執行方針についての貴重なご意見を賜り、大変ありがとうございました。きょうは、それを受けまして20年度の一般会計を初め8特別会計を含めた予算審議が始まりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

平成20年度の予算編成に当たりましては、執行方針でも申し上げましたが、産炭地域発展基金の一括返済に伴って策定をいたしました平成18年から22年までの5カ年の財政健全化計画に基づきまして、財政の健全化を図りながら予算編成を進めてきたところであります。特に財政健全化計画の実施に当たりましては、職員の人件費や議員の報酬を中心に削減をいたしまして、赤字の解

消を図ることができ、さらにまた本年度末では財政調整基金と減債基金合わせまして3億2,000万円ほどの積立金を確保することができる見込みとなったところでございます。しかし、本町においては交付税に大きく依存しておりますので、今後も厳しい財政状況に変わりなく、平成20年度の予算編成に当たりましては職員の人件費などの削減を中心に引き続き実施することによって財源を捻出して、現行の制度、施策を維持し、さらに本町の課題であります人口減少や少子高齢対策などに係る新たな制度、施策を盛り込んだところでもあります。特に執行方針で申し上げておりますように、人口減少や高齢化は今後も進むと思しますので、引き続いてこれらの課題につきましても議員の皆さんのご意見をいただきながら対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以下、20年度の予算の内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 予算特別委員会の日程について

○委員長（椿原満春） それでは、これより議事に入ります。

議題第1、予算特別委員会の日程について局長から説明いたします。渡辺局長。

○事務局長（渡辺修一） 座ったままで説明いたします。

それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。審査日程は、本日18日とあす19日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求等について協議をしていただき、その後、平成20年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入、そして第2表の地方債、このような順序で審査を進めてまいります。

予定といたしましては、本日で一般会計の審査をすべて終え、あす19日は国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（椿原満春） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集願います。

---

#### 予算審査の方法について

○委員長（椿原満春） 議題第2、予算の審査方法について局長から説明いたします。渡辺局長。

○事務局長（渡辺修一） 予算審査の方法について説明をいたします。

去る11日の本会議におきまして、町長から提案理由、副町長から概要説明などについての説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書によりまして、各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、例年と同様に本年度予算額、前年度対比、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入るわけですが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合については説明を省略し、前年度と比較して大きく変わったところあるいは制度、政策の見直し、重要な継続事業等について説明をしていただきます。質疑については、原則的には款の説明が終了した後、目ごとに受けることとなります。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計につきましても全課長の出席をお願いいたしま

す。特別会計につきましては、それぞれの担当課長、係長等が出席をし、対応していただくことといたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

---

予算審査資料の提出について

○委員長（椿原満春） 議題第3、予算審議に係る資料提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

---

その他の関係について

○委員長（椿原満春） 議題第4、その他ですが、委員の方から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

---

議案第17号

○委員長（椿原満春） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。28ページです。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。渡辺局長。

○事務局長（渡辺修一） 議会費について説明をいたします。

28ページをお開き願います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,434万1,000円、前年度比較で115万8,000円の増であり、

財源はすべて一般財源でございます。1節報酬では、平成18年第4回の定例会におきまして制定されました上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例で報酬引き下げの臨時措置期間が平成20年12月末までとなっておりますことから、21年1月分から条例制定前の報酬により91万5,000円の増となっております。4節共済費では、1節報酬と同様の理由によりまして13万8,000円の増であります。9節旅費では、中空知町議会議長連絡協議会の道外政務調査旅費10万円の増となっております。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

2款総務費に入ります。総務費については、総務財政課長、企画産業課長、町民生活課長、教育次長、建設水道課長、監査事務局長と順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、総務費のうち総務財政課が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

30ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4,084万1,000円、前年度比較で443万2,000円の増、財源内訳は全額一般財源となっております。それでは、主な増減についてご説明申し上げます。4節共済費、本年度予算額681万8,000円、前年度比較41万2,000円の増は、嘱託職員の社会保険料掛金の変更によるものでございます。11節需用費、本年度予算額1,010万円、前年度比較222万円の増は、役場庁舎用の消耗品並びに燃料費の高騰によるものとなっております。12節役務費、本年度予算額

減559万円、前年度比較で65万5,000円の増は、後期高齢者制度導入に伴う通信システム電話料の増によるものでございます。14節使用料及び賃借料、本年度予算額264万2,000円、前年度比較で104万円の増は、耐用年数が来ておりました人事給与システム及び印刷機のリース代を計上するものとなっております。32ページをお開きください。24節投資及び出資金、今年度予算額40万円は、公営企業金融公庫が本年9月に解散されることに伴いまして、解散後に地方公営企業等金融機構法に基づきまして全国地方公共団体の共同出資で地方公営企業等金融機構が設立されることになっており、各自治体の標準財政規模により算出されます出資金を計上するものとなっております。その他の計上しております予算額につきましては、前年度同様または経常経費の節減によるものとなっております。説明を省略させていただきます。

次に、2目文書広報費、本年度予算額624万2,000円、前年度比較5万7,000円の増、財源内訳は全額一般財源となっております。総務財政課の所管分は、11節需用費、印刷製本費の町例規追録を13節委託料へ移行するものでございまして、経費節減のため昨年12月補正で予算の組み替えを行い、データベース化を図ったところでございます。本年度から需用費では前年度比較で減となり、委託料に町例規類集整備業務として新たに予算額239万4,000円を計上するものとなっております。なお、条例の確認方法につきましては、CDを用意いたしまして、関係各位並びに各職場長へ40枚ほど配付することとしておりますので、必要な場合においてはそれぞれの所管のパソコンにおいて確認もできますし、必要力所のみでの検索もできるとなっております。

3目財政管理費、本年度予算額36万円、前年度同額となっております。財源内訳は全額一般財源で、昨年より行革によります予算書、決算書の

印刷を職員が行うこととしております。

4目会計管理費、本年度予算額127万4,000円、前年度比較8万1,000円の減となっております。財源内訳は全額一般財源となっております。12節役務費、本年度予算額114万4,000円で、前年度比較8万1,000円の減額は、し尿及びごみの収集量の減により証紙売りさばき手数料が減ったことによるものとなっております。

5目財産管理費、本年度予算額3,305万8,000円、前年度比較1,313万6,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1,965万3,000円、一般財源が1,340万5,000円となっております。14節使用料及び賃借料、本年度予算額1,159万5,000円、前年度比較で1,322万4,000円の減額は、共済住宅賃借料で鶉本町職員住宅平家1棟と東鶉7町内の重ね住宅2棟の支払い償還終了により減となっております。28節繰出金、本年度予算額1,181万8,000円、土地取得事業会計繰出金につきましては特別会計にてご説明申し上げます。

次に、6目企画費、本年度予算額130万4,000円、前年度比較2,000円の減となっております。全額一般財源であります。本目のうち総務財政課の所管分について申し上げます。1節報酬ですが、防災会議、国民保護協議会委員7人分で、年1回分を計上したものであります。14節使用料及び賃借料では、防災無線電波使用料を計上するものとなっております。

34ページをお開きください。7目公平委員会費であります。7目公平委員会費、本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源内訳は全額一般財源であります。公平委員3人分を計上するものであります。

次に、35ページの9目諸費に入らせていただきます。9目諸費、本年度予算額209万6,000円、前年度比較9,000円の増額となって



おります。全額一般財源となっております。8節報償費76万6,000円の計上ですが、前年度比較で9,000円の増は表彰式における表彰盾の単価上昇によるもので、その他につきましては前年同様でありますので、ご説明を省略させていただきます。

続きまして、38ページをお開きください。下段の総務費の選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万6,000円、前年度比較1,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源であります。39ページの19節負担金、補助及び交付金の空知選挙管理委員会連合会負担金の減によるものでございます。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年度同額であります。財源内訳は、全額一般財源であります。例年どおり経常経費のため、ご説明は省略させていただきます。

3目町議会議員選挙費、本年度予算額395万円、財源内訳は全額一般財源となっております。平成21年2月執行の町議会議員の選挙に係る経費となっており、1節報酬から13節委託料までの予算を計上するものであります。

40ページをお開きください。昨年4月執行の北海道知事道議会議員選挙費並びに7月執行の参議院議員選挙費につきましては、それぞれ廃目するものであります。

以上で2款総務費に係る総務財政課所管分のご説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、林企画産業課長。  
○企画産業課長（林 智明） それでは、総務費のうち企画産業課所管事項についてご説明いたします。

32ページをお開き願います。1項総務管理費、2目文書広報費についてご説明申し上げます。主な項目についてのみご説明申し上げます。11節需用費の町広報用印刷製本費につきまして、対前年比17万5,000円の増額となっております

が、これは年間の広報ページ数を153ページから164ページにふやしたことによるものでございます。

次に、33ページをごらん願います。6目企画費でございますが、本目は所管が企画産業課、総務財政課に分かれておりますが、内容につきましては負担金、補助及び交付金におきまして中空知広域市町村圏組合事務負担金、空知総合開発期成会負担金で、それぞれ人口減により負担金が減額になっております。その他の内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、36ページをお開き願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額256万5,000円で、前年度と比較いたしまして24万5,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他財源70万円、これにつきましては地域振興基金繰り入れとして50万円、すこやかロード助成金20万円となっており、残り186万5,000円につきましては一般財源でございます。本目は、所管が企画産業課、建設水道課に分かれておりますので、企画産業課所管事項についてご説明申し上げます。増額の主な要因は、昨年本町のウォーキングロードが北海道健康づくり財団の認定を受けたことによりまして、財団からウォーキング関連事業助成金として20年度20万円、21年度10万円助成されることになりましたので、8節報償費にウォーキングイベント協力団体への謝礼金として6万円、11節需用費に万歩計の整備やウォーキング手帳作成など消耗品に5万2,000円、ウォーキングマップ増刷として印刷製本費に5万円、コース案内看板作成として役務費に4万円計上したところであり、37ページをお開き願います。12節役務費につきましては、本年度5年に1度のテレビ中継局再免許申請の手数2万4,000円を計上したところであり、19節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度対比50万円増額となっております。

これは先ほど財源内訳のときにその他財源として地域振興基金を繰り入れるとご説明いたしましたが、これまで町に対する寄附金につきまして一般財源に充当しておりましたが、寄附された方の意思を目に見える形で反映させるため、地域振興基金に積み立てをし、基金を充当して元気・潤いタウン推進事業を創設し、地域振興のためのイベントのみならず、あらゆる施策、事業に活用するため50万円計上したところであります。

次に、40ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額33万4,000円で、前年度と比較して2万4,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金32万9,000円、残り5,000円は一般財源でございます。本年度の統計調査につきましては、毎年実施しております教育統計調査と工業統計調査のほかに、5年ごとに実施されます住宅土地統計調査と21年度実施される経済センサス調査の準備調査の計4調査を実施することとし、それぞれ関係予算を計上したところあります。内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち企画産業課所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長(椿原満春) 次に、高橋町民生活課長。  
○町民生活課長(高橋 良) それでは、総務費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

34ページをお開きください。6目企画費、19節負担金、補助及び交付金に防犯協会補助金7万円を計上しております。前年同額となっております。

次に、同じページの8目交通安全対策費についてご説明申し上げます。本年度予算額491万8,000円、前年度比較8万6,000円の増となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。増額の要因は、11節需用費の燃料費で3万円、

19節負担金、補助及び交付金の中空知広域交通安全指導員合同研修会が本年度本町において開催されるため、参加負担金4万4,000円が増となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、37ページをお開きください。2項徴税費であります。1目税務総務費につきましては、本年度予算額12万7,000円、前年度比較で1万1,000円の増となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。増額の要因は、11節需用費、消耗品費の3年ごとの固定資産評価替えに必要な評価基準表等の購入によるものでございます。他の予算につきましては、昨年度と同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、2目賦課徴収費につきましては、本年度予算額235万7,000円、前年度比較で35万9,000円の減となり、財源内訳は国・道支出金234万2,000円、その他特定財源1万5,000円となっております。11節需用費の消耗品につきましては、公用車のスタッドレスタイヤの購入で6万9,000円の増、印刷製本費につきましては隔年で印刷しております納付書分で14万9,000円の増となっております。13節委託料につきましては、昨年度税システムを更新したことに伴いまして、帳票作成委託料等で21万5,000円と昨年度計上しておりました3年ごとの土地評価替えにかかわります不動産鑑定委託料で63万円が減となり、固定資産評価替え処理委託料で34万円が増となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費であります。1目戸籍住民基本台帳費につきましては、本年度予算額112万5,000円、前年度比較で6万7,000円の減となり、財源内訳は国・道支出金2万円、その他特定財源110万5,000円となっております。

減額の要因は、13節委託料の住民記録システム保守委託料については昨年度機器を更新したことにより今年度は保守料が無償となり、6万7,000円の減となったものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

以上で総務費の町民生活課所管部分についての説明とさせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、小林教育次長。

○教育次長（小林 均） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、10目町民センター管理費、本年度予算額1,469万9,000円、前年度と比較いたしまして232万2,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が40万円、一般財源が1,429万9,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。36ページでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額706万2,000円、前年度対比46万8,000円の増となっておりますが、これは福祉サービスに委託しております日常清掃業務において隔年で実施しておりますガラスサッシ清掃及び照明器具清掃業務を本年度実施することによるものでございます。15節工事請負費が廃節になってございますが、これは昨年度290万円の予算を計上していた町民センターの下水道接続工事が完了したことによるものでございます。以下の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） 続きまして、11目地域振興費のうち建設水道課で所管いたします水源公園関係の予算につきましては、同じページ、

36ページに記載をしておりますけれども、本年度の水源公園関係予算の総額につきましては122万1,000円、前年度対比で1万円の増で計上するものでございます。前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、渡辺監査事務局長。

○監査事務局長（渡辺修一） 監査委員費について説明いたします。

40ページをお開き願います。下段になります。6項監査委員費、本年度予算額106万3,000円、前年度と同額で、すべて一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金まで前年同額となっております。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費について一括質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、6目企画費、7目公平委員会費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、8目交通安全対策費、9目諸費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち

切ります。

次、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

3款民生費に入ります。民生費については、福祉保健課長、町民生活課長、企画産業課長、特別養護老人ホーム施設長に説明を求めてまいります。初めに、山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） 3款民生費の福祉保健課所管分について説明をいたします。

44ページでございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億3,201万8,000円、前年度比較2億5,400万4,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金1億1,561万1,000円、その他特定財源812万7,000円、一般財源1億828万円でございます。12節の役務費1億307万7,000円の計上で、前年度比1億720万2,000円の増でございます。手数料のうち障害者認定区分医師意見書等作成手数料2億110万1,000円増の2億8,600円ほどの計上でございます。旧法から新法へのサービス切りかえの際に改めて認定を要することから、対象人員を昨年の5人から19人への増を見込んでのことでございます。13節委託料2億657万7,000円の計上で、前年度比74万1,000円の増でございます。下段の2行になりますが、昨年9月補正にて導入の障害者自立支援給付費等システムの保守経費44万1,000円の発生と12月の補正での障害者自立支援対策推進事業の通所サービス利用促進事業32万4,000円の当初からの計上による増でございます。19節負担金、補助及び交付金973万4,000円の計上で、前年度比29万8,000円の減で

ございますが、昨年度限り計上の障害者自立支援給付費支払い事務代行事務負担金56万4,000円の減等が主な要因でございます。20節の扶助費1億4,190万3,000円の計上で、前年度比979万5,000円の減でございます。重度心身障害者医療費は、道の助成事業でございますが、入院の減によります医療費の減少要因に前年度比較623万5,000円を減じての計上でございます。また、社会福祉施設入所措置費は、老人施設の入所の関係でございますが、こちらは5人から4人への減で、ここでは168万8,000円の減。障害者自立支援費関係につきましては、共同生活援助、これはグループホームでございますが、こちらも入所者が1人から3人への増で、こちらは96万2,000円の増。次ページの障害者自立支援医療は、人工透析分でございますけれども、16人から14人への減で、こちらでは341万円の減。障害者自立支援対策推進事業は、こちら昨年12月補正の施設事業者の報酬改定による損失補てんの激変緩和措置でございますけれども、129万2,000円は年度当初からの計上で、これらの増減によるものでございます。28節繰出金6,674万2,000円は、前年度比885万1,000円の増額計上ですが、国民健康保険特別会計にて説明申し上げます。

46ページに移ります。次のページでございます。次に、2目老人福祉費、本年度予算額1,151万円、前年度比較6,917万2,000円の減でございます。後期高齢者医療制度への移行による老人保健制度と道の事業であります老人医療費助成の廃止により大幅な減額となるものでございます。財源内訳は、国・道支出金77万9,000円、一般財源1,073万1,000円でございます。12節役務費22万円の計上で、前年度費60万4,000円の減でございます。老人医療費助成の事務審査手数料、こちらは老人医療助成制度の廃止により1カ月分のみ計上になる減でございます。13節委託料40万6,000

円の計上で、前年度比14万3,000円の減でございますが、安否確認を目的にしております独居老人等に対するふれあい電話、それから配食サービス、これらは利用者の減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金809万1,000円の計上で、前年度比6,129万円の減でございます。老人保健制度廃止による老人保健負担金の減で、今回計上の負担金676万2,000円は1カ月分の計上でございます。次に、10節の扶助費、老人医療費87万6,000円の計上で、前年度比706万7,000円の減でございます。道の医療給付事業の助成制度、道老の廃止によるものでございまして、今回の計上はこちらも1カ月分の計上でございます。

次は、3目でございます。3目社会福祉施設費、本年度予算額622万9,000円、前年度比較7万3,000円の増で、すべて一般財源でございます。中央地区町民集会所、東山ケアつき住宅、生活館等6施設に係る経費を計上しております。中央地区町民集会所、東山ケアつき住宅が福祉保健課の所管でございます。13節の委託料でございます。ここに東山ケアつき住宅ヘルパー業務120万円の計上がございます。新たな計上でございまして、職員でありますヘルパーの3月末での退職後ヘルパー業務を初め管理業務を個人あてに委託するものでございまして、入居者に不安を与えないよう業務内容は現行と大きく変えない考えでございます。なお、公募は既に終わっております。

次は、50ページにまいります。50ページ、よろしいでしょうか。5目の複合施設費、本年度予算額292万円、前年度比較155万1,000円の減で、財源内訳は国・道支出金128万3,000円、一般財源163万7,000円でございます。東鶉児童館、東鶉生活館を含む中央ふれあいセンターに係る経費を計上しておりますが、昨年度計上の下水道接続工事費150万円の減以外はほぼ前年同様の計上につき、説明を省略させ

ていただきます。

次は、53ページにまいります。53ページでございます。7目の介護保険費、本年度予算額7,825万9,000円、前年度比較49万5,000円の減でございます。すべて一般財源でございます。空知中部広域連合への負担金は、介護給付費減を要因にいたしまして前年比71万4,000円減の7,782万4,000円の計上で、他は介護保険車両の車検により関係する節におきまして経費の増がある以外は経常経費につき、説明を省略させていただきます。

次は、54ページをお開き願います。54ページは、9目の介護予防費でございます。本年度予算額504万4,000円、前年度比較199万9,000円の増で、財源内訳はその他特定財源490万円、一般財源14万4,000円でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託による高齢者の介護予防に関する事業経費を計上しております。7節賃金でございますが、前年比52万9,000円増の178万円の計上は、要介護の可能性のある特定高齢者把握事業のための臨時保健師賃金の雇用日数増によるもので、13節委託料は前年比132万4,000円増の172万2,000円の計上となっておりますけれども、昨年度事務処理上賃金で計上の健康運動指導士分75万3,000円の賃金です。この賃金の委託料への組みかえになっております。それと、特定高齢者と判定するための健診でもあります新たな生活機能評価健診が介護保険制度のもと実施を義務づけられたことによります健診委託費用57万1,000円の計上による増でございます。

次は、10目の後期高齢者医療費でございます。本年度予算額7,379万4,000円、本目は後期高齢者医療制度による新たな計上でございます。財源内訳は、国・道支出金1,070万4,000円、その他特定財源47万円、一般財源6,262万円でございます。北海道後期高齢者医療広域連合から受託の後期高齢者健診に要する事務

的費用と100人分を見込んだ健診費用を11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料に計上したものでございまして、この健診に関しては後ほど衛生費の予防費で触れさせていただきます。19節負担金、補助及び交付金5,572万円は、療養給付費負担金、北海道広域連合へ支出する法で定められた負担分の計上でございます。28節繰出金1,760万4,000円は、新たに設置の後期高齢者医療特別会計への繰出金で、特別会計にて説明をさせていただきます。

次に、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額2,666万7,000円、前年度比較241万円の減でございます。財源内訳は国・道支出金1,681万円、その他特定財源26万円、一般財源959万7,000円でございます。さきに配付をしております資料のナンバー7、上砂川町子育て支援事業の概要をごらんをいただきたいと思っております。資料のナンバー7でございます。上砂川町子育て支援事業の概要という資料でございますが、孤立しがちな子育て家庭の母親の子育てを支援するため、双葉保育園を拠点に平成20年度から既存事業の拡充を含め新たに事業展開をするものでございまして、事業内容は(1)の保育士による週1回の育児相談、(2)のちろどすくーるを拡充した親子の交流の場としてのおこちゃま広場、これは仮称でございます、この毎月実施、それから(3)の保健師の家庭訪問による子育てアドバイス、(4)の身体測定等でございます。7節の賃金、8節の報償費、11節需用費、次のページの12節役務費に子育て支援事業用として総額で事業経費15万6,000円を計上しております。次に、56ページの20節の扶助費でございます。2,605万4,000円の計上で、前年度比234万1,000円の減でございます。児童手当、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費は、昨年度の実績見込額を勘案しての計上で、対象者の減少や医療費の減によりそれぞれ減額しての計上でございます。

次は、56ページでございます。56ページは、2目の保育所費、本年度予算額1,325万1,000円、前年度比較177万5,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源417万2,000円、一般財源907万9,000円でございます。7節賃金でございますが、臨時代替調理員賃金で157万円ほど増額となっておりますが、こちら職員であります給食調理員1名が3月末で退職ということになりまして、この分を臨時調理員1名の雇用増により対応する増でございます。18節の備品購入費5万円の計上でございますが、CDラジオカセット、それから掃除機の購入費用ということで計上しております。そのほかは、ほぼ前年同様の考え方による計上でございますので、説明を省略させていただきます。

次、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額9,000円、次の2目の扶助費、本年度予算額29万円、いずれも前年同額でございます。説明を省略させていただきます。

続きまして、4項の災害救助費、1目の災害救助費、本年度予算額24万円、前年同額でございます。こちら説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(椿原満春) 次に、高橋町民生活課長。  
○町民生活課長(高橋 良) それでは、民生費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

44ページをお開きください。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち9節旅費の普通旅費、12節役務費の国民年金用電話料は、国民年金事務にかかわります予算を計上しております。昨年度とほぼ額ですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(椿原満春) 次に、林企画産業課長。  
○企画産業課長(林 智明) それでは、民生費のうち企画産業課所管事項についてご説明いたします。

47ページをお開き願います。1項社会福祉費、3目社会福祉施設費についてご説明申し上げます。企画産業課所管事項につきましては、各町集会施設の管理経費であり、11節需用費の修繕費につきましては前年度対比15万円の増となっておりますが、これは鶉若葉生活館集会室の床のゆがみ修繕で15万円予算計上したところであり、昨年鶉本町生活館下水道接続工事として110万円計上してはいたしましたが、事業終了により予算計上しなかったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明を省略させていただきます。

50ページをお開き願います。5目複合施設費でございますが、先ほど福祉保健課長から下水道接続工事の説明をしたところでありますが、それ以外につきましてはおおむね前年度と同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

以上で3款民生費のうち企画産業課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長(椿原満春) 次に、是洞特別養護老人ホーム施設長。

○特別養護老人ホーム施設長(是洞春輝) それでは、福祉医療センター所管の特別養護老人ホームはるにれ荘、デイサービスセンター、地域包括支援センター関係予算についてご説明申し上げます。

48ページをお開き願いたいと思います。4目特別養護老人ホーム費、本年度予算1億2,725万6,000円、前年度対比では321万3,000円の増でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。主な内容についてご説明申し上げます。2節給料2,525万円、3節職員手当等1,434万円、4節共済費590万8,000円、19節負担金、補助及び交付金にありまして退職手当組合負担金469万1,000円など人件費の総額は108万4,000円増の5,127万3,000円となります。これらの人件費につきましては、介護職員1名の地域包括

支援センターへの異動と手当や共済費、退職手当組合の率の改定によるものでございます。7節賃金は、174万3,000円の増で2,907万8,000円で、介護員の異動に伴う臨時代替介護員が1名が増となるものでございます。11節需用費は、274万3,000円増の3,332万1,000円となり、燃料費の重油の単価アップによるものでございます。13節委託料は、20万円減の578万5,000円となり、主に施設清掃の隔年実施の定期清掃とガラスサッシ清掃の未実施により37万円減の324万9,600円となるほか、次ページにあります天井暖房機清掃20万円は2年ごとに行われますので、その増となります。また、本年実施しておりました地下タンク定期清掃は次回22年度になることから、5万円の減となります。その他の節については、おおむね前年度と同じ内容となりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、51ページとなります。6目デイサービスセンター費、本年度予算額2,106万5,000円、前年度対比136万3,000円の増でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。主な内容についてご説明します。2節給料232万9,000円、3節職員手当等134万円、4節共済費550万及び19節負担金、補助及び交付金にあります退職手当組合負担金44万3,000円など介護員1名の人件費は、前年度と比較しまして31万7,000円増の466万2,000円となり、手当や共済費、退職手当組合の率の改定によるものでございます。11節需用費は、122万9,000円の増の709万8,000円となります。消耗品の動作訓練費が11万6,000円増の48万円、賄い材料費19万4,000円増の80万となります。いずれも前年度の利用実績を勘案して、1日平均10人から13人と見込むものでございます。燃料費は、施設用燃料費の単価アップ分70万円増の320万円となります。修繕費の施設用

は、20万円の増の38万円となります。屋上防水保守で33万円、その他の修理で5万円となるものでございます。次のページになります。13節委託料は、15万2,000円減の105万2,000円となります。施設清掃のうち隔年実施の定期清掃とガラスサッシ清掃の未実施による減となります。その他の節は、ほぼ昨年と同様でございます。

次に、8目地域包括支援センター費、本年度予算額2,455万8,000円、前年度対比385万5,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源が1,677万2,000円、一般財源778万6,000円でございます。主な内容についてご説明申し上げます。2節給料1,222万6,000円、3節職員手当等645万6,000円、4節共済費285万4,000円、それから19節負担金、補助及び交付金の退職手当組合227万8,000円など事務職員2名、看護師1名、介護員1名の人件費の総額は、673万1,000円増の2,381万4,000円となり、介護員1名の異動による増となるものでございます。54ページになります。13節委託料は、53万3,000円減の24万6,000円となります。介護予防支援業務の介護予防ケアプランの作成業務委託件数の減によるものでございます。その他の節につきましては、おおむね前年度と同じ内容となりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○委員長（椿原満春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款民生費の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について



質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次に、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、4目特別養護老人ホーム費、5目複合施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、6目デイサービスセンター費、7目介護保険費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、8目地域包括支援センター費、9目介護予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、10目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次、4款衛生費に入ります。衛生費については、福祉保健課長、町民生活課長に説明を求めてまいります。初めに、山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） それでは、4款衛生費の福祉保健課所管分について説明をさせていただきます。

60ページをお開き願います。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額5,586万6,000円、前年度比較1,242万3,000円の増でございます。すべて一般財源でございます。本目の主な増額要因は、繰出金の増によるものでございます。18節の備品購入費ですが、前年度比10万円の増でございますが、歯科診療所のバキュームモーター購入費の計上でございます。次の19節負担金、補助及び交付金の2行目に救急医療対策運営協議会分担金がございます。こちらは、休日診療体制の変更に伴い減少が見込まれるものですが、確定時点で補正対応をさせていただくものでございます。28節繰出金につきましては、前年度比1,235万7,000円増の5,158万9,000円の計上でございますが、各特別会計にて説明申し上げます。

次に、2目の予防費でございます。本年度予算額839万7,000円、前年度比較262万1,000円の減でございます。財源内訳は国・道支出金12万5,000円、その他特定財源254万円、一般財源573万2,000円でございます。本目は、各種検診経費のほか健康の里づくり事業の一環として行う長寿健康づくりソフト事業補助金を受けた健康づくり講演会ほか各種事業等の経費を計上しております。昨年と大きく変わり

ましたのは13節委託料で、前年比289万9,000円の減で438万1,000円の計上は、各種検診費用のうち基本健診が特定健診に変わるによるものでございます。さきにお配りをしております資料のナンバー8をお開きを願いたいと思います。資料のナンバー8は、平成20年度開始される特定健康診査・特定保健指導についてという資料でございます。まず、1の特定健診でございますけれども、現行の住民健診をメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の減少を重点といたしまして、2に記載のとおり国民健康保険や社会保険の各医療保険者が40歳から74歳までの被保険者や扶養家族を対象に実施し、3に書いておりますが、この健診の結果、境界領域、いわゆる予備軍でございますけれども、この境界領域にある者に対しまして改善指導を繰り返して行くものでございます。4には、本町が行います国保と後期高齢者に対する健診の健診先でございまして、現在とほぼ同様の3機関でございます。

下の図でございますが、健診の流れと所要経費の計上関係について示したものでございまして、現行の町が実施の住民対象の基本健診、こちらが国保、後期高齢者、保険適用のない生活保護者、国保以外の社会保険と保険者ごとの健診に分かれるものでございます。町といたしましては、国保から生保分までの3種類を所管することになります。40歳から74歳までが対象の国保特定健診では、おおむね1割相当の自己負担分800円は健診機関に直接納めることとなりますが、非課税者にあつては現在が無料であることを考慮いたしまして、後期高齢者の非課税者も含めた後期高齢者のいわゆる負担分でございますが、この自己負担1割の500円と同額とするということにしております。なお、この資料中、後期高齢者のところ、この図のところでございますが、500円程度という表記がございます。これは、程度という文字を削除していただきたいと思っております。間違いでございます。大変申しわけございません。5

00円でございます。それから、後期高齢者の自己負担分も健診機関に直接納めてもらうこととなります。

経費の計上関係でございますけれども、国保分は保険者であります空知中部広域連合への分賦金の中で250万円ほど計上しております。北海道後期高齢者医療広域連合から町が受託の75歳以上の後期高齢者分は、先ほどの民生費で47万円の計上をしております。この費目では、生活保護者分3万4,000円のみ計上でございます。よって、前年比較では減額となるものでございます。以上が簡単ですが、資料に基づいての説明でございます。

次のページ、62ページをお開き願います。こちらは、18節の備品購入費、長寿社会づくりソフト事業での備品購入費がございますが、こちらは行事周知用のポスターを自前でつくるためのカラープリンターの購入ということの経費でございます。それから、19節の負担金、補助及び交付金25万円の計上でございます。前年度は、2万5,000円でございます、10倍ほどの計上になります。こちらは、精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成でございまして、昨年3月にも増額補正をしておりますが、通所者が1人から5人へふえることによる増でございます。

以上でございます。

○委員長(椿原満春) 次に、高橋町民生活課長。  
○町民生活課長(高橋 良) それでは、衛生費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

同じ62ページをごらんいただきたいと思います。3目環境衛生費につきましては、本年度予算額728万6,000円、前年度比較8万7,000円の増となり、財源内訳はその他特定財源1万1,000円、一般財源717万5,000円となっております。11節需用費の修繕費で、昨年度予算計上しておりました墓場土留工等が今年度はないことから、19万円の減となっております

が、19節負担金、補助及び交付金のうち火葬場管理経費にかかわります砂川地区保健衛生組合負担金につきましては町長の行政報告でも申し上げておりますが、施設の延命を図るため計画的な補修を行うこととし、今年度の補修経費等を含めまして34万円の増となっております。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、63ページをごらんください。2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、本年度予算額32万9,000円、前年度比較3,000円の減となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。3,000円の減につきましては、昨年度まで19節負担金補助及び交付金に計上しておりました清掃協会負担金の廃止によるものでございます。他の予算につきましては、昨年度と同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、2目じん芥処理費につきましては、本年度予算額7,586万7,000円、前年度比較429万5,000円の減となり、財源内訳はその他特定財源1,415万4,000円、一般財源6,171万3,000円となっております。減額の主な要因につきましては、19節負担金、補助及び交付金のごみ処分にかかわります砂川地区保健衛生組合負担金で、今年度はクリーンプラザくるくるの5年ごとの大規模補修費がないための減とこれも町長の行政報告で申し上げておりますが、エコパレー歌志内で処分しております可燃ごみ処分委託料単価の引き上げ部分を含めまして総額で410万6,000円の減となるものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次のページ、64ページをお開きください。次に、3目し尿処理費につきましては、本年度予算額4,459万3,000円、前年度比較184万4,000円の増となり、財源内訳はその他特定財源1,302万3,000円、一般財源3,157万円となっております。13節委託料及び14

節使用料及び賃借料につきましては、ともに水洗化や人口減によるくみ取り量の減少によるもので、それぞれ21万7,000円、6万3,000円の減となり、19節負担金、補助及び交付金はし尿処理にかかわります砂川地区保健衛生組合負担金で212万8,000円が増となっております。組合負担金の増額につきましては、昨年度もご説明いたしましたが、砂川衛生センターのし尿処理経費の分担割合が平成21年度には完全投入量比率となり、従前の負担割合から経過措置として段階的に投入量に応じた負担割合に引き上げることによる増額でございます。

以上で衛生費の町民生活課所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑ある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切りま

す。

5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額317万6,000円、前年度と比較いたしまして6万1,000円の増額となっており、財源内訳はすべて一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金につきまして、前年度対比6万1,000円の増額となっておりますが、これは中空知職業訓練センター協会負担金が利用者数の増により1万1,000円の増額となっており、また昨年第3回定例会で補正予算計上いたしました砂川地域通年雇用促進協議会負担金5万円を当初予算計上したことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で5款労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、70ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額109万円、前年度と比較いたしまして98万6,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金74万1,000円、残り34万9,000円は一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金につきまして、前年度対比98万6,000円の増額となっておりますが、これは昨年第4回定例会で補正予算計上いたしました森林整備地域活動支援事業交付金は5カ年事業となっておりますので、2年次分として98万9,000円を予算計上したことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で6款農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で5款労働費、6款

農林水産業費の説明は終わりました。一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。商工費については、企画産業課長、町民生活課長に説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。初めに、林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） 72ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額3,037万8,000円、前年度と比較いたしまして175万1,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源1,839万円、1,198万8,000円につきましては一般財源でございます。主な項目についてのみご説明申し上げます。13節委託料につきましては、前年度対比92万4,000円の増額となっておりますが、これは北海道と産炭地域振興センターの支援を受け、産炭地域の自立化を図るための地域資源の発掘や活用調査等を行う地域振興推進調査事業として100万円予算計上したことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度対比12万9,000円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の貸付元金が減少したことにより、それぞれ3万1,000円、9万8,000円減額になったことによるものでございます。73ページをお開き願います。21節貸付金でございますが、前年度対比254万6,000円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の融資総額が減少し、原資預託金が減額になったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,440万5,000円、前年度対比875万4,000円の減額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。主な項目についてのみご説明を申し上げます。減額の要因は、平成9年度に借入れをした本町工業団地分の長期償還が昨年度をもって終了したことにより、土地開発造成事業会計繰出金を予算計上しなかったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

〔発言する者あり〕

○企画産業課長（林 智明） 19節負担金、補助及び交付金であります。振興公社の助成金1,400万円ではありますが、これにつきましては町民の保養施設でもありますので、振興公社が入館料の値上げをしないよう町から助成をするもので、1,400万円予算計上したことによるところでございます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,023万9,000円、前年度と比較いたしまして50万円の減額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。74ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度対比50万円の減額となっておりますが、平成18年度から実施してありましたふるさと活性化サポート事業助成金につきましては、先ほど総務費でご説明申し上げましたように元気・潤いタウン推進事業を地域振興費に計上したことによりふるさと活性化サポート事業助成金50万円を予算計上しなかったことによるものでございます。19節の観光振興等助成金につきましては、入湯税等を活用いたしまして温泉周辺の観光施設の整備を図るため1,000万円、昨年同様計上したところでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で企画産業課にかかわります商工費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、高橋町民生活課長。  
○町民生活課長（高橋 良） それでは、商工費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

72ページをごらんいただきたいと思います。1項商工費、1目商工振興費のうち7節に消費生活相談員の賃金、9節に同相談員の旅費、11節需用費に試買調査消耗品、19節負担金、補助及び交付金に消費者協会補助金と消費生活展補助金を計上してございます。それぞれ前年度同額につきまして、説明は省略させていただきます。

以上で商工費の町民生活課所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑ある方発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、8款土木費について内容の説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額7,913万6,000円、前年度対比で290万1,000円の減額となっております。財源内訳は、

国・道支出金10万6,000円、その他特定財源115万2,000円、一般財源7,787万8,000円でございます。本目は、主に街路灯の維持費と土地開発造成及び下水道事業特別会計への繰出金にかかわる予算を計上するものでございます。減額の主なものにつきましては、各特別会計への繰出金で295万7,000円が減額となったものでありますけれども、これにつきましては各特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかの経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路維持費について説明を申し上げます。本年度予算額4,318万4,000円、前年度対比で154万円の減となっております。財源内訳は、起債370万円、一般財源3,948万4,000円でございます。本目は、除排雪経費と道路維持費、工事費を計上するものでございます。本年度の除排雪経費につきましては、賃金、燃料費、委託料、使用料及び賃借料を合わせまして総額で2,132万5,000円の計上で、132万5,000円の増額につきましては燃料費等の高騰によるものであり、引き続き民間委託化も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、委託料で下水道台帳修正業務6万円につきましては、東町希望橋の廃止、これにつきましては橋脚の劣化が進み、重量車両につきましては通行不能となったものでございまして、廃止をするものでございます。15節工事請負費1,000万円の計上で350万円の減は、昨年度鶉本町団地線の改修工事終了に伴うもので、今年度につきましては、お手元の資料ナンバー9をごらんいただきたいと思っております。資料ナンバー9に記載をしておりますけれども、鶉本町北線排水工事関係につきましては平成17年度から年次計画で実施をしております。今年度につきましては、ピンク色で記載の中学校前から上砂川に

向けて100メートルの改修工事費500万円を計上するものでございます。そのほかの経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、78ページ、お聞き願いたいと思っております。3項住宅費について説明を申し上げます。1目住宅管理費、本年度予算額4,482万6,000円、前年度対比で224万4,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源3,895万円、一般財源587万6,000円でございます。本目につきましては、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。11節需用費1,740万円の計上で270万円の増額につきましては、昨日町長の執行方針の答弁にも述べましたけれども、新たに定住促進の整備環境事業費といたしまして、現在緑が丘地区におきまして共同浴場が休止のため、この付近の居住者を対象にいたしまして住みかえ先の住宅の補修及び中央、朝駒単身者住宅の手すり、階段などの塗装経費を計上するものでございます。19節負担金、補助及び交付金271万3,000円の計上で49万円の減額につきましては、下水道受益者分担金で平成16年度に供用開始となりました朝駒地区の納入が終了いたしましたして、本年度からは緑が丘地区の納入が開始となるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額3,702万6,000円の計上で、443万2,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金678万6,000円、起債1,010万円、一般財源2,014万円でございます。本目は、職員2名の人件費と町営住宅の水洗化事業などを計上するものでございます。人件費につきましては1,505万円の計上で、115万6,000円の増額につきましては手当等の増によるものでございます。15節工事請負費2,135万2,000円の計上で、335万2,000円の増額とな

っております。これにつきましても水洗化事業につきましても、同じく資料ナンバー10をごらんをいただきたいと思います。資料ナンバー10でございます。資料のナンバー10の左側のほう、下のほうに書いておりますけれども、本年度につきましてもピンク色で記載をしております昭和52年建設をいたしました鶏の改良住宅4棟20戸、1,000万円、単独事業といたしまして右側に記載の鶏若葉公営住宅3棟12戸、660万円を計上いたします。そのほかといたしましては、資料ナンバーの次、資料ナンバー11に記載をしておりますけれども、火災報知機設置事業につきましては消防法の改正によりまして居住者の安全確保を図るために本年度から3カ年で実施いたします事業で、本年度20年度につきましてもオレンジ色で記載をしておりますけれども、補助事業といたしましては朝陽台の改良住宅13棟104戸、下鶏改良住宅25棟148戸、資料の裏面に記載をしておりますけれども、下鶏、鶏、緑が丘公営住宅など25棟116戸、単独事業費といたしまして資料には記載しておりませんが、単身者住宅6棟48戸をそれぞれ計上いたすものでございます。そのほかの経費につきましても、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で8款土木費関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑ある方発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。川下消防長。

○消防長（川下 清） それでは、9款消防費につきましても説明をいたします。

82ページでございます。初めに、平成19年度におきまして中空知5市5町の連合消防演習が開催されたことに伴いまして、これに関連する関係予算を一括1目常備消防費へ組みかえ計上しておりましたものを本年度は従来どおりの予算計上としておりますので、あらかじめご承知お願います。

それでは、1項消防費、1目常備消防費、本年度予算額1億2,101万4,000円、前年度と比較し1,011万3,000円の増でございます。この主な要因といたしましては、給料等の改正によりますものと備品購入費、除細動器の更新によるものでございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。2節給料、職員17名分、前年度と比較し44万2,000円の増。3節職員手当等507万5,000円、期末、勤勉手当の増によるものでございます。4節共済費につきましては、131万円の増となっております。9節旅費でございますが、教育旅費に本年度新たに救急救命士の薬剤投与養成に伴います派遣旅費を計

上したことから、18万7,000円の増となっております。11節需用費でございますが、燃料費の高騰によりまして34万5,000円増となっております。次に、18節備品購入費でございますが、自動体外式除細動器の更新、新規事業でございますが、除細動器は高規格救急車に積載しなければならない高度救命資機材とされておりますことから、高規格救急車に積載し、活用してまいりましたが、メーカー側から現機種の製造中止に伴いまして、消耗品や故障による部品供給、修理等ができなくなるとのことで受けまして、町民の生命にもかかわるものでありますことから、本年度新しい機種の除細動器に更新するものでございます。続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございますが、退職手当組合の負担率引き上げによりまして前年度と比較し84万5,000円の増となっております。その他の節につきましては、主に経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、84ページの2目非常備費についてご説明いたします。2目非常備費、本年度予算額690万8,000円、前年度と比較いたしまして10万1,000円の減でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。8節報償費、9節旅費につきましては、北海道消防大会の開催場所が近距離であることから、報償費につきましては4万6,000円、旅費につきましては13万2,000円それぞれ減となっております。11節需用費につきましては、前年度比11万円の増でございますが、出初め式等食糧費見直しによりまして10万円を計上したことによるものでございます。その他の節につきましては、おおむね経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、3目消防施設費、本年度予算額79万3,000円、前年度比7万6,000円の増でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。11節需用費、自動車修繕、車検台数の増による

ものでございます。

以上、9款消防費につきましてご説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項消防費、1目常備消防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目非常備費、3目消防施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。2番、堀内委員。

○2番（堀内哲夫） 目違いかわかりませんが、これには関係ないのですけれども、ちょっと伺いたいのですけれども、広域消防、今言われていますけれども、現状どういう状況になっているのか、簡単に教えてもらえればなと思うのですが。

○委員長（椿原満春） 川下消防長。

○消防長（川下 清） ただいまの件につきましてご説明いたします。

この広域消防につきましては、昨年の議運等で、合併問題、広域と勉強会のほうも……

○2番（堀内哲夫） 簡単でいいですから。

○消防長（川下 清） 勉強会等につきましては、昨年の12月、議運で副町長から報告、また議員さん各位ご承知のとおり第1回町づくり町民会議等でマスコミ報道されておりますが、改めましてここでご説明いたします。

初めに、現在国におきまして推進しております消防の広域化につきましては、国におきましては18年消防組織法の一部を改正し、市町村の消防の広域化をおおむね30万規模とする基本指針を示したところでございます。道におきましては、この基本指針を受けまして平成19年度中に広域化推進計画の策定と平成24年度までに広域化の



実現を目指すとしているところでございます。現在道におきましては、まだ素案段階でございます。今後成案ということになっていこうかと思いません。そういった中で素案段階でございますけれども、望ましい組み合わせといたしまして、道内に68の消防本部があるわけでございますけれども、これを21に広域化すると押さえております。中空知におきましては5市5町、6消防本部があるわけでございますけれども、これを一つにしようという計画でございます。このような状況にあることから、当町の消防本部、単独消防本部でございますけれども、維持するのが非常に困難な状況になってきているということを受けまして、昨年の11月に砂川地区の広域消防組合、そして歌志内消防本部、そして当町との本部とで広域再編検討会を立ち上げまして、行財政上のスケールメリットや財政効果を視野に入れた勉強会を設置したところでございます。現在この勉強会におきましては、各部会において各消防本部の現状、また課題等検討資料の集約作業をしているところでございます。こういった状況を含めまして、今後理事者、そして議員の皆様、そして町民の皆様方に報告しながら検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。小林教育次長。

○教育次長（小林 均） それでは、教育費関係についてご説明申し上げます。

88ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、前年度と同額でございま

す。財源内訳は、全額一般財源でございます。説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額423万6,000円、前年度と比較いたしまして52万2,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。8節報償費でございますが、本年度予算額56万5,000円、前年度対比31万5,000円の増となっておりますが、資料ナンバー12をごらんいただきたいと存じます。これは、子供たちの自主性と創造力をはぐくむ教育プログラムとしてこれまで小学校と中学校において隔年で行っていた児童生徒演芸鑑賞事業を児童生徒芸術鑑賞事業と改め、毎年小中学校で実施することし、特に中学校では学校祭のプログラムの一つとして生徒みずから企画、立案し、実施後も反省評価するなど生徒の手による芸術を鑑賞する事業としております。予算額は、小学校18万円、中学校20万円の計38万円ですが、小学校の18万円は例年社会教育総務費で計上していたものを移行したものでございます。

89ページです。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額162万円、前年度対比26万円の減となっておりますが、これは先生方の空知教育センターで行っていた宿泊研修負担金が行わなくなったことと言語障害児治療教室負担金において利用児童数の減による負担金の減額などによるものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額1,898万4,000円、前年度と比較いたしまして224万4,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額723万2,000円、前年度対比164万6,000円の増となっておりますが、これは主に小学校の正職員が定年退職したため、臨時公務補2人を採用し、交代制で勤務させるため代替公務補を予算計上した

ことによるものでございます。11節需用費でございしますが、本年度予算額885万円、前年度対比50万円の増となっておりますが、これは燃料費の高騰によるものでございます。90ページをごらんください。13節委託料でございしますが、本年度予算額180万8,000円、前年度対比12万2,000円の増となっておりますが、これは主に小学校体育館の耐震化優先度調査を実施することによるものでございます。

次に、91ページをごらんください。2目教育振興費、本年度予算額576万3,000円、前年度と比較いたしまして63万4,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が10万9,000円、一般財源が565万4,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費でございしますが、本年度予算額115万6,000円、前年度対比17万6,000円の減となっておりますが、これは主に教科用コンピューター23台の端末メモリー容量の増設が昨年度で終了したことによるものでございます。20節扶助費でございしますが、本年度予算額381万5,000円、前年度対比45万円の減となっておりますが、これは準要保護の対象児童数の減によるものでございます。以下は、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,611万9,000円、前年度と比較いたしまして374万2,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。1節報償費252万8,000円を計上してございしますが、資料ナンバー13をごらんいただきたいと存じます。これは、従前週2回民間派遣で利用していた英語指導助手について、JETプログラムを活用した外国人講師を8月から配置することで、中学校においては生の英語に接する機会を数多く与え、外国語を身近なものとし、基礎的な語学力

の向上を図り、小学校においても総合学習の時間等において活用し、義務教育の早期から生きた英語になれ親しむことができるようにするとともに、社会教育事業にも活用するため、予算計上するものでございます。9節旅費でございしますが、16万8,000円の計上ですが、これは前段申し上げた外国人講師の赴任旅費と研修旅費でございします。92ページをごらんください。11節需用費でございしますが、本年度予算額1,212万5,000円、前年度対比187万円の増となっておりますが、これは中学校生徒玄関の外側のタイル張りの傷みが著しいため、タイル張りかえ修繕料に130万円計上したことと燃料費の高騰によるものでございます。13節委託料でございしますが、本年度予算額263万9,000円、前年度対比119万5,000円の減となっておりますが、これは民間派遣の外国語講師がJETプログラムの外国人講師となるため、4月から6月までの3カ月の派遣になったことによる減額と中学校校舎及び屋内体育館の耐震化優先度調査を実施することとの相殺でございします。93ページでございします。19節負担金、補助及び交付金に24万8,000円を計上してございしますが、これも前段申し上げたJETプログラムによる外国人講師派遣に係る自治体国際化協会加入に係る負担金と会費でございします。

次に、2目教育振興費、本年度予算額673万4,000円、前年度と比較いたしまして56万6,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が4万1,000円、一般財源が669万3,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費でございしますが、本年度予算額130万9,000円、前年度対比28万9,000円の減となっておりますが、これは先ほど小学校費で説明いたしました教科用コンピューター端末メモリー43台分の増設が昨年度で終了したことによるものでございします。94ページでございします。20節扶助費で

ございますが、本年度予算額362万1,000円、前年度対比18万8,000円の減となっておりますが、これは準要保護の対象生徒数の減によるものでございます。以下は、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額112万1,000円、前年度と比較いたしまして19万2,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。8節報償費でございますが、本年度予算額7万8,000円、前年度対比17万2,000円の減となっておりますが、これは主に前段申し上げました児童生徒演芸鑑賞事業が事務局費に移行になったことにより減額になったものでございます。

次に、2目公民館費、本年度予算額297万3,000円、前年度と比較いたしまして33万1,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1万円、一般財源が296万3,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額68万円、前年度対比16万1,000円の減となっておりますが、これは図書整理に係る事務を一部職員対応とすることとなったため、臨時事務員の賃金が減額になったことによるものでございます。以下、8節報償費、11節需用費、12節役務費でそれぞれ少額であります。前年度と比較いたしまして減額となっておりますが、これは公民館講座における乳幼児教室を保育所で行うこととなったため、それに係る経費を民生費、児童福祉費、児童福祉総務費にそれぞれ移行したことによるものでございます。

続きまして、95ページをごらんください。3目青少年対策費、本年度予算額112万3,000円、前年度と同額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。ここでは、前年度と同額の予算計上をしておりますので、説明は

省略させていただきます。

次に、96ページをお開き願います。4目社会教育施設費、本年度予算額75万4,000円、前年度と比較いたしまして1,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。ここでも前年度と同様な考え方で予算計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額301万円、前年度と比較いたしまして6万5,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額55万6,000円、前年度対比5万2,000円の減となっておりますが、これは児童数の減少によりスキー授業におけるバス借り上げ台数が減ったため減額になったものであります。以下は、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、97ページをごらんください。2目体育施設費、本年度予算額699万円、前年度と比較いたしまして36万7,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が135万円、一般財源が564万円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。11節需用費でございますが、本年度予算額118万5,000円、前年度対比37万5,000円の増となっておりますが、これは主に体育センターの水銀灯修理に修繕料として39万円を計上したことによるものでございます。以下、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） ここで昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（椿原満春） 昼食休憩を解きまして会議を開きます。

10款教育費の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。4番、大内委員。

○4番（大内兆春） 97ページの14節、学校スキー行事の件なのですが、これは……

〔発言する者あり〕

○4番（大内兆春） 失礼いたしました。早まりました。

○委員長（椿原満春） そうですか。ちょっとだめだったね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。2番、堀内委員。

○2番（堀内哲夫） 3目の19節、各町遊園地

整備補助金とありますけれども、これの内訳は遊園地何カ所で、どの程度の補助金になっているのですか。

○委員長（椿原満春） 教育次長。

○教育次長（小林 均） 資料がなくてちょっと申しわけないのですけれども、それぞれの遊園地の遊具とかの故障箇所につきまして、それぞれの申請に応じて予算の範囲内で修繕するようにしてございます。

○委員長（椿原満春） 堀内委員。

○2番（堀内哲夫） 資料ないからあれなのでしょうけれども、ということは例えば遊園地の管理しているのは子ども会だよ、原則は。そうでしょう。そうしたら、遊園地の中での遊具の中で、あれが悪いからという申請した時点でここから出ていくということですか。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） そういうことでございます。

○委員長（椿原満春） 堀内委員。

○2番（堀内哲夫） 補助金と書いているものだから、補助金だからどこの遊園地の管理しているどこに何ぼの補助金と、そういう形のものではないのですか。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） それぞれ管理している遊園地が違いますので、一概に押しなべて幾ら幾らというふうな形にはなってございません。

○委員長（椿原満春） 2番、堀内委員。

○2番（堀内哲夫） そうすると、単純に遊園地の整備補助金という補助金の項目でなくて、遊園地工事費だとかなんとかと、そういう名目でもないのだね。あくまでもこの中から必要遊具についてのものには、申請して初めてここから出るということですか。

○委員長（椿原満春） 小林次長。

○教育次長（小林 均） そういうことでございます。

○委員長（椿原満春） よろしいですか。  
○2番（堀内哲夫） 後でまたゆっくり聞きますから、いいです。

○委員長（椿原満春） ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですから、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方。質問。4番、大内委員。

○4番（大内兆春） 97ページの14節なのですが、学校スキー行事についてお聞きしたいのですが、これはシーズン中何回あるのですか。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） 小学校が2回、中学校が1回でございます。

○委員長（椿原満春） 大内委員。

○4番（大内兆春） 前にテレビで見たのですが、札幌の学校ですか、小中学校大部分がスキー行事そのものを取りやめていると。効果がなくなってきた。その辺は、どのように受けとめていますか。今当町でスキー場が地元になくなったのですけれども、スキー行事そのものについてどのような考え方を持っているかお聞かせください。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） 準要保護の制度で体育実技の費用を出す制度がございます。そこにはスキーを買うという制度があるのでございます。そういった意味から、本町の場合は上砂川岳がなくなったといいましてもスキーに対する町民の思い入れというのはまだまだ多いかと思しますので、今後何年になるかわかりませんが、このまま継続してやっていきたいという考え方は教育委員会としては持っております。

○委員長（椿原満春） 大内委員。

○4番（大内兆春） スキー行事には、本来は全員参加なのでしょうけれども、どのぐらい参加になっているのですか。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） 小学校は全児童、中学校は全生徒が参加していることになってございますけれども。

○委員長（椿原満春） 大内委員。

○4番（大内兆春） 生徒全部スキーしておるのですか。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） 今のところは、スキーをしているというふうには私は認識してございますけれども。

○委員長（椿原満春） 大内委員。

○4番（大内兆春） 年に中学校1回、小学校2回、そのために父兄は大変費用かかっていると思うのです、スキーウェアからスキーから。そして、全部が買ってシーズン中スキーするのだといいのですけれども、決してそうではないと思うのです。そのために家計の出費というのは大変大きいから、どうなのかなと思って聞いたわけです。

○委員長（椿原満春） 小林教育次長。

○教育次長（小林 均） 今後そういった部分も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（椿原満春） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、11款災害復旧費について説明を申し上げます。

100ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で、財源内訳は全額一般財源でございます。7節

賃金は、災害が発生した場合の賃金で、科目存置分を計上するものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 内容の説明が終わりましたので、質疑のある方発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費について質疑を打ち切ります。

12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、公債費についてご説明申し上げます。

102ページをお開きください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額5億1,289万4,000円、前年度比較9,998万5,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1億5,067万6,000円、一般財源が3億6,221万8,000円となっております。昭和63年度から平成18年度まで借り入れの132件の長期債元金で、昭和62年度借り入れの公住債など17件の元金償還が終了したことによる減となっております。

2目利子、本年度予算額8,140万1,000円、前年度比較1,427万2,000円の減、財源内訳はその他特定財源が3,269万8,000円、一般財源が4,870万3,000円となっております。昭和63年度から平成19年度までの151件の長期債利子と一時借入金利子の計上となっております。長期債利子の減が主なものとなっております。

3目公債諸費、本年度予算額8万7,000円、前年度比較7万9,000円の減、財源内訳は全額一般財源となっております。内容につきましては、省略させていただきます。

続きまして、職員費に入らせていただきます。

104ページをお開きください。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額3億6,647万1,000円、前年度比較2,000円の減、財源内訳は国・道支出金437万円、その他特定財源1,096万5,000円、一般財源3億5,113万6,000円となっております。本目は、職員109人中、広域連合への派遣2人を除きました107人から各特別会計、一般会計のうち福祉医療センター及び公営住宅建設費、消防費に計上の55人を除きました一般職員52人に特別職3人を含めた55人分の人件費の計上となっております。2節給料は、昨年の健全化計画に基づき町長の給料30%、副町長、教育長の給料25%削減並びに職員給料を20%削減を継続とし、定年退職者等4名の減員によりまして、前年度対比1,037万9,000円の減で1億8,127万4,000円の計上で、3節職員手当等は平成19年の人事院勧告を1年おくれで実施することとともに、期末、勤勉手当0.05月分等の改正並びに先日議決いただきました議案第4号によります手当10%削減を本来給料額で削減した額からの削減に改正することに伴いますことから、前年度対比1,048万6,000円の増で9,350万1,000円の計上。4節共済費並びに19節負担金、補助及び交付金は、職員数の減並びに負担率の引き上げなどにより、それぞれ前年度対比で若干の増減となっております。

次に、106ページをお開きください。予備費になります。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、前年度同額、財源内訳は全額一般財源となっております。内容説明は、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち

切ります。

以上で歳出について審査を終わります。

それでは、16ページ、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、歳入につきまして一括説明させていただきます。例年どおり、前年度と比較いたしまして増減の大きいものにつきまして説明いたします。異動の小さいものにつきましては、読み上げ等を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

16ページをお開きください。初めに、町税、町民税、1目個人、本年度予算額7,914万5,000円、前年度対比337万1,000円の減額となっております。所得割分の減少によるものであります。

2目法人、本年度予算額1,147万8,000円、前年度比較219万7,000円の増額となっております。進出企業の業績が伸びているため、法人税割の増が大きな要素となっております。

1目固定資産税、本年度予算額6,140万9,000円、前年度比較75万5,000円の減額は、郵政公社の民営化によります家屋への増と償却資産の減額による相殺となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額7万1,000円、前年度比較67万7,000円の減額は、郵政公社の民営化に伴い、固定資産税へ移行したものとなっております。

次に、軽自動車税に入らせていただきます。1目軽自動車税583万6,000円、前年度比較11万7,000円の増額は、自家用軽4輪の台数増によるものとなっております。

1目町たばこ税、本年度予算額2,432万4,000円、前年度比較178万6,000円の減額は、一般銘柄の喫煙本数の減によるものとなっております。

1目鉱産税、本年度予算額70万4,000円、前年度比較3万5,000円の減額は、計画出炭

量が2万1,000トンから2万トンになったものによるものとなっております。

次に、入湯税ですが、本年度予算額531万5,000円で、前年度同額としており、一昨年度から賦課を始めたもので、前年度同数の日帰り客数8万3,800人、宿泊客を前年度同数の7,500人を見込んだものとしております。

次に、地方譲与税の自動車重量譲与税から利子割交付金までは、景気の不透明感により歳入を厳しく見たもので、それぞれ減額となっております。

18ページの配当割交付金から地方特例交付金までは、前年度同様または実績勘案に基づきまして計上しておりますので、ご説明を省略させていただきます。

地方交付税に入らせていただきます。1目地方交付税、本年度予算額13億8,000万円、前年度対比1,000万円の増額は、普通交付税において地方再生対策費の増額分2,800万円と普通交付税に算定されます公債費の償還終了により減額とされる分の相殺によるものとなっております。特別交付税におきましては、ルール分6.5%程度の1,000万円減を見込んだものとなっております。

次に、分担金及び負担金ですが、1目民生費負担金、本年度予算額1,056万9,000円、前年度比較139万3,000円の減額は、老人福祉施設及び保育園入所者の減によるものでございます。

使用料及び手数料、使用料、1目総務使用料、2目衛生使用料、3目商工使用料は省略いたしまして、4目土木使用料、本年度予算額1億8,573万3,000円、前年度対比717万1,000円の減額は、2節住宅使用料の公営・改良・単身者住宅使用料の空戸分によるものであります。

5目教育使用料、本年度予算額136万円、前年度比較20万円の減額は、パークゴルフ場使用料で、前年度実績を勘案し、利用者の減によるものとなっております。

手数料、1目総務手数料、本年度予算額271万7,000円、前年度比較35万2,000円の減額は、戸籍住民票及び諸証明の実績に基づき計上しているものであります。

20ページをお開きください。1目証紙収入、本年度予算額2,654万5,000円、前年度比較374万5,000円の減額は、し尿の下水道整備及び人口減により年間1,800キロリットルとし、昨年より200キロリットル減、またごみ処理収集量においては人口減等によるものとなっております。

次に、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金、本年度予算額6,804万3,000円、前年度比較358万3,000円の減額は、1節社会福祉費負担金では障害者自立支援法に基づきまして該当者の減によるものと2節国民健康保険負担金が後期高齢者医療保険の導入の影響によりまして基盤安定等負担金が減となっておりますし、衛生負担金も同様に老人保健事業が廃止となり、後期高齢者医療保険により廃目となっております。

次に、国庫補助金、2目土木費補助金、本年度予算額678万6,000円、前年度比較90万円の増額は、公営、改良住宅の水洗化及び火災報知機の工事に係る補助金の増によるものであります。そのほかは、説明を省略させていただきます。

続きまして、21ページの道支出金、道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額5,151万円、前年度比較1,714万5,000円の減額は、1節社会福祉費負担金において、国庫支出金での説明と同様に障害者自立支援法に伴うものの予算を計上しております。2節老人福祉費負担金では、老人医療費の後期高齢者医療保険への移行により減となるもので、3節の国民健康保険負担金も同様となっております。

下段の2目保険基盤安定拠出金1,070万4,000円は、後期高齢者医療保険として道が一たん町の一般会計に負担を行い、一般会計から後期

高齢者保険会計へ拠出するものであります。

22ページの衛生費負担金は、老人保健事業が廃止となり、後期高齢者医療保険により廃目となっております。

次に、道補助金、2目民生費補助金、本年度予算額1,254万9,000円、前年度比較94万円の増額は、1節社会福祉費補助金の障害者自立支援対策推進事業として121万2,000円ですが、昨年12月補正予算でご説明申し上げましたとおり障害者自立支援法へのスムーズな移行と定着のため制度改正の激変緩和措置の一環として、障害者が利用している事業所並びに利用障害者へ道が4分の3を補助し、町が4分の1を支出するものであります。

また、4目の農林水産業費補助金74万1,000円につきましても昨年12月補正予算にて計上いたしました森林整備のため、境界区域のくい打ちや歩道の整備等を行うことへの補助金で、平成23年度までの事業として、道が国より2分の1を得て4分の3を補助し、町が4分の1を支出するものであります。

道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額704万2,000円、前年度比較799万3,000円の減額は、昨年実施の北海道知事、道議会議員選挙並びに参議院議員選挙の選挙費の減によるものとなっております。

次に、財産収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,965万3,000円、前年度比較136万6,000円の減額は、建物貸付収入において本町にあります町有資産等を事業所に貸し付けしてありましたが、撤退によりましての減となっております。

財産売却収入及び寄附金は、ご説明を省略させていただきます。

次に、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額50万円、前年度比較4,950万円の減額は、本年度は減債基金の取り崩しを行わず、地域振興基金の繰入金を見込むもので、寄附



された方の意思を目に見える形で反映し、積み立てております地域振興基金から歳出の元気・潤いたウン推進事業に充当するものを計上しておりません。

続きまして、諸収入であります。延滞金、加算金及び過料から貸付金元金収入につきましては、ご説明を省略させていただきます。

24ページの受託事業収入に入らせていただきます。1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額47万円は、後期高齢者医療保険制度の導入により北海道後期高齢者広域連合より75歳以上の方に町が特定健診を実施することになりますので、歳出に見合う歳入となっております。

雑入、5目雑入、本年度予算額2億2,420万1,000円、前年度比較867万8,000円の減額の主なものは、重度・ひとり親医療高額療養費の減、特別養護老人ホームの入所者介護度変更により介護サービス収入等の減が主なものとなっております。

最後になりますが、町債に入らせていただきます。町債、町債、1目総務債、本年度予算額9,500万円、前年度比較710万円の減額は、1節臨時財政対策債において国の予算縮小によりましての減、2目土木債、本年度予算額1,380万円、前年度比較280万円の減額は、1節道路橋りょう債の昨年実施の鶉本町団地線改良事業の事業終了による減が主なものとなっております。

また、昨年実施の民生債、鶉本町生活館と中央ふれあいセンターの下水道接続事業が終了いたしましたので、廃目となっております。

以上、概要といたしますが、本町の財政状況は極めて厳しいものとなっております。今後も健全化計画を着実に進めることが必要となっておりますことでもありますので、一般財源であります町税並びに使用料など徴収業務に努めまして、適切な財政運営を実施してまいりたいと存じますことを申し上げ、説明とさせていただきます。

以上であります。

○委員長（椿原満春） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですから、打ち切ります。

次、9ページ、第2表、地方債について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入について審査を終了いたします。

ここで歳入歳出全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成20年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決することにいたしました。

---

#### 散会の宣告

○委員長（椿原満春） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、あす19日は午前10時から委員会を再開いたしますので、出席方よろしくお願ひいたします。

ます。

ご苦労さまでした。

( 散会 午後 1時27分 )

予 算 特 別 委 員 会

( 第 2 号 )

## 平成20年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月19日（水曜日）午前10時00分 開議  
午前11時08分 閉会

### ○議事日程 第2号

議案第18号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算

議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算

議案第22号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算

議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算

議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第25号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算

---

### 開議の宣告

○委員長（椿原満春） ただいまの出席委員は8名でございます。

横溝委員は、所用のため欠席の届け出がありました。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### 議案第18号

○委員長（椿原満春） 議案第18号、ページ数124ページです。平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） それでは、平成20年度国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

なお、本日は所管係長であります斉藤福祉介護医療係長が同席をしております。よろしくお願いをいたします。

それでは、歳出からまいります。126ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億7,232万6,000円、前年度比較5,691万8,000円の減で、財源内訳はその他特定財源6,674万2,000円、一般財源1億5,587万4,000円でございます。本目は、空知中部広域連合への分賦金が大きなものとなっております。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、1億7,225万8,000円の計上で、前年度比5,691万8,000円の減でございます。すべて広域連合への分賦金でございますが、減額の内訳は医療費に係る医療給付費事業負担金が老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行に伴いまして、老人保健拠出金分がなくなることで5,379万5,000円の減、人件費や事務費などを含みます共通管理経費負担金がこちら老人保健業務の廃止によりまして人件費の縮小で64万円の減、介護保険納付負担金が介護保険給付費の減少傾向によりまして248万3,000円の減でございます。

次に、2項の徴税费でございます。1目賦課徴収費、本年度予算額64万3,000円、前年度比較2万8,000円の減で、すべて一般財源でございます。国保運営協議会と国保税の賦課徴収に関する経費で、前年同様の計上につき、説明は

省略をさせていただきます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年度同額でございますので、こちらを説明を省略させていただきます。

前のページへお戻り願います。歳入でございます。124ページでございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額5,417万3,000円、前年度比較6,348万3,000円の減でございます。1節の医療給付費分現年課税分につきまして、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療に移行することを主な要因に被保険者数で前年度比872人減の990人、世帯数は前年度比551世帯減の679世帯、1人当たりの税額が前年比1万711円減の4万9,827円、1世帯当たりの税額は前年度比1万8,995円減の7万2,649円と見込んでの計上でございますが、75歳以上の年金所得者が大量に抜けることにより被保険者数の減と所得の減少が大幅な減額要因となったものでございます。後期高齢者の影響のない2節の介護納付金分現年課税分につきましては、前年度比9万円の減でございます。こちら374万4,000円とほぼ昨年並みの計上でございます。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額5,219万2,000円、前年度比較231万4,000円の減でございます。1節の医療給付費分現年課税分でございます。被保険者数、世帯数ともほぼ前年同様でございますが、年金収入以外の稼働収入の減で、前年比190万2,000円減の4,947万2,000円の計上でございます。2節介護納付金分現年課税分につきましては、被保険者数で32人減の140人、世帯数で28世帯減の100世帯と減少したことを主な要因に前年比41万2,000円減の162万円の計上でございます。

次のページの2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度と同額でございます。

す。

次の3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額6,674万2,000円で、前年度比較885万1,000円の増でございます。繰入金につきましては、保険基盤安定等繰入金などのいわゆるルール分と医療制度改正によりルール分の減少により歳入不足分も含め計上をさせていただいております。それで、収支の均衡を図ったところでございます。

次の4款諸収入につきましては、前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第18号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

議案第19号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） それでは、平成20年度の後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

ご承知のとおり、今年度新たに設置の特別会計でございます。副町長からも概要につきまして詳しく説明をさせていただいておりますし、また条例の中でもこの特別会計の関係につきましては触れさせていただいております。

それでは、歳出からまいります。134ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額5万5,000円、財源内訳はすべてその他特定財源でございます。こちらは、旅費と消耗品の一般事務に要する経費の9節旅費と11節需用費への計上でございます。

次の2目の徴収費、本年度予算額47万円、すべてその他特定財源でございます。納付書、封筒、郵便料などの徴収事務に要する経費の11節需用費、12節役務費への計上でございます。

次の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額8,100万円の計上でございます。財源内訳は、その他特定財源1,707万9,000円、一般財源6,392万1,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。保険料の徴収分を納付する保険料等の負担分、これが7,828万9,000円、人件費等の事務費負担金271万1,000円の計上でございます。

次の3款予備費10万円の計上でございます。こちらは、すべて一般財源でございますが、説明は省略をさせていただきます。

前のページへお戻り願います。歳入でございま

す。132ページでございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額5,121万3,000円の計上でございます。

次の2目の普通徴収1,280万3,000円の計上でございます。概要で説明したとおりでございますが、全被保険者数927人、1人当たりの保険料6万9,057円でございますが、これを特別徴収が8割、普通徴収が2割に振り分けての概算での計上でございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上でございます。説明は省略をさせていただきます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額333万1,000円、こちらは広域連合への事務費負担分271万1,000円を含めた事務経費分に対する繰り入れでございます。

2目の保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,427万3,000円の計上でございます。こちらは、低所得者軽減に伴います、いわゆるルール分の計上でございます。

次の4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目過料と2項預金利子、1目預金利子、3項雑入、1目雑入は、それぞれ1,000円の計上でございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第19号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第20号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、平成20年度土地開発造成事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。

予算の概要書でも触れておりますが、本会計につきましてはこれまで工業団地造成事業を含め予算計上をしておりましたが、工業団地にかかわる公債費の償還が平成19年度をもって終了したことにより、本年度からは宅地造成事業のみの予算計上となるものでございます。

初めに、歳出からご説明を申し上げますので、139ページをお開き願いたいと思います。宅地造成費、宅地造成費、1目宅地造成費、本年度予算額14万7,000円、前年度と同額で、財源内訳は全額一般財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

公債費、公債費、1目元金、本年度予算額1,478万円、前年度対比889万8,000円の

減となっております。財源内訳は、その他特定財源222万1,000円、一般財源1,255万9,000円でございます。

2目利子、本年度予算額52万1,000円、前年度対比43万5,000円の減となっております。財源内訳は、一般財源でございます。元金、利子とも工業団地造成事業分の償還が終了したことによる減で、宅地造成事業分は平成7年度から平成11年までの用地の取得造成にかかわる4件分を計上するものでございます。

次に、138ページの歳入について説明を申し上げます。財産収入、財産売却収入、1目宅地売却収入、本年度予算額1,322万7,000円、前年度対比167万8,000円減で計上いたしました。昨年度鶉本町分譲団地で1区画を売却をしたもので、現在本町分譲地に1区画、中町分譲地に3区画、鶉本町分譲地に4区画、中央分譲地に1区画の計9区画の未売却地があり、これらの宅地の売却に努めることとして予算計上をするものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額222万1,000円、前年度対比765万5,000円の減は、先ほども説明いたしました。工業用地造成事業分にかかわる公債費の減によるもので、一般会計からの繰り入れにより収支の均衡を図るものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

#### 議案第21号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。是洞診療所事務長。

○町立診療所事務長（是洞春輝） それでは、ご指示によりまして、平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げます。145ページをお開き願いたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額5,778万5,000円で、前年度と比較いたしまして86万6,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源が2,698万4,000円で、一般財源3,080万1,000円でございます。主な内容でございます。2節給料2,352万8,000円、3節職員手当等1,306万7,000円、4節共済費521万6,000円、19節負担金、補助及び交付金の中にあります退職手当組合負担金442万3,000円など、医師のほか3人の人件費の総額が66万円増の4,623万4,000円となります。手当や共済費、退職手当組合等の率の改定による増でございます。7節賃金につきましても、代替看護師、臨時清掃員それぞれ1名分で、前年度と同じ270万9,000円となります。11節需用費につきましては、前年度と比較しまして16万6,000円増の217万7,000円となっております。主に次のページにあります燃料の重油が単価アッ

プされた分による増でございます。13節委託料は、前年度より6万2,000円増の101万9,000円となります。施設清掃委託のうち隔年で実施しておりますガラス、照明清掃が実施されるものでございます。その他の節につきまして、おおむね前年度と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

次に、2款医業費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額4,405万円で、前年度と比較いたしまして317万円の減額でございます。財源内訳は、同額一般財源でございます。これにより、11節需用費は前年度と比較しまして3万1,000円減の4,181万円となります。主に薬品の減によるものでございます。13節委託料につきましても、各検査件数の減により16万円減の224万円となっております。いずれもジェネリック薬品の使用や患者の受診の減によるところによる減額となるものでございます。

次の3款諸支出金につきましては、省略させていただきます。

4款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額90万3,000円、前年度と比較しまして1万1,000円の増でございます。財源内訳は、同額その他特定財源でございます。

2目利子、本年度予算額56万円で、前年度比較では1万1,000円の減でございます。財源内訳は、同額その他特定財源でございます。これは、いずれも施設整備にかかわる公債費の償還にかかわるものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費10万円、前年度と同額でございます。

以上、歳出の内容についてご説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。144ページに戻りたいと思います。2、歳入1款医療収入、1項診療収入であります。本年度におきましては1日当たりの患者数を40人と見込み、計上したものでございます。



1目患者負担収入、本年度予算額1,372万1,000円で、前年度比較では98万円の減でございます。

2目保険者負担収入、本年度予算額5,628万円で、前年度の比較では402万円の減となるものでございます。いずれも慢性期患者さんの多くが高齢で、症状の進行による長期入院や施設入所などから受診が減少したことやこれに伴い流行性感冒や急性疾患による受診減を見込み、減額するものでございます。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金の1目老人保健施設負担金と2目の特別養護老人ホーム負担金につきましては、前年度と同額でございます。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額500万円で、前年度と同額でございます。

次、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額812万3,000円で、前年度の比較で269万6,000円の増でございます。診療収入などの財源不足について一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち

切ります。

これより採決いたします。議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第22号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第22号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。是洞老人保健施設長。

○老人保健施設長（是洞春輝） ご指示によりまして、平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳出の方から説明させていただきます。161ページをお開き願います。3、歳出、1款老人保健施設費、1項総務費、1目一般管理費、本年度予算額1億4,301万3,000円、前年度と比較しまして627万4,000円の増でございます。財源の内訳は、その他特定財源が1,853万2,000円、一般財源が1億2,448万1,000円となります。主な内容についてご説明申し上げます。2節給料3,417万2,000円、3節職員手当等1,921万6,000円、4節共済費1,160万3,000円、19節負担金、補助及び交付金にありますが退職手当組合負担金641万2,000円など、看護師3名、介護員6、そのほか4名、合計13人の人件費の総額は、手当や共済費、退職組合の率の改定によりまして前年度と比較して398万7,000円増の7,140万3,000円となります。賃金につきましては、代替介護員6名、代替看護師2名のほか1名など計9名の賃金で、前年度同額の1,644万5,000円となるものでございます。162ペ

ージになります。11節需用費につきましては、前年度と比較しまして213万7,000円増の3,422万9,000円となっています。消耗品のうち医薬品がジェネリック医薬品の使用により36万減の360万円、医療用は前年度の実績を勘案して15万3,000円減の36万となっています。燃料費は、260万円増の1,060万円で、燃料の単価アップによるものでございます。13節委託料は、前年度と比較しまして18万9,000円増の357万4,000円となります。これは、施設清掃のうち隔年で予定しておりますガラス、照明清掃が実施されるものでございます。14節材料及び賃借料、16節原材料費、それから19節負担金、補助及び交付金は、前年度と同額の内容なので、内容の説明は省略させていただきます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,414万4,000円、前年度と比較いたしまして29万6,000円の減でございます。財源内訳は、同額一般財源でございます。

次のページになります。2目利子、本年度予算額938万7,000円、前年度と比較いたしまして66万9,000円の減でございます。財源内訳は、同額一般財源でございます。これらは、いずれも施設整備の償還にかかわるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきました。

続きまして、歳入に入らせていただきます。160ページにお戻り願います。2、歳入、1款施設サービス収入、1項介護給付費収入であります。入所者を1日当たり前年度と同じ45人と見込み、計上したものでございます。

1目施設介護サービス費収入、本年度予算額1億3,368万8,000円で、前年度と比較いたしまして537万1,000円の増となります。

2目居宅介護サービス費収入、本年度予算額7

7万2,000円で、前年度と比較しまして37万4,000円の減となります。

2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、本年度予算額1,351万2,000円で、前年度と比較しまして56万1,000円の増となります。これらは、いずれも介護度の階層区分の変動による介護報酬額の増と短期入所利用者の減によるものでございます。

2款利用料、1項利用料、1目利用料、本年度予算額1,853万2,000円で、前年度と比較いたしまして24万9,000円の減で、短期入所利用者数の減によるものでございます。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額14万円で、前年度と同額でございます。

以上、老人保健施設会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようでございますので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成20年度上砂川町

老人保健施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

議案第23号

○委員長（椿原満春） 議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、土地取得事業特別会計につきましてご説明申し上げます。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得し、原則取得後10年以内に公共の事業に供するものであります。本年度につきましては、用地取得が発生しないため、公債費の償還のみの予算計上となっております。

それでは、175ページをお開きください。歳出からご説明申し上げます。1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,120万9,000円、前年度比較4万円の増額となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源となっております。23節償還金、利子及び割引料1,120万9,000円は、平成8年度、平成10年度借り入れの2件の長期債償還元金であり、元金の増によるものであります。

2目利子、本年度予算額60万9,000円、前年度比較19万7,000円の減額となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源となっております。元金同様2件分の償還利子の計上となったものであり、利子の減によるものであります。

次に、歳入に入らせていただきます。1款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,181万8,000円、前年度比較15万7,000円の減額となっております。一般会計繰入金をもって収支の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成20年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時46分

○委員長（椿原満春） 休憩を解きまして会議を開きます。

---

議案第24号

○委員長（椿原満春） 議案第24号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、平成20年度下水道事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明を申し上げますので、182ページをお開き願います。下水道費、下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額821万8,000円、前年度対比で55万3,000円の

減となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、石狩川流域下水道組合等の負担金及び受益者分担金賦課徴収事務等にかかります一般経常経費を措置をするものでございます。14節使用料及び賃借料55万9,000円の計上でございますけれども、本年度につきましては受益者分担金システムを更新するものでございます。27節公課費1万6,000円の計上で116万円の減額は、昨年度施行の繰越明許事業の終了によりまして納付すべき消費税が減額となるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2目下水道建設費、本年度予算額7,995万3,000円、前年度対比で3,842万8,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金2,750万円、起債3,330万円、その他特定財源1,915万3,000円でございます。本目は、下水道事業にかかわります職員の人件費と下水道建設に要する経費を計上するものでございます。人件費は、職員2名分として1,461万8,000円の計上で3,001万3,000円の減額は、昨年4月の人事異動によるものでございます。次のページ、11節需用費45万2,000円の計上で21万4,000円の減は、消耗品等で補助対象事務費の減によるものでございます。13節委託料813万8,000円の計上で368万5,000円の減額となっておりますが、本年度は平成21年度事業にかかわります鶉地区の520メートルの実施設計と80メートルの測量調査費を計上するものでございます。14節使用料及び賃借料109万7,000円の計上で13万円の増は、昨年度に積算システム借り上げなど繰越明許分を除き7カ月分を計上いたしましたことが、本年度につきましては1年分を計上したことによる増でございます。15節工事請負費5,100万円の計上で3,100万円の減は、工事につきましてはお手元の資料ナンバ

ー14をごらんをいただきたいと思います。資料ナンバー14に記載をしておりますけれども、工事の内訳はそこに記載の5本の工事でございますし、工事箇所につきましては裏面に書いておりますとおり本年度につきましては東鶉、鶉地区で406メートルの污水管の布設工事を施行するものでございます。19節負担金、補助及び交付金のうち石狩川流域下水道建設負担金につきましては246万3,000円の計上で、54万6,000円の減は奈井江浄化センター等の整備にかかわります経費の減によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、下水道費、下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額434万7,000円、前年度対比で32万4,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、下水道の維持管理にかかわります経費を措置している目でございます。11節需用費145万7,000円の計上で11万7,000円の増につきましては、消耗品費でスタッドレスタイヤの購入及びマンホールポンプの電気料の増によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開き願います。公債費、公債費、1目元金、本年度予算額1億391万3,000円、前年度対比541万5,000円の増となっております。財源内訳は、起債6,730万円、その他特定財源3,661万3,000円でございます。平成16年度借入れの起債が償還に入ったことによる増で、60件分を計上するものでございます。

2目利子、本年度予算額2,783万4,000円、前年度対比144万1,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源1,642万5,000円、一般財源1,140万9,000円でございます。平成9年度から平成19年

度までの起債借り入れにかかわります償還利子8  
8件分として144万1,000円増の2,633  
万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、181ページ、歳入についてご説  
明を申し上げます。181ページでございます。  
分担金及び負担金、受益者分担金、1目受益者分  
担金、本年度予算額400万7,000円、前年  
度対比110万3,000円の減は、公的住宅で  
前年度より28戸減の155戸分と一般住宅で3  
5戸減の70戸分の合計225戸分を計上するも  
のでございます。

使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料、  
本年度予算額2,407万2,000円、前年度対  
比45万8,000円の増となっておりますが、  
公的住宅、一般住宅を合わせ前年度より52戸増  
の923戸分を計上するものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目下水道事業費補  
助金、本年度予算額2,750万円、前年度対比  
1,750万円の減となっておりますが、補助対  
象事業費の減によるものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目他会計繰入金、本  
年度予算額6,818万4,000円、前年度対比  
405万6,000円の減は、人件費及び公債費  
の減によるものでございます。

次に、町債、町債、1目下水道事業債、本年度  
予算額1億60万円、前年度対比960万円の減  
となっております。特定環境保全公共下水道債3,  
120万円の計上で1,750万円の減、流域下  
水道事業債210万円の計上で70万円の減につ  
きましては、起債対象事業費の減によるもので  
ございます。資本費平準化債6,730万円の計上  
で860万円の増は、元金償還金の増によるも  
のでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。  
○委員長(椿原満春) 以上で内容の説明を終わ  
ります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって  
質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち  
切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ござ  
いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち  
切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち  
切ります。

これより採決いたします。議案第24号につい  
て、原案のとおり可決することにご異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成20年度上砂川町  
下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決い  
たしました。

---

#### 議案第25号

○委員長(椿原満春) 次、議案第25号 平成  
20年度上砂川町水道事業会計予算について議題  
といたします。

内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長(高木則和) それでは、平成2  
0年度水道事業会計予算について内容の説明を申  
し上げます。

収益的支出から説明を申し上げますので、20  
1ページをお開き願いたいと思います。収益的支  
出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水  
費、本年度予算額1,532万5,000円、前年  
度対比で138万9,000円の増となっております。本目は、原水の取水、ろ過、滅菌等にか  
かわります施設の維持管理及び作業に要する費用を  
措置する目でございます。主なものについて説明  
を申し上げます。委託料211万4,000円の

計上で84万9,000円の増は、浄水場各施設の排泥作業が隔年実施の年に当たることによるものでございます。手数料111万1,000円の計上で14万円の増は水質検査項目等の増によるもので、動力費430万円の計上で30万円の増につきましては単価アップによるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。2目配水及び給水費、本年度予算額594万円、前年度対比で73万6,000円の減となっております。委託料26万4,000円の計上で73万6,000円の減は、配水管の排泥作業が隔年実施の休止の年に当たることによるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、3目業務費、本年度予算額161万6,000円、前年度対比で4万8,000円の減となっておりますが、検針業務委託料等の件数の減によるもので、本年度につきましては70件減の2,230件を見込み、計上しております。

次に、4目総係費、本年度予算額3,176万4,000円、前年度対比161万4,000円の増となっております。本目は、職員の人件費、事業活動の全般に関連いたします費用及び料金の調定及び収納にかかわります費用を措置しているものでございます。人件費につきましては、職員と嘱託員を含めまして2,405万3,000円の計上で120万円の増額につきましては、一般会計同様手当等の増によるものでございます。賃借料189万円の計上は、上下水道料金システムの更新によるものでございます。負担金487万8,000円の計上で102万2,000円の減額につきましては、昨年度実施いたしました砂川北光ポンプ場の解体費用の減によるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

ます。

5目減価償却費、本年度予算額6,142万5,000円、前年度対比1万6,000円の増でございます。前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額5,572万3,000円、前年度対比212万6,000円の減は、償還利息の減少によるもので、本年度につきましては昭和53年度から平成19年度までの借りに係ります企業債20件分、5,422万3,000円を計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額180万円、前年度対比30万円の増は、料金の不納欠損で52件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額392万円、前年度対比121万7,000円の増は、建設改良事業費の減により控除対象消費税も減額となりまして、納付すべき消費税が増となったことによるものでございます。

次に、収益的収入の説明に入りますので、200ページをお開き願います。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益、本年度予算額1億3,270万4,000円、前年度対比789万7,000円の減額で計上しております。内訳につきましては、家事用が前年度対比で200万1,000円の減で7,247万3,000円の計上、このうち一般分といたしまして50件分の1,690件、福祉料金の該当分といたしまして老人世帯、身障世帯等10件増の360件、合わせまして2,050件を見込んで計上したものでございます。業務用につきましては、10件減の120件を見込み、前年度対比599万円減の5,811万1,000円を計上しております。浴場用につきましては、緑が丘共同浴場を除き3件分で計上するものでございます。

次に、営業外収益、2目繰入金につきましては、

収支不足補てんのための一般会計からの繰入金で、本年度予算額4,276万6,000円、前年度対比903万9,000円の増で計上しておりますけれども、給水収益の減と人件費等の増によるものでございます。

3目他会計負担金、本年度予算額194万1,000円、前年度対比48万4,000円の増は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、積算根拠となる上下水道料金システムの更新等に伴う賃借料等の増によるものでございます。

引き続き資本的支出について説明を申し上げますので、206ページをお開き願います。資本的支出、企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額6,081万7,000円、前年度対比292万1,000円の増は、償還元金の増によるもので、昭和53年度から平成6年度までの企業債16件分を計上するものでございます。

次に、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額3,990万円、前年度対比2,297万5,000円の減は、建設事業費の減によるもので、本年度につきましては資料のナンバー15をごらんをいただきたいと思います。内訳につきましては、資料ナンバー15に書いております。その裏に図面がついておりますけれども、今年度の工事請負費の関係につきましては、老朽化が著しく漏水が頻発をしております鶉地区の配水管の布設がえと湯水対策用のポンプの更新による経費として3,820万円を計上いたしますとともに、委託料につきましてはこれらの事業にかかります測量調査及び実施設計費として170万円を計上するものでございます。

最後になりますが、資本的収入について説明をいたしますので、205ページをお開き願います。資本的収入、企業債、1目企業債2,830万円、前年度対比1,660万円の減、国庫補助金、1目国庫補助金1,090万円、前年度対比699万2,000円の減は建設改良事業費の減による

もので、他会計補助金、1目他会計補助金70万円、前年度対比61万7,000円の減は建設改良事業費の一般財源分として計上するものでございます。

なお、資本的収入額に対し資本的支出額が不足する6,081万7,000円につきましては、内部留保資金にて補てんをするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。  
○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成20年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○委員長（椿原満春） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査がすべて終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、そ

の旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力心から感謝申し上げます、ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 08 分)



出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.17	3.21	3.18	3.19
1	貝 沼 宏 幸						
2	堀 内 哲 夫						
3	高 橋 成 和						
4	大 内 兆 春						
5	川 上 三 男						
6	小 林 繁						
7	横 溝 一 成						×
8	柳 川 暉 雄						
9	森 国 三						
10	椿 原 満 春						

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.17	3.21	3.18	3.19
町 長	加賀谷 政 清						
副 町 長	貝 田 喜 雄						
教 育 長	櫻 満 雄						×
教 育 委 員 長	大 西 よし子						
監 査 委 員	道 藤 秋 夫						
議 会 事 務 局 長	渡 辺 修 一						
監 査 事 務 局 長							
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一						
企 画 産 業 課 長	林 智 明						
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫						
町 民 生 活 課 長	高 橋 良						
建 設 水 道 課 長	高 木 則 和						
出 納 室 長	勝 又 寛						
消 防 長	川 下 清						×
教 育 次 長	小 林 均						×
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝						
建設水道課主幹	中 島 隆 行					×	
上 水 道 係 長	佐 藤 康 弘					×	
福 祉 介 護 医 療 係 長	斉 藤 昭 彦					×	

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.17	3.21	3.18	3.19
事 務 局 長	渡 辺 修 一						
書 記	高 橋 真 利 子						